

第 6 回定例会

# 南部町議会会議録

平成18年12月 8 日 開会  
平成18年12月14日 閉会

南部町議会

## 第 6 回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号(12月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
提出議案提案理由説明	5
陳情第 6 号の上程、委員会付託	1 1
散会の宣告	1 1

### 第 2 号(12月11日)

議事日程	1 3
本日の会議に付した事件	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4
職務のため出席した者の職氏名	1 5
開議の宣告	1 6
一般質問	1 6
長 根 和 夫 君	1 6

工藤幸子君	28
内村貞子君	36
中村善一君	41
伊達一夫君	52
散会の宣告	57

### 第 3 号 (12月12日)

議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	60
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	60
職務のため出席した者の職氏名	61
開議の宣告	62
一般質問	62
高橋隆博君	62
立花寛子君	68
山口博个君	81
川守田稔君	93
散会の宣告	102

### 第 4 号 (12月14日)

議事日程	103
本日の会議に付した事件	104
出席議員	104
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	105
職務のため出席した者の職氏名	106

開議の宣告	107
報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
報告第30号から報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
報告第32号から報告第33号の上程、説明、質疑	111
議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第191号から議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第199号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第200号から議案第201号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第202号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第203号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第204号から議案第211号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	161
発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
各常任委員会の報告、質疑	163
委員会の閉会中の継続審査(調査)の件	164
閉会の宣告	164
署名議員	167

## 第6回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成18年12月8日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情第6号 最低保障年金制度の創設を求める陳情書

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（38名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
9番	庭田 豊茂 君	10番	夏坂 清蔵 君
11番	長根 和夫 君	12番	工藤 幸子 君
13番	四戸 清 君	14番	内村 貞子 君
15番	工藤 和夫 君	17番	佐々木 幹夫 君
18番	馬場 又彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立花 寛子 君	22番	大久保 俊和 君
24番	滝田 米作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金嘉 君	27番	工藤 久夫 君
28番	坂本 正紀 君	30番	河端 幸蔵 君
31番	相田 耕作 君	32番	山口 博个 君
33番	沼畑 繁 君	34番	小笠原 義弘 君
35番	佐々木 元作 君	36番	伊達 一夫 君

37番 金 沢 和 夫 君  
40番 宮 野 正 君  
42番 野 田 清 八 君

39番 東 寿 一 君  
41番 西 塚 芳 弥 君  
43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富 士 夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

---

### 開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。議員定足数に達しておりますので、これより第6回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

### 議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る12月1日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第6回南部町議会定例会の運営について協議いたしました。決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が24件、報告5件、陳情1件、意見書1件ほか常任委員会の報告でございます。一般質問される方は9名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。なお、陳情書につきましては所管の教育民生常任委員会に審査を付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、今定例会の会期は本日12月8日から14日までの7日間といたしました。なお、12月9日、10日は休日のため、13日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、代表監査委員であります。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番、長根和夫君、12番、工藤幸子君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日12月8日から12月14日までにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、12月8日から12月14日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、12月9日、10日は休日のため、13日は議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、12月9日、10日、13日は休会とすることに決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、監査委員より平成18年度随時監査及び定期監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

.....

#### 提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで本定例会に上程されました町長提出議案24件、報告5件について町長から提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、12月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成18年第6回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、開会できますことに衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分報告5件、平成18年度南部町一般会計補正予算案ほか条例の一部を改正する条例の制定、工事請負契約の締結などの議案24件、合わせて29件であります。提出案件の概要をご説明する前に、9月議会以降のこれまでの町政運営の状況につきましてご報告いたします。

まず、10月7日から8日にかけて三陸沖を北上した低気圧による大雨の影響で、馬淵川が観測以来過去最高の水位を記録し、町内各地ではらんし、家屋や田畑に浸水などの被害をもたらしました。被害の状況につきましては、10月23日の議会全員協議会において報告説明させていただきましたが、その後被害状況が確定いたしましたものと、復旧の状況、今後の取り組みなどについて報告させていただきます。

まずは被害額であります。農林水産業施設1億4,402万6,000円、公共土木施設が6,420万円、その他の農産被害3,943万5,000円、水産被害200万円、商工被害90万円で、総額で2億5,056万1,000円となりました。さきの全員協議会報告時よりも1億23万3,000円増加しましたが、これは主に農林水産業施設分でありまして、被害調査が進んだことによるものであります。住家の被害

は、前回報告時と変わりなく、床上浸水21世帯、床下浸水27世帯でありました。

次に、復旧の状況であります。道路については応急処置等を実施し、苫米地橋以外は通行どめ箇所はございません。また、福地ふれあい公園につきましても、まだ完全復旧しておりませんので、安全性を考慮し立ち入りを制限しております。また、農地、農業用施設災害につきましても、災害復旧申請は29件、関係受益者45名で、申請予定額は7,664万8,000円となっております。国の災害査定は今月中に行われる予定となっており、内示があった後、交付申請を行い、速やかに復旧工事を進めてまいることとしております。とりわけ農地、農業用施設につきましても、来年の耕作期には確実に間に合わせるよう努力してまいります。

次に、今後の馬淵川の治水対策であります。11月21日に国土交通省東北整備局、青森県及び八戸市、三戸町、南部町で構成する馬淵川の総合的な治水対策協議会が発足したところであり、各機関や実務者によるワーキング会議を設置し、過去の洪水で判明した課題などを提起した上で、来年3月下旬までに総合的な治水対策の策定に向けて意見をまとめ上げる予定としております。また、今月27日には協議会構成の青森県と八戸市長、三戸町長とともに国土交通省河川局長へ早期治水対策の要望書を提出してまいることとしております。

南部町にとりましても、豊かな実りを与えてくれる母なる川、馬淵川ですが、ここ十数年、洪水が頻発しております。局所的な改善だけでなく、住民が安心して暮らせるよう、今後とも実効性のある治水対策に鋭意努力してまいり所存であります。

次に、総合振興計画についてであります。総合振興計画審議会のほかに町各種団体代表者や町民からの一般公募により南部町まちづくり委員会と町職員で構成する南部町総合振興計画策定プロジェクトチームを設置いたしました。現在まちづくり委員会とプロジェクトチーム合同による環境、教育文化、福祉防災安全、産業観光、コミュニティーの5部会を組織し、新町建設計画をもとに各部会において検討協議を重ねていただいております。来年1月にはアンケート調査も実施し、住民ニーズの把握も行い、報告書を取りまとめる予定であります。

新町が誕生して間もなく1年がたとうとしております。安倍晋三首相は、所信表明演説で地方の活力なくして国の活力はないと明言いたしました。しかしながら、近年地方財政計画の圧縮に伴って地方交付税は大きく減額されてきました。三位一体改革により税源移譲はされるものの、補助金削減分は交付税に全額算定されるわけではありません。また、全国的には景気の拡大が続いている中、県内では少しも好況感が得られない状況であり、税収の伸びも期待できません。小規模団体同士が合併した南部町は、合併したからといって財政状況が好転したわけではありません。今後とも事務事業の見直しをさらに進め、経常経費の一層の削減に努めてまいります。

これから策定される総合振興計画におきましても、実施計画等に盛り込んでいくときに財政計画と整合性を持って事業選択も行っていかなければなりません。また、事業展開の手法についても行政と地域と住民の役割分担の検討や指定管理者制度、民間委託などの行政サービスの提供方法の見直しもさらに進めてまいりたいと考えております。

収入の伸びが期待できない中で、多様化する住民ニーズにこたえ、地域の活性化を図っていくためにもお互いに知恵を出し合い、新町の町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第29号、専決処分報告、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、療養病床の70歳以上の入院者に対し、居住費等が算定されることに伴い、条例改正に急を要したため専決処分したものであります。

次に、報告第30号、専決処分報告、平成18年度南部町一般会計補正予算（第4号）についてであります。普通交付税振りかえ分として、特例となる臨時財政対策債の平成18年度限度額が交付税算定の結果、270万円増額し、4億3,120万円としたもので、起債申請が例年より早まったため専決処分したものであります。

次に、報告第31号、専決処分報告、平成18年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。平成18年10月7日発生の大雨災害の応急対策に要する経費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1,925万3,000円を追加し、予算の総額を98億4,695万1,000円としたものであります。主な歳出の内容は、消防団活動の費用弁償などを追加した消防費に230万2,000円、農林水産業施設災害復旧費に1,251万円、公共土木施設災害復旧費に436万8,000円などが主なもので、これに当たる財源として普通交付税1,918万円を追加補正したものであります。

次に、報告第32号並びに報告第33号の専決処分報告についてであります。上名久井地区農業集落排水事業の工事請負契約の変更について、処理施設の工事進捗に伴い、地下水の出水によりり面等を防水、補強する追加工事が必要となり、また施設内の配管の強度向上のため、その材質等を変更したため工事請負契約を変更したもので、変更契約額が軽易な事項の指定に該当するので専決処分したものであります。

次に、議案第188号、南部町多目的バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。道路運送法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、南部町多目的バス運行について、道路運送法80条の例外的許可運行から改正道路運送法78条により、市町村が運営する自家用有償旅客運送にその位置づけが変更され、安全、安心な運行サービスが行われるための法的整備がなされたものであります。

次に、議案第189号並びに議案第190号についてであります。八戸地域広域市町村圏事務組合の規約並びに八戸圏域水道企業団の規約の変更について、地方自治法の改正により「助役」が「副市長または副町長」に、「吏員その他の職員」が「職員」に改められ、また収入役を廃止し会計管理者を置くことなどが定められたため、それぞれの規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第191号、青森県消防補償等組合理約の全部の変更についてであります。平成19年3月31日をもって青森県市町村税滞納整理組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県自治会館管理組合が解散することに伴い、3組合の事務を4月1日から青森県市町村総合事務組合に継承することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第192号から議案第197号についてであります。青森県市町村税滞納整理組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県自治会館管理組合を平成19年3月31日をもって解散し、3組合の事務を4月1日から青森県市町村総合事務組合に事務を継承すること及び解散する3組合の財産を青森県市町村総合事務組合に帰属させることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第198号、青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法の一部改正により、青森県後期高齢者医療広域連合を設立するもので、これまで各市町村が保険者として行っていた75歳以上の後期高齢者の保険料の賦課、医療給付に関する事務等を青森県内全市町村の後期高齢者を対象に、広域連合が保険者として事務を処理していくもので、この青森県後期高齢者医療広域連合の設立について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第199号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。上名久井地区農業集落排水事業の処理施設の周辺側溝を素掘り側溝からコンクリート側溝及びL型側溝にするため契約変更を締結するもので、議決を求めるものであります。

次に、議案第200号並びに議案第201号、工事請負契約の締結についてであります。福田地区農業集落排水事業における処理施設の土木建築工事並びに電気設備工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものであります。

次に、議案第202号、土地の取得についてであります。ふるさと運動公園整備用地として1万549平方メートルを購入し、売買契約を締結するため議決を求めるものであります。

次に、議案第203号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,846万円を追加し、予算の総額を102億1,541万1,000円とするものであります。歳出の主な内容は、新年互礼会、共済組合負担金、庁舎管理費、情報関連などの費用を追加計上した総務管理費に1,488万4,000円、選挙費として農業委員会委員選挙費が無投票となったことにより1,069万円を減額、また平成19年4月に執行される予定の県議会議員選挙費の今年度中の経費として423万3,000円を追加いたしました。

次に、民生費ですが、国民健康保険基盤安定事業に係る増加分として国保特別会計への繰出金2,880万3,000円、地域包括支援センター設置準備経費として介護保険特別会計繰出金1,032万2,000円、制度改正により増加する児童手当に2,958万円、保育所広域入所児童の増加により保育所費の委託料に1,051万8,000円などを追加補正いたしました。

このほか追加補正したものは、衛生費として当初予算提出時に概算事業費として計上しておりました環境整備事務組合費に1,418万2,000円、塵芥処理事務組合費に141万5,000円、合併処理浄化槽設置補助金に268万8,000円、農林水産業費の地籍調査事業費に数値情報化業務費として616万7,000円、商工費の観光施設費として南部町農林漁業体験実習館特別会計繰出金900万円、福地地区の前平団地線改良工事費として道路橋梁費に780万円、杉沢中学校教室改修工事などを行う中学校費に238万6,000円、聖寿寺館跡立木補償費に146万6,000円、農林水産業施設災害復旧費に7,543万3,000円、公共土木施設災害復旧費に1億8,620万3,000円などを追加計上したほか、公共下水道事業債の充当率が90%から100%になったことに伴い、特別会計への繰出金を1,461万8,000円の減額、人件費の減により学校給食センター特別会計への繰出金439万2,000円をそれぞれ減額計上しております。

これに充当する財源として、普通地方交付税が1億8,758万7,000円、災害復旧事業受益者分担金1,066万6,000円、国庫支出金として保育所広域入所者がふえたことによる児童福祉費国庫負担金411万4,000円、国保保険基盤安定事業費国庫負担金1,280万6,000円、公共土木施設災害復旧費国庫補助金1億718万7,000円、県支出金として保育所運営県負担金205万8,000円、小学校修了前特例給付県負担金2,099万1,000円、国保保険基盤安定事業県負担金879万5,000円、地籍調査事業県補助金500万1,000円、農地等災害復旧事業費補助金4,277万4,000円、災害復旧事業債、臨時財政対策債などの町債に7,460万円を追加補正したものであります。

次に、議案第204号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につい

てであります。給料、職員手当などの人件費439万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,099万8,000円とするものであります。

次に、議案第205号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館特別会計補正予算（第2号）についてであります。売り上げ収入を減じて一般会計からの繰入金900万円を追加したもので、歳入歳出予算の総額を7,662万円とするものであります。

次に、議案第206号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億925万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億3,019万4,000円とするもので、歳出の主なものは一般及び退職被保険者等療養給付費に1億557万円、出産育児一時金に280万円、老人保健医療費拠出金と介護納付金については一般財源を減額し、国県支出金を追加する財源内訳補正であります。これに充当する歳入の主なものは、退職被保険者等国民健康保険税1,278万7,000円、国及び県からの財政調整交付金6,011万9,000円、療養給付費交付金1億1,361万8,000円、県国保連合会出資金535万8,000円、財政調整基金繰入金6,561万6,000円、保険基盤安定事業として一般会計繰入金2,880万3,000円などを追加計上したものであります。

次に、議案第207号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ387万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億9,157万円としたものであります。平成19年度からの新規事業である地域包括支援センター準備経費として604万6,000円を追加補正したほか、保険給付費、介護予防費などの款項目間の調整をしたもので、一般会計からの繰入金により対応するものであります。

次に、議案第208号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。介護支援サービス計画の単価減により歳入歳出それぞれ101万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を816万5,000円とするものであります。

次に、議案第209号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。南部地区の下水道工事について設計監督業務、補償費等を減額し、管渠工事を行うもので、歳入歳出それぞれ375万8,000円を減額し、予算の総額を2億903万3,000円とするものであります。

次に、議案第210号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額は変えずに施設建設費を350万円減額し、公債費の償還、施設管理費に充てたものであります。

次に、議案第211号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）につい

てであります。人件費、供用施設使用料など歳入歳出それぞれ357万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9,305万6,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問に応じまして本職初め助役、教育長並びに担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

#### 陳情第6号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） 日程第4、陳情第6号、最低保障年金制度の創設を求める陳情書は、会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の教育民生常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、常任委員会は本日本会議終了後に開催いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月9日、10日は休日のため休会とし、12月11日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時34分）

## 第6回南部町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成18年12月11日(月)午前10時開議

#### 第1 一般質問

11番 長根和夫

1. 平成19年度行財政運営について

12番 工藤幸子

1. 水害による防災工事について

2. 南部公民館建設について

14番 内村貞子

1. りんごの販売促進対策について

7番 中村善一

1. 農業の振興について

2. 教育の振興について

3. 合併前からの課題について

36番 伊達一夫

1. 統合給食センター建設について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(37名)

1番 河門前 正彦 君

2番 高橋 隆博 君

3番 川守田 倉松 君

4番 沖田 豊治 君

5番 川井 健雄 君

6番 西塚 英夫 君

7番 中村 善一 君

8番 佐々木 勝見 君

10番 夏坂 清蔵 君

11番 長根 和夫 君

12番 工藤 幸子 君

13番 四戸 清 君

14番	内村貞子君	15番	工藤和夫君
17番	佐々木幹夫君	18番	馬場又彦君
19番	日向端猛君	20番	立花寛子君
22番	大久保俊和君	24番	滝田米作君
25番	川守田稔君	26番	佐々木金嘉君
27番	工藤久夫君	28番	坂本正紀君
30番	河端幸蔵君	31番	相田耕作君
32番	山口博个君	33番	沼畑繁君
34番	小笠原義弘君	35番	佐々木元作君
36番	伊達一夫君	37番	金沢和夫君
39番	東寿一君	40番	宮野正君
41番	西塚芳弥君	42番	野田清八君
43番	佐々木由治君		

欠席議員（1名）

9番 庭田豊茂君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	助役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	西塚友雄君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	川井和男君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	出納室長	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君
教育委員長	赤平實君	教育長	角濱清輝君

学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主	幹	板 垣 悦 子
主	査	岩 間 孝 幸		

---

## 開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は36人でございます。定足数に達しておりますので、これより第6回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

## 一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたしますので、制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

通告順に順次発言を許します。

11番、長根和夫君の質問を許します。長根和夫君。

（11番 長根和夫君 登壇）

○11番（長根和夫君） 私は、平成19年度行財政運営について質問をいたします。

まず、平成19年度重点施策についてであります。新町が誕生して1年を迎えようとしております。今年3月の定例会において、平成18年度予算案の提案理由の説明や一般質問への答弁の中で、厳しい財政状況を踏まえ、平成18年度においては各町村が取り組んできた継続事業を推し進めることとし、新規事業については町の最高位の計画である総合振興計画を作成してからということであり、その作業が今進められているようであります。町長は、当初1年半程度時間が必要ということでしたが、事実上計画が動き出すのは再来年度、平成20年度以降になるだろうと思われれます。旧3町村から引き継いだ事業の遂行はもちろんであります。住民は合併によってさら

に日常生活の利便性や地域の活性化を期待しております。新規のハード事業は慎重を期すべきだと思いますが、日常生活の中で親しまれてきた事業が廃止されたり、税負担が均衡を図るためとはいえはね上がったといった不便や負担を強いられるだけでは、何のための合併だったのかと不平不満も出てきます。全地域どこに住んでいても新しい町の一体性を実感できる具体的な政策を講じるべきだと思います。新年度において、町の一体性を醸成するため、どのような施策を講じようとしているのか、また合併に伴う事務事業の廃止や見直しの部分で先送りされている事項については、どのように対応し、対処しようとしているのかお伺いをいたします。

次に、財政規模とその財源の見通しについてであります。平成19年度予算編成に向けた作業が始まったことと思います。平成18年度、今年度当初予算においては予想以上の財源不足に陥り、当初予想された100億円台を大きく下回り、97億円という一般会計予算となりました。これは、合併に伴う算定がえや税源移譲の先行き不透明のまま地方交付税が大きく削減され、本町においては前年度比7%減となったことが主な要因であります。町税も3%減額計上となっております。平成19年度地方財政計画については、まだ方針が示されていないようですが、税源移譲によって税負担の形が変わります。中央では、いざなぎ景気を超える好景気が続いていると言われますが、地方では全くそのような気配がなく、むしろ景気はさらに冷え込んでいるような気配さえします。税源移譲を基本とした財政政策では、地域間格差が拡大することが心配されます。税源移譲に伴い、住民税の仕組みや見込まれる税源はどのようになるのか、そのことによって地方交付税や国庫補助金、交付金等、従来町の財源の根幹となってきた部分の見通しはどのようになるのか、そのことが新町建設計画に示された長期財政計画に影響を及ぼすことにならないでしょうか。また、新町誕生に伴う今年度当初予算にあっては、地方交付税減額と財源不足に遭い、町長としては新しいまちづくりの思いが届かなかったようではありますが、新年度の財政規模はどの程度見込んでいるのかお伺いをいたします。

次に、町税、国保税を含めて、その収納対策についてであります。税源移譲に伴い、税負担の形が変わります。国の所得税から地方の住民税へ移譲され、町税として徴収することになります。地方分権の中で自己責任が問われる部分であり、自主財源確保の面からも町税収納対策は今まで以上に重要な課題となります。国民健康保険事業運営に当たっても、税収が滞るということは一般会計からの繰り出し部分に大きく影響することになります。平成17年度決算における町税の滞納状況を見ますと、町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせたいわゆる町税の現年度収入未済額が4,076万円、滞納繰り越し分は9,072万円となっております。また、国保税においては現年度分の医療給付費分5,543万円、介護給付金分596万円に対し、滞納繰り越し分は医療給付費分

1億1,434万円、介護給付金分1,089万円となっております。しかも、滞納繰り越し分は改善されることなく累積が大きくなっている状況にあります。十分な手を尽くさず、安易な不納欠損処理は、日々努力を重ね納税されている町民の不公平感を高めることになり、納税意識に影響を与えかねません。滞納整理は、日常の督促活動が大事だと思います。それに対応する職員が確保されているでしょうか。新町の税務課の職員は15名のようなのですが、広域化した地域をカバーできる体制がとれるのか、税の収納対策について具体的にお答えをください。

次に、大所帯化した職員配置のための機構改革に対する住民の反応についてであります。合併により広域化した地域をカバーするため、また庁舎の活用上、分庁方式はやむを得ない策だと理解はされているようですが、自分が住んでいる地域の庁舎に用向きの担当課がないということは、やはり不便を感じるという声が聞こえてきます。その部分は、総合サービス課が対応しているわけですが、十分な対応がなされているでしょうか。結果として、担当課へ出向いていくといったことになっていないでしょうか。課によっては、推進監という新しい職名が設けられましたが、何か特命事項を帯びた職務に携わっているのでしょうか。住民からは、わかりにくいという声が聞こえます。また、分庁方式のため、横の連絡調整がとりにくいのではと心配されますが、そのために特に講じている方策等があればお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、長根議員さんのご質問にお答えを申し上げます。大きく分けて4点のご質問だと思います。

まず、第1点の19年度行財政運営についての中の重点施策という件でございますけれども、すべての新規事業が総合振興計画策定後ということではなく、総合振興計画策定までは新町建設計画に基づき行財政運営をしていくことになっております。ハード事業につきましては、当然進められております下水道、また集落排水事業を実施していきますし、新たに給食センター、この建設にも着手をしまっている予定であります。また、私の公約でもありますいわゆるソフト事業、そういう中で着手できる事業、例えば町内循環バス、こういう部分についてはもう既に着手に入っております。以前から申し上げておりましたが、運行までにただ最低1年半から2年はかかりますよと、こういうことは何度も申し上げてきました。ただ、その2年後に運行するために、今年

のもう6月ごろでしたでしょうか、そのころからもう検討して、専門の先生も入れながら取り組んでいるところでございます。すぐ取り組んで、すぐ運行ということは、時間的、また内容的にも無理がございますので、ただもう現在既に取り組んでいるということをもまずご報告申し上げたいと思います。できるだけ19年度にも新町の一体性を醸成するために、着手できるものについては、私どもも順次取り組んでまいりたいと、こう考えております。

そしてまた、合併に伴い、事務事業の廃止、また見直し、どう対処するのかということでございますが、事務事業の調整につきましては、3町合併に決まりまして、短期間の中で合併をしてまいりました。いざスタートしてみましたら、非常に合併後統一するという項目が余りにも多い、このことは私どもも合併前の中で反省しなければならないなど、こう思っておりますし、ただ合併するというのが決まりまして、時限立法的な中で進められてきましたので、どうしても合併後という事務調整がたくさんあります。現在も取り組んでおりますが、非常に難しい、何回も議論してもすぐ結果が出ないのもありますし、もう既に統一されて進められているのもたくさんございますけれども、このことにつきましても旧自治体の実施状況を分析しながら、そして不公平感のないように、できるだけ早く統一をしていきたいなと思っております。その中に、どうしても従来のやり方から変わった地区があれば、やはり今までなれ親しんできたやり方から変わるわけですので、不満もどうしても出てきます。また、今までやっていた地区と変わらない地区は、これはまずすんなりご理解をいただけるのですが、どの調整項目の中においても統一することについては必ず変化が出てきますので、そういう変化が出た地区からは、私もいろいろな会合で聞いておりますが、不便になったなど、こういう声も聞かれておりますが、しかしそこを乗り切ってやっていかないと、合併してもいつまでも3地区のやり方をやっていっていいのかと、こういう部分が当然ありますので、議員さんおっしゃるように、できるだけ不公平感のないようにと、そういうことでいろいろな部分、教育委員会の方も小中学生の研修、その先も違いますし、負担額も違います。そういう部分、たくさんございますので、まず一つずつできるだけ早い時期に統一できるように取り組んでいきたいと、こう思っております。

財政規模の見通し等でございますが、非常に厳しいと言わざるを得ない状況になっております。19年度の財政規模と、その財政見通しにつきましては、国の地方財政計画や地方債計画が確定となっていないこと及び当初予算要求がまだそろっていないことから、まずは見込額となりますけれども、歳入の45%を占めております交付税につきましては、各種情報によりますと、全国平均2.5%減とされていることから、影響額としましては南部町において約1億2,000万円のさらなる減額が見込まれます。さらに、来年度から始まります新型交付税制度導入による影響額でござい

ますが、それにさらに1,700万円程度の減額が推移されておりまして、合計1億3,700万円程度が18年度に比べてさらに減額される大きな影響額になると見込んでおります。また、地方財政計画における投資的経費につきましては、前年度比3%減と、引き続き抑制基調にあることから、地方にはさらなる歳出削減を要求されております。

このことから、交付税の歳入における依存財源の減への対処といたしましては、やはりどうしても歳出の削減での対応になるかと思えますけれども、いわゆる自主財源、こういう確保というのが非常に大事になってきます。19年度のおおよその予算規模は、18年度と同額の大体100億前後になるのではないのかなと、このように想定をしております。なお、今後の財政運営は、歳入に見合った歳出構造への一層の転換を図りながら、行財政の簡素、効率化を図っていかねばならないと、こう思っております。新町建設計画の理念である自然の恵みが町をはぐくみ、誇りに満ち、夢が広がる暮らしの拠点づくりと、この理念に基づきながら計画的に展開をしていくとともに、地域住民の声を十分把握しながら、極めて厳しい財政状況下であるわけでございますけれども、南部町が一体感が体现できるように予算編成に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、町税の収納対策ということでございますけれども、町では町税及び国民健康保険税の収納対策としまして、広報活動による納税意識の高揚を図り、口座振替制度の普及、納税貯蓄組合への加入促進により新規滞納者の抑制に努めるとともに、滞納者に対して納付相談や、また夜間徴収を実施してきております。また、国民健康保険税の納期を8期にふやしまして、納税しやすくしているわけでございますけれども、納付環境を整備するとともに、国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等の活用等によりながら、収入の確保に努めてまいりたいと思っております。さらには、三八地域県民局県税部や青森県市町村税滞納整理組合との連携による共同催告、共同徴収等を実施し、収納率の向上に努めてきたところでありますけれども、今後もさらに努力をしてまいりたいと、こう思っております。

三位一体改革の一環としまして、平成19年度から税源移譲が行われます。ご存じのように、従来の所得税、いわゆる国の徴収する所得税が町で徴収する町民税に移行されるわけですので、歳出の抑制を図りながら、今後大事になってくるのがいわゆる自主財源である収入の確保でございます。そのときに、今後どの市町村でも大きな影響が出てくるのは自主財源、いわゆる税収をしっかり確保できるかどうか、ここで市町村の予算規模、これが大きく変わってくるだろうと、こう考えておりますので、自主財源の確保が今後最重要課題になってくることとございますので、行政区域広がりまして、職員の人数も限られた人数であるわけでございますけれども、そういう

部分含めながら滞納管理システムの導入及び徴収引き継ぎ等をしっかり確保しながら収納率の向上に努めてまいりたいと、ここは本当に自主財源の確保というのが非常に今後の町づくりに大きく影響してくるものと思っております。

なお、合併しましたから、当然それぞれの地区の単位のときの予算から比べれば、旧南部地区はおよそ大体当初予算30億前後、福地地区も35億前後、名川地区が大体45億前後の当初予算規模でありました。それを合わせると100億以上になるわけですが、例えば30億のところから一気に100億になったから、規模は大きくなったのですが、では裕福になったかということ、決してそうではなくて、予算規模は大きくなりましたが、それぞれの地区で抱えているいわゆる社会補助的な部分もそうですが、各種施設運営が行われております。すべてが黒字経営だといいいのですが、赤字経営、いわゆる一般財源繰り出しをして行っている施設が3地区、どこの地区にもあります。規模も大きくなりましたが、借金も大きくなり、また繰出金も多くなっているのも形でございますので、そういう部分、我々も非常に今後やっていく部分において十分見通しを立てながら取り組まなければならない。ただ、やるものについては、これはやはり起債をしてでもやっていく事業もあるものだと、こう思っております。

次に、大所帯化した職員の配置機構、また住民の反応ということでございますけれども、現在分庁方式で行っております。これは、合併前に分庁方式でないと住民低下がさらに影響を及ぼすということから、分庁方式ということで進めてきたわけでございますけれども、その業務については、それぞれの庁舎にあるいわゆる窓口的な部分、総合サービス課が行っております。どの庁舎に行っても、同じサービスを受けられるようにはなっております。ただし、総合サービス課が行うには、いわゆる窓口受け付け業務範囲内の部分が大きいわけございまして、最終的にはどうしても本課において事務処理を行うということも、これはもう当然でございます。このため、業務の内容につきましては、総合サービス課と本課との連絡調整のために少し待っていただくこととか、またはどうしてもやっぱり各庁舎の本課に行っていただくということは事実でございます。分庁方式のため、このようなことを皆無にするということは非常に困難なところでございます。ただ、我々も各課と総合サービス課との連携体制を図りながら創意工夫を図り、たらい回しには絶対にならないように、よりベター、よりベスト、このことを常に探りながら努力してまいりたいと、こう思っております。

それから、推進監の配置でございますが、この件につきましても合併してから質問をいただいたことがございました。推進監の立場でございますが、旧合併前のときのそれぞれの自治体の課長職でございます。その旧自治体の課長職が合併後、すべての課長が課長につくポストがあれば、

これは問題ないわけでございますけれども、どうしてもすべての課長、一つの課をとった場合においても3人の課長が今までいたわけございまして、そういう部分で今までの課長職を課長補佐級にということは無理なわけございまして、そういう中で特に課によって大変忙しくなるであろうと、そういう課を選びまして、その重要課のところにいわれる課長の最重要補佐役として配置をすることを合併前に協議をして決めておりました。そういう部分で、徐々にこの推進監という部分については廃止されていくわけでございますけれども、まだ一、二年は推進監という職が残るのかなと。現在、来年においても退職者がありますが、退職者に対する補充は、採用は一般事務職はございません。そういう部分で調整を図りながらいきたいと、こう思っておりますけれども、今それぞれの課において本当に大変な中で作業をしている、そういう重要課、そこに推進監という役割で職務に従事をしていただいております。

最後でございますけれども、分庁方式で連絡調整問題ないかという部分でございますが、問題がないと言えば、私ほうそだろうと。これは、もう当然分庁方式を行う限りは、何らかの影響はある。当然我々が打ち合わせをするにしても、本庁にいる課はすぐ時間を調整して打ち合わせもできますけれども、分庁舎にいる課はすぐというわけにもいかないと、そういう部分もあります。もろもろの部分で、本庁1庁舎体制よりは課題というのは間違いなくございます。ただ、現在はどの庁舎においても入り切れる施設がございませんので無理なわけですが、一気にまた一極集中になると、住民の方々は今でさえもそれぞれある部分において不便を感じている部分が当然あるだろうと思いますが、さらにそれが不便を感じるのではないかなと。ただ、将来的には、今までの旧自治体見てもそうです。それぞれの庁舎にすべての課があって、用事が足りたわけですから、そういう部分が一番ベストだと思いますが、距離的な部分、いろいろございます。そういう部分を仮にあるというか、あるわけでございます。そういう部分をいかに最小限にしてやっていくことが大事だと、こう思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

なお、詳細についての補足部分等があれば、担当課長等から説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 財政規模と、その財源についてのご質問であります。

地方交付税及び国庫補助負担金の見通しということですが、これまで行われてきました

諸改革の財政計画への影響につきましてご説明申し上げます。まず、地方交付税の改革であります。平成13年度の地方財政対策におきまして制度化された臨時財政対策債があります。これは、通常収支の財源不足額を国と地方で折半、地方負担分は臨時財政対策債で補てんするという制度であります。本来基準財政需要額に算入され、交付されるものですが、地方債に振りかえられました。いわゆる赤字地方債と言われております。この制度が導入された平成13年度の普通交付税と臨時体制対策債との合算額は、56億5,400万円でありました。これに対して、平成18年度、今年度の合算額は48億500万でありまして、差し引きマイナス8億4,900万円、率にしましてマイナス15.0%という大幅な減額となり、かなりのダメージを受けております。また、平成16年度には合算額ベースで対前年度比マイナス3億7,300万円、率にしましてマイナス7.1%と、国による一方的な地方一般財源の大幅な削減が行われました。いわゆる地財ショックと言われているものであります。さらには、平成19年度、明年度から導入が予定されている新型交付税の影響であります。複雑でわかりにくい交付税の算定を簡素化し、人口と面積を基準に配分額を決定していかうという考え方ではありますが、平成19年度は交付税総額のうち2兆円、率にして13%程度を新型交付税に移行するというものであり、これに係る当町への影響額はマイナス1,700万円、率にしまして0.3%と試算しているところでございます。このように、交付税改革は地方にとっては交付税改悪とも言えるべきものであり、基金の取り崩しなどにより予算編成を行ってまいりました。

次に、国庫補助負担金の一般財源化の影響についてご説明申し上げます。公立保育所の運営費負担金、公営住宅家賃対策補助金等が一般財源化により普通交付税に算入されている形とはなっておりますが、交付税総額そのものが減少しておりますので、国庫補助負担金として収入されていたときと比べて、実質町負担が増大しております。こちらにもマイナスの影響が大になるものと考えております。このように、地方財政を取り巻く諸改革は、地方にとって全く不利をもたらす結果となっているということが出来ます。地方財政の将来は、このようなことからまだまだ先行き不透明であるということがかいま見えます。

一方、財政健全化策として、当町では平成17年度地方財政状況調査の結果において、各種財政関係指標が悪化したことに伴い、青森県市町村財政運営計画策定要綱の規定に基づき、平成18年度から22年度までの5カ年にわたる財政運営計画を策定し、県の認定に向け、現在協議中であります。計画では、歳入の確保対策としまして町税及び各種使用料の徴収確保対策、滞納繰り越しの解消、また処分可能な遊休財産の売却促進並びに負担公平の視点から使用料等の見直しを図ることとしておりますが、使用料の見直しは安易に住民の方々へ負担を求めることとなりますので、

歳出の内部管理経費の削減を優先してから慎重に対応していかなければならないものと考えております。歳入の減額への対応は、歳出の削減により対応しなければなりませんので、歳出構造そのものの転換を図る必要があります。このことは、住民サービスの低下につながる削減ではなく、行政側の事務的経費の大幅な削減により対応しなければならないものと考えております。財政運営計画及び集中改革プランに掲げた項目以上に切り込んだ歳出削減策をとらなければならないものと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 税源移譲に伴い、住民税の仕組みや見込まれる財源はということでございますが、皆さんご存じのとおり地方のことは地方でという方針のもと、地方分権を積極的に進めていく三位一体改革、その柱の一つと言えるのが今回の税源移譲でございます。税源移譲では、所得税と個人住民税の税率を変えることで国の税収が減り、地方の税収がふえることとなります。およそ3兆円規模の税源が国から地方へ移譲されることとなっております。所得税が減少、個人住民税は増加となりますが、所得税と個人住民税を合わせた税負担は、全体的には変わらない制度となっております。

それで、税率の見直しでございますが、所得税については現在4段階の税率を6段階に細分化することとしております。それから、個人住民税につきましては3段階の税率から一律10%にし、所得税については平成19年1月1日から、住民税については平成19年4月1日よりそれぞれ施行されることとなっております。

今回の国からの地方への税源移譲に伴いまして、個人住民税平成19年度分を試算してみますと、約4億8,773万8,000円程度になるものと想定しております。これは、平成18年度当初予算より約1億4,000万円ぐらゐの増収となる見込みでございます。また、三位一体改革によりまして国庫補助金の削減と廃止の補てん財源として、本格的な税源移譲までの暫定的な措置として、平成16年度から国の所得税の一部を人口割で配分してきました所得譲与税につきましては、今回の税源移譲に伴いまして平成19年4月より廃止とされることとなりました。よって、今年度当初予算で約1億4,400万円を見込んでありました所得譲与税につきましては、19年度以降の収入は見込めないという状況下になります。これで税源移譲された分、それから廃止にされた分差し引きは、大体まずプラマイゼロというような形の仕組みになってございます。

こういうふうには、税源移譲されたといわれても、やはり税の形で移譲されていますので、賦課徴収を自治体でやらなければならないということですので、地方税のウエートがますます高くなってきているということになりますので、今後はやはり税收確保のため、それから税負担の公平等の観点から、さらに収納対策を強化していく必要があるのかなということ考えてございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほど推進監の特命事項ということがございましたが、配置をするときには、特には示しておりません。ただ、さっき町長も申し上げましたように、重要な部署に配置しているということでございまして、合併前にその課に配置されておりました職員を配置し、いつでもお客さんが来たときには対応できるようにという方法をとっております。なお、配置の部署は総務課、税務課、農林課、教育委員会の学務課に配置しておりますけれども、総務課につきましては全体の用事等の調整、取り組みを行っておりますし、税務課につきましては他の課からいろいろ照会がいくと思います。それは、一つの例を取り上げますと、保育所の保育料を決定する際に町民税課税状況を参考にするわけですが、そのように福祉課あるいは教育関係課、教育の部門の方からいろいろ問い合わせがまいりますけれども、そういう等の連絡調整に当たっておりますし、教育委員会につきましては本庁といいますか、町部局の方との連絡調整にも当たっております。

なお、先ほど申し上げましたように、前の課にいた方を配置しておりますので、その職員の指導育成にも当たっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。長根君。

○11番（長根和夫君） 住民一体化のための事業の推進ということですが、当然いろんな計画は進めています。ただ、時間がかかりますということでは、やはり住民にはまだ見えてこない、そういう問題が出てくるだろうと思います。特に町長が先ほども言いましたが、バスにつきましても、今いろいろ計画を進めていますということなのですが、2年、3年かかりますとい

うことであれば、それなりにやはり住民に対して情報を流すべきではないのか。全くいつそれが運行されるのか、またされないのか、そういったことがよくわからないために、いろんな不安、不満が出てくるだろうと思いますので、これはバスだけのことではないのですが、そういうことは事前にやはり情報を流すべきことだろうというふうに考えます。

それから、財政運営についてであります。新年度も財政規模は100億程度というようなお話でございましたが、合併に伴う新町建設計画に示された財政計画の中では、大体106億円から107億円ぐらいの規模になっていたはずでございます。その中で、財政的には決して特になくなったということではないのでしょうかけれども、その中で地方交付税が47億からとか、49億が見込まれているわけです。それが、今こういった大きく減額されている状況の中で、当然税源移譲に伴って、先ほども言われましたが、町税がふえてきますが、その地方交付税の減額分を譲与税で賄うと、これははっきり言って無理だろうという気がします。そういった場合に、新町建設計画に大きな影響が出てくるのではないかなという気がするわけですけれども、その辺はどのようにお考えになるのか。

それから、先ほども財政課長の説明の中で財政運営計画の見直しの話もありました。これらと新町建設計画の財政計画とのかかわり等が一体どのようになっていくのでしょうか。お知らせください。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 地方財政につきましては、議員ご存じのとおり、国の予算編成絡みの中で地財対策、いわゆる総務省との折衝の中で、大体例年ですと1月末のころ、地方財政計画が固まってまいります。それと、私どもの予算編成とがちょうど並行していきます。その中で、今年度国の概算要求の中で地方の一般財源の形は前年度と同じベースだと、交付税は2.5%減らしますと、だけれども地方税、いわゆる税務課長からお話がありましたが、税源移譲の中で地方税につきましては11.5%伸ばしますよと、そのかわり地方譲与税は減らしますよというような形で、いろいろと精査した国の中で地方財政の一般財源は去年並みに抑えていきたいと思います。ことには概算要求ではなっております。だけれども、これからの地財計画が固まる方向の中で、このことが本当に担保されるかどうかということ、情報を逐一得ながら編成に当たってまいりたいと、このように考えております。

○議長（工藤久夫君） 長根君。

○11番（長根和夫君） 地方交付税から譲与税にかわってきます。先ほど税務課長が所得税の部分が町税に入ってくる、増税分が1億3,000万程度という話でした。それに伴い、今までの所得譲与税がそれに似たような、廃止になるというような話でしたよね。だとすれば、町税の徴収事務だけが町にかかってきて、税そのものは全くふえてこないと、そんな状況の中で、これは大変なことだと思うのですが、どう対処することになるのでしょうか。

それと、滞納の部分なのですが、結果的には町税が財政の基幹のような感じになってくるとすれば、この今現在もある滞納額というのは非常に大きな障害になってくるような気がします。このことについて、特に徹底した対策を講じていかなければ大変なことになるのではないかなという気がします。いろいろ対策を講じてはいるのしょうけれども、当初も申し上げましたが、税負担ということが安易に、一定の期間がたてばもう不納欠損してもらえとか、そんな安易な形が出てくるとすれば、一生懸命苦労しながら納税をしている、税を納めている住民の方々の要するに不公平感が大きくなって来るだろうと、そういう面をも含めて、特に税の収納対策について、これからの考え方について、もうちょっと詳しくお知らせをいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 議員ご指摘のとおり、滞納対策につきましては非常に、今度税源移譲されますので、ますます収納対策については万全を期していかなければならないということでございますので、今現在滞納額につきましては町民税、国民健康保険税合わせまして約3億1,000万ほどの滞納額ということになってございます。それで、税務課の方では今合併して行政区域が広域化していますので、それでそれをやはり議員おっしゃるとおり、滞納整理につきましては督促活動が大切だということで、課内の方で今広域をどういうふうにカバーをしていくかということで今課内会議を開きまして、現在収納対策班が5名体制で収納に向いておりますけれども、従来合併前はそれぞれの区域で1班体制で歩いたものが、合併いたしましたので、結局3班体制が、今現在合併していますので、1班体制でしか歩けないという状況下にありますので、あと住民税班、それから固定資産税班等の応援を得ながら、今現在2班体制で夜間徴収とか納付相談を実施している状況ということになってございます。それで、先ほど来町長も収納対策ということでご答弁を申し上げましたとおり、それをさらに引き続き実施をしていきながら、今後はやはり自主

財源の確保ということで、収納対策の強化をしてかなければならないということで、一応今現在税の管理システムについてもいろいろ未統合の部分も出てありますので、それらのことも検討しながら滞納管理システムの導入を検討して、滞納額の徴収に万全を期していきたいということで、今現在来年度の予算要求に計上するというので検討中ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤久夫君） 長根和夫君。

○11番（長根和夫君） もう質問は終わりますが、町長にお願ひをしておきます。

今税務課長からもいろいろ督促等のことでお話がありましたが、地域が広域化したということもありますので、今全体の職員がある程度余裕があるうちにでも、きちんとした税務課の体制を整えて、将来に備えるべきだというふうに思ひますので、その点の配慮をお願ひをして、終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時51分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

○議長（工藤久夫君） 12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） さきに通告しておりました2点について、町長にお伺ひいたします。

まず、1点目でございますが、水害にかかわる南部町大向地区堤防工事及び福地地区ふれあい公園にかかるつり橋改修工事についてであります。我が国は、アジアモンスーン地域に位置しており、台風や梅雨前線などによる豪雨が発生しやすい条件下にあり、また約7割が山地という急峻な地形や脆弱な地質に加えて、急速な都市計画の進展によって河川のはらん原に人口の2分の1、資産の4分の3が集中しているため、川は水害や土砂災害を繰り返し、人々の生命や財産

を奪ってきました。このため、水害や土砂災害のない安全で安心のできる国土を求める要請は強く、それに対する河川改修やダム建設など、川を技術的にコントロールする方法で河川の整備が進められてきているところであります。しかし、その一方で環境保全に配慮しつつ河川整備を進める方向に大きく転換が図られ、最近では生態系の保全から見た整備が行われ始めているのも事実であります。だからといって田畑や道路に冠水、また家屋に浸水は被害者にとっては心痛と過労を虐げられ、二度と立ち直れない人もいるのであります。

今年10月7日発生 of 豪雨で農林関係や道路の被害に拍車をかけ、身の置き場のない被害、特に大向地区の1メートル50センチメートルもの床上浸水などは、目を疑う大惨事であり、後片づけも数日前にようやく落ちつきましたが、雨が降るたびに眠れませぬの言葉に胸が締めつけられる思いであります。確かに、大向地区、河川の護岸工事や樋門設置の改良工事が進行中ですが、その堤防ののり面天端の高さは、3回目のこのたびの家屋に浸水した水面の高さと同じであります。

そこで、町長にお伺いいたします。今後これまで以上の増水があった場合、このかさ上げ状態で水害を逃れることができるのか、また別途手だてがとおりなのかお伺いいたします。

そしてまた、二つ目として、福地地区ふれあい公園にかかるつり橋の水害ですが、被害は増水と激流により右岸につなぐつり橋支えのワイヤーの根本と土台が損傷し、橋本体が変形、渡り板が反り下がり、自転車等はもちろん人も渡ることができない状態であります。また、橋寄りの川沿い危険箇所を設置した木柱仕立てのさくは、土台ごと倒れ、二次災害も考えられ、つり橋周辺も荒れ放題であります。このつり橋災害は2度目なのか。であれば、もっと頑丈に改修する必要があると思いますが、町長のご所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、2点目でございますが、南部公民館建設についてであります。地域住民の文化、教育、交流の拠点施設南部公民館再建の進捗状況はどうなっているのか。何度も繰り返し申し上げますが、公民館は自分づくり、言いかえれば人づくり、町づくりの場であります。公民館は、自主性をはぐくみ、発見し、感動し、心豊かになる施設であります。だれもが自由に参加でき、青少年の育成、観察力を高め、また社会教育、生涯学習、図書館、さらには歴史や民俗資料館に変身したり、婦人活動の拠点となり、高齢者への思いやり、交流も図れ、高齢者の生きがい対策の一助となり、町民の声を身近に、さらにグレードアップのみならず、実現できる施設なのであります。

身近な施設として愛される公民館は、必要欠くべからざるものであります。しかし、南部公民館は外見も内部もすべて老朽化、その上アスベスト漬けの建物で、辛うじて1階と2階の畳の部屋のみアスベスト使用基準値をクリアしているのみであり、そのほかはすべて使用できません。

さらに、凍結と雪、雨漏りで全館至るところから水の襲撃であります。教室ものは一つ、二つ、ぼたんの里や分庁舎3階を使っているものの、そのほかは何もできない状態であります。すべての人々の普遍的、基本的人権としての教育権の確立、また福祉に奉献する施設と期待しながらも、地に足がつかない地区住民のいら立ちであります。この待ち遠しい南部公民館再建の進捗状況は、町長、どうなっているのかお伺いいたします。

以上、3点について町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の今回の水害に伴います大向地区堤防、またはふれあい公園つり橋等の件でございますけれども、当町を縦断している馬淵川のいわゆる治水対策につきましては、これまで国、県当局のご配慮をいただきながら、馬淵川広域基幹河川改修事業としまして苦米地工区、福田工区、剣吉川工区、大向工区の4工区を順次工事をしてきております。既に苦米地、福田工区につきましては終了しておりますが、剣吉川工区については今年度に管理用道路を整備して終了予定となっております。大向工区でございますけれども、古牧橋から青い森鉄道の鉄橋までの間の堤防整備、ここが今回未整備で大向地区に大きな被害をこうむった地区でございます。ここの整備も今年度で終了する予定になっております。大向工区の堤防が完成いたしますと、田ノ尻地区、下夕構地区、船場平地区の馬淵川からの外水被害は解消することになると、こう思いますけれども、内水による被害がまだ若干出ることも予想されております。また、猿辺川の八幡地区、門前地区の河川改修工事につきましては、県単独河川改修事業と県道南部田子線の道路改良事業で今年度から一部工事に入る予定になっております。19年度におきましては、県道側と八幡橋の橋台工事を行い、順次整備をすると、こういうふうに県の方から伺っております。

ふれあい公園のつり橋の件でございますけれども、今回の被害を受けたことに伴い、国の公共土木施設災害復旧事業、先般つり橋の復旧については査定を終えたということで、2,549万8,000円ということで査定を終えて、100%という報告を受けました。公園につきましては、今およそ600万ぐらいの予算であります。今後査定を受けて順次復旧していくということになるかと思いません。

ご存じのように、平成14年、16年、18年と、2年置きで水害が発生しております。特にここの

つり橋につきましては、平成16年の災害で同じような被害になり、今回と同じぐらいの規模の復旧をしたばかりでございます。16年に水害に遭って、17年に完成して、1年足らずでまたこのような状況になったということで、今回につきましては、まずは原状復帰にしなければならないだろうということで、今進めているところでございます。ここにつきましては、今はつり橋も査定終わりましたので、復旧に進むわけですけれども、ふれあい公園含めながら1年、2年で毎年というぐらいまず同じような状況になってきております。ここは、今度また災害が来たときに議員の皆さんとどうしましょうかと、復旧またしましょうか、どうしましょうかということではなくて、私は今回の災害復旧に向けてスタートしたのと同時に、できれば全員協議会、今後開かせていただいて、今後また同じようなことが予想されるわけです、間違いなく。そのときにもうどうしていくかという方向づけを今の段階で議論していかなければ、災害になる、直す、災害になる、直すと、この繰り返しになってしまうのかなと。そこに何千万円という予算がそのたびにかかるということでございますので、こういう部分を早目に議員の皆さんとも協議をしてまいりたいなと、こう思っております。

先般は、今回の災害に向けて11月21日に国土交通省青森河川国道事務所及び青森県県土整備部、そして八戸市、三戸町、南部町において馬淵川の総合的な治水対策協議会を設置をいたしました。協議会では、近年の出水被害を受けて、いまだ治水対策が十分確保されていないと、こういうことを国、県並びに関係町のもとで役割分担を持ちながら検討していきましよう、いわゆる部分的な部分ではなくて、5年、10年、こういう過程の中でどうあるべきかということを協議していく協議会を立ち上げております。今月の26日か27日の予定でございますけれども、国土交通省の方にもその要望活動をする計画でございます。いろいろな部分で今年も、16年もそうでしたが、過去最高水位ということでした。今回もまた過去最高水位なわけです。議員のおっしゃるように、今回も堤防すれすれということで、今後そういう超える可能性がないのかといえ、今までの経過を見てみると、あり得るのかなということを予期しておかなければならない。まず、そういう中で協議会の方でもしっかりと、今までは1団体でとかく要望していた部分があったと思いますけれども、一つよりは、1本の矢よりも3本の矢と、そういうように連携を強化して、南部町地域に限らず、馬淵川流域地域として取り組みをしていきたいと、こう思っております。

それから、2点目の南部公民館の件でございますが、9月の議会の際にもご質問をいただきました。南部公民館につきましては、本当に現在雨漏り、老朽化、アスベストということで、非常に修繕自体がもう難しい状況でございます。方向づけとしては、まずは取り壊しをしていかなければならないでしょうという考えでおりますけれども、取り壊す部分においても、国の補助事

業でやっておりましたから、文部科学省の方の承認、報告というのも必要になってくるわけでございますけれども、その以降となると、当然住民の声というものは早く新しいものをという要望だと思います。そこは我々も、私も認識しております。先般も町長と語る会、会場が南部地区でございました。来た方は同じようなことを要望されておりましたので、何とかしなければならないという部分があります。ただ、本音の部分を言わせてもらえれば、まずいわゆる財源をどう確保していくかという部分になるわけございまして、過去は公民館建設において国庫補助金がございました。この国庫補助金は、もう既に平成9年度でなくなっているということでございまして、また取り壊しについても県の方と国の方と検討してまいりました、協議しております。議員さんから質問をいただいて、何も動いていないということではなくて、我々も協議してきました。アスベストを含んでいても、取り壊しについては助成はないということですから、まず数千万円というふうに担当課の方からも聞いております、壊すだけで。その財源も、まず確保していかなければならないということをご理解をいただきたいなと。

それと、合併前に新町建設計画、これについては旧自治体で行っていたもの、そしてもう計画されているもの、ここについてまず取り上げてきていたわけです。南部地区出身の議員の皆さん方、非常に怒るかもしれませんが、その新町建設計画の中で上がっていませんでした。ですから、建設計画の中では取り上げられていないということでしたから、それぞれの自治体の事情があたりだったと、こう思います。まずそこで南部地区からは出ていませんでしたから、入っていないという。ですから、今後まず新町総合振興計画の中で組み入れていかなければならないだろうなと。ですから、そういう時間を若干いただきながら、恐らく議員の皆さんは当時首長たちには要望はしてきていたと思いますよ、私は当然。ただ、それが協議会的时候にどういふふうに、事務的手続なのかわかりませんが、そういう部分があって、だからといって何もやらないということでは決して思っていません。ただ、財源確保をしっかりとっていくためには、今年言われてすぐ来年というわけには、ちょっと無理だろうなと。そういう中で、まずは取り壊しの部分を、これ一般財源でしかできませんから、そういうことをまず一つずつクリアして、次に向かっていきたいなと。そこまでの間は、何とか地域の方々はもちろん不便感じていることであろうから、まずは役場のあいているところもあります。活用していただいておりますし、議員さんからもそういうお話もありました。ぼたんの里、交流プラザ、そういう中で何とか既存の中で今活動をしていただくしか今のところはまずないなと、こう思っておりますが、私どもも大きな現在みたいな公民館という部分は、体育館もありますし、そういう中で、ただ社会教育、生涯学習、そういう部分の取り組める部分の中での施設というものは検討してまいりたいと、こう思ってお

りますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 何をするにもお金がかかるという、そういう状態の中で、いろんな方法が水害に関して川を正常に、しかも順調に流水できるような、そういう状況にしたいということでも、いろんなことを考え合わせるわけですけれども、川底を掘るといってもお金がかかる。そうすれば、中州を取り除くといっても、生態系の環境ということもあって、先ほども申し上げましたが、そういうこともあって、なかなかそれも難しいかなと。あの場所は、船場平地域のところから大向の田ノ上、つまりこのたびかなりの浸水があった場所。あそこは、船場平は昔は船をつけて乗りおりした場所というくらいに水に関係のある場所なので、そういう増水の場合はかなりあそこに水が満タンに入ってくるかなというのは、地形的にあの船場平から田ノ上のあの箇所には2カ所も屈折する、しかも90度レベルの曲がりがあるので、そこで水流が立ちどまるのではないかなということも懸念されて見ております。ですから、あその下手の90度ぐらいのカーブの陸を少し削って、流水をスムーズにできるのではないかとということも私は考え合わせているのですけれども、それにつけてもお金がかかるわけですが、でも先ほど言ったように、そういう状況ですので、その中ではいいのではないかなと、その手法がいいのではないかなということも考えて見ております。ダムということもいいと思います。世増ダムのようにですけれども、常時水が満タンに入っているというダムではなくて、ふだんは水がなく、有事の場合には水をそこで調節するというようなダムもいいかなとは思いますが、とりあえずあその陸を少し削った方が早いのではないかなと、そんなふうにも思っている次第です。その点どういうふうな、予算のこともありますし、見通しとして町長はどういうふうにお考えなのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思いますが。

また、公民館に関しては、予算がない、また整合性を図りながらと町長はよく予算に関しておっしゃいますけれども、それを言っていると、いつになっても公民館はちょっと先の話かなというふうにも考え合わせます。だけれども、先ほどから何回も繰り返して申しておりますように、町に一つ公民館があれば、それでいいのではないかなというようなことでもないと思います。やはり距離的なものもあり、いろいろ生活のリズムもあって、その身近な施設に、大小は別として、簡素でも何でもいいと思いますけれども、とりあえず公民館はつくっていただきたいと。建設計画にないからとか町長さんがおっしゃっていましたが、そういうことでちょっと旧南部町

が手おくれ状態だったかなということで、そこはぜひお願いしたいと、そう思っておりますし、町長は予算の執行者ですので、しかも筆頭理事でありますので、私はやはり理事は一升ますの中に豆をならして入れる、その豆を満遍なく配分するのもいいですけども、時と場合にはその豆を盛り上げるために町長が自助努力をしていただくということも必要かなと思っております。そのためには、やはり県の方にでも、9年度で助成の制度がないということも先ほどおっしゃっていましたが、それでもいろんな方法もあると思いますし、その辺は町長、もう少し頭をひねってもらって、ぜひ南部公民館の建設については前向きにどうぞお願いできればいいかなと思っております。その辺を、どうぞ町長もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、水害の件、船場平地区、私も何度あそこも見させていただきました。カーブを削って解決するのかなどうか、今専門の職員並びに県、国と協議会立ち上げて、そういう一部の部分でいいのか、ダムのお話もありましたが、そういう部分で今回は協議会で全体的にどうしていかなければならないかという、今までなかったそういう取り組みを今スタートいたしましたので、そういう部分で全体の取り組み、こういう部分を探っていきたいなと思っております。

ダム、私も一時そういうのも考えていくぐらい見直しをしなければならないのではないかなというお話をしたことがあります。県の幹部の方ともお話ししたとき、昭和三十何年といいましたが、ダムの話があったそうです。私はそういう話聞いたことがなくて、ダムの話出したのですが、実はあったのだと。そのときは、岩手県の方にやはりつくらなければならないだろうという、当時議論されたことがあると。その後、その計画、話は途絶えたのだけれどもということで、その時代からそういう話も出て、それぐらい考えていかないとやっぱり解決しない地区だったのだろうなということをもまず改めて感じました。いずれにしても、そういう協議会の中で、また今後の方向を探ってまいりたいと、こう思っております。

公民館の件でございます。非常に私も耳が痛くて、申しわけないなという思いがあって、建設計画に入っていないからということだけでは決してございません。先ほどの私の答弁で気分を害されても、私も舌足らずな部分があったかと思いますが、ただ合併のときは事務担当者たちがいわゆる当時のそれぞれの振興計画、たしかこの予定を組み合わせつつくっているはずなのです。ですから、そこに入っていなかったということであって、だからといってやらないということでは

はなくて、ぜひ議員さんにご理解をもっといただきたいというのは、実は消防の屯所の件が  
ございます。これは、当初予算、予算配分は計画は名川地区の屯所でございます。しかし、私も  
観閲式、または出初め式行って、すべての消防団を回りました。回ったときに、南部地区の消防  
団の屯所、非常に老朽化している。名川地区は一部、あと1カ所、2カ所ぐらいですか、残って  
おります。福地地区は大分進んでおりまして、ほとんどまず整備されているなど。南部地区が非  
常に整備がおくれているなどという印象を受けまして、消防団の幹部の方々とも相談いたしまして、  
この予算配分、何とか南部地区の消防団に回したいということで、今進められているのが駅前の  
消防団、ここを急遽名川地区の消防団の予算を南部地区の消防団に振り分けしたのです。これは、  
恐らく予定していた名川地区の消防団の方々は、何でよと、当然これは思ったわけでござい  
ますが、しかし消防団の皆さんもぜひ見てほしいと。見ると、ああ、その事情がわかるという  
ふうには納得してもらえないのではないかということで、消防の幹部の方々も全部見て歩  
きました。そういう中で、1年のあれを変更して、まず南部地区の消防団の方に整備を向  
けたと、こういう気持ちでも取り組んでいるということをぜひご理解をいただいて、今  
度は我々は予定したところからは言われるのです。何で予定どおりやらないのだと。  
一つこちらを立てて整備したいと思うと、こちらから批判が来ると。すべてでござ  
います、これは。今特に合併していったときに、何かが今までとやり方が変わると、  
変わったところからはやはり言われますし、合併というのはそういう中で一つづつ  
取り組んでいかなければならないなということ、改めて1年通して感じましたし、  
ただそういうことであっても、やはり一つづつやっていかなければならない、そして  
町長、予算のこといつも言うがということで、逆に理事者だから予算のことはや  
っぱり言っていかなければならないのです。今どこの自治体も、新聞では第2の夕張  
がどこなのかとよく言われております。南部町も決して裕福な合併ではござい  
ません。まさに合併していないところもそうです。そういう中で、私がやります、  
これはある面についてはちゃんと予算を計算して確保した中で理事者が言っている  
のかと、私は無責任になってはいけなと。やるときは、ちゃんとやると、それを  
どういうめどでやっていくかというのを今検討しているところでございますので、  
今の段階ではまだいい返事は出せなくて本当に申しわけないのですけれども、  
そういう部分をしっかり将来構想を立てながらやっていく、継続しているものを  
まず一回早目に終わらないと、新規にもなかなかいけないということもござ  
いますので、その点何とぞご理解をいただいて、我々もそういう中でし  
っかりとどのくらいの規模であれば建設していけるのかと、こういうのは今も  
検討しておりますので、何分そういう中で我々も将来方向を見出していきたく  
と思っております。

○議長（工藤久夫君） 工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ただいま町長から大変うれしいといいますが、そんなお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

大分前の議会で駅前消防団屯所の件を突然お話をしましたら、今そういう話ではないのではないのかというおしかりを受けるくらい切迫した内容のものでしたので、変更してまでそれを実行して下さるということに関して、深く感謝を申し上げたいと思います。

公民館に関しましては、突然目の前に公民館を建てたものを見せてくださいとは決して言いません。ですけれども、どういうふうな動きで、どういうふうに進んでいるのかなという、その実感をまず知りたいと、そういうことで再度再度お話をしている状況でございますので、どうぞこれからもそういう意味でもよろしくお願ひしたいと思います。

大変ご努力をされているのに敬意を表したいと心から感謝申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（工藤久夫君） 14番、内村貞子君の質問を許します。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 前に通告してありましたリンゴの販売促進対策についてお伺いいたします。

県のリンゴ試験場からお伺いしたところによりますと、財団法人農林統計協会刊の果樹農業発達史では、青森県のリンゴ栽培は明治8年春、内務省から30本のリンゴ苗木を交付されて、県庁構内に栽培されたのが始まりで、その後も再三苗木の配付があり、約320本の苗木を青森県の農

家に一、二本ずつ配付して今日の基礎が築かれたということです。南部町の基幹産業の一つとして大きなウエートを占めているリンゴづくり農家は、2005年の農業センサスによれば、819世帯であるということですが、その他を加えるとおよそ1,000世帯以上になるということです。県と一体でグリーンツーリズムの中核として進めている達者村は、各種取り組みが第3回オーライ！ニッポン大賞グランプリ内閣総理大臣表彰、地方自治大賞奨励賞を受賞しております。今年の達者村の花見は好天に恵まれて、県内外から大勢の人が訪れて大変盛況でありました。当町のリンゴの特性は、リンゴ栽培に適した土地と高品質で味もよく、大変評判でありました。ところが、数年前に無登録農薬問題が起こり、価格が低迷してリンゴが売れなくなりました。リンゴ栽培が危ういとさえ言われました。そのころ、南部地区では平成14年度から台湾にリンゴ出荷を始めて、毎年出荷をしてリンゴ農家から大変喜ばれてきたようであります。そして、生産意欲もわき、リンゴ栽培に頑張っているようであります。

そこで、お伺いいたします。台湾への出荷はどのような取り組みをしているのでしょうか。

PRの方法はどうでしょうか。

次に、出荷を初めて以来現在までの年間出荷量と価格の変動についてお伺いいたします。

次に、南部町の平成17年度のリンゴ栽培の総面積と総出荷量、総販売額についてお伺いいたします。

次に、11月20日にファーストインターナショナル、八戸市地域の貿易商社がリンゴをロシア極東のハバロフスクに出荷したそうですが、南部町では台湾のほかに海外へ輸出する構想はあるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

リンゴの販売促進対策等についてということでございますけれども、果樹の里であります南部町、年間を通じましてさまざまな果物があり、四季を通じていつ来ても何らかの果物が食べられると、そういう町づくりを進めているところでございます。中でも当町のリンゴは歴史があり、果樹の中の基幹産業となっております。

平成17年園芸作物統計によりますと、当町のリンゴ栽培面積は1,050ヘクタールでございますし

て、収穫量1万9,200トン、総生産額でございますが、約25億8,000万円となっております。この統計でいきますと、およそ全体果樹が65億というふうに記憶しておりますので、その果樹の中で40%をリンゴが占めていると、大きなウエートになってございます。

今年のリンゴでございますけれども、春先の霜害も少なく、また農産物に対する被害、リンゴに対する被害、台風被害等もなく、順調に秋の収穫を終え、価格についても平年並み以上には推移しているということで、今のリンゴの状況についてはちょっと安心してるところもありますけれども、全体的なさまざまな果物等も、梅等においては価格低迷というのもありました。そういう中で、比較的今年度はリンゴが安定していると、そういう報告を受けております。

リンゴ、台湾輸出の件でございますけれども、平成14年11月にいわゆる南部地区において、八戸市の貿易商社、ファーストインターナショナル株式会社からリンゴ輸出事業の話があり、南部地区の共同防除組合が南部町リンゴ台湾輸出組合を組織しまして、元の南部町リンゴ台湾輸出組合でございますけれども、平成14年産のリンゴから台湾輸出を開始をしてございます。実績でございますけれども、報告をいただいております資料によりますと、14年産、10キロ入れの箱で4,660キロ、金額で782万2,000円、15年産が1万1,580箱、2,203万2,000円、16年産6,824箱、1,728万5,000円、17年産7,425箱、1,556万2,000円、合計で304トン、4年間、6,275万円の販売額となっております。この単年度的に単価を見ますと、10キロ入れでございますが、14年が1,690円、15年が大体1,900円、それから16年産が2,530円、17年産が約2,090円ちょっとということで、始めた年に比べると上がっているというふうに聞いております。昨年産の例をとりますと、1,500箱入りのコンテナ、これを1シーズン5コンテナの出荷がありました。出荷農家は25戸でございますが、商社では10コンテナを目標にしているというふうに伺っておりますので、単純にあれすると、昨年の数の2倍ぐらいまだ欲しいのだということだろうというふうに思っております。

そういう取り組みの中で、課題もあるようでございます。農家からの出荷するにおいて、ハダニやモモシクイガのいわゆる害虫対策で、非常に包装、こん包までの手間暇がかかると。私も直接農家の方からも聞いたことがございました、南部地区に行ったときに。そういう部分で、ふえないのもまず現実にあると、こういうお話も聞きました。

PRとしましては、毎年出荷者の方々が10人ほどで台湾に出向いて、貿易会社を訪問しております。生産農家からの直接の販売先は八戸市の貿易商社でありますので、価格の交渉、これにおいてもリンゴの台湾輸出組合と八戸市の貿易商社、ファーストインターナショナル株式会社間で行っているというふうに聞いております。

先ほど議員もおっしゃってございましたファーストインターナショナル社においては、11月に口

シア極東のハバロフスクへの青森県産のリンゴ輸出を始めたと報道されましたが、同社からの話によりますと、今現在はまだ試験段階であるということで、今後その方向性が確立されていくに従って南部地区のリンゴ生産者、こういう方々にも情報を出していきたいなど、こう思っております。

いずれにしても、外国輸出となると価格の問題、先ほどの病害虫の問題、包装、こん包と、さまざまな課題もあるわけでございますけれども、今やはり国内だけではなくて、いわゆる輸出、どちらかという日本は輸入に頼っている輸入国なわけですし、そういう部分においては輸出ということもしっかり考えていかなければならないのかなと、このように思っております。特に今中国、台湾等においては、リンゴの品種にもよるようでございますけれども、大きなリンゴは1個1,000円単位で売られていると。これは、恐らく一般の方々がだれでも購入するリンゴではないでしょうけれども、そういうことで日本のリンゴというのが非常に価値が高いというふうに聞いておりますので、いろいろ情報を収集しながら、そしてまたふやしていくためには、先ほどの課題もありますけれども、防除組合、こういう組織に提供しながら、できるだけ国内の価格が安い、そういう場合においても輸出で補えるとか、そういう部分に取り組みをしてみたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 市場長にお伺いしたいのですが、出荷前に病害虫等の対策をしてから輸出をしているのだと思いますけれども、現地の台湾にリンゴが届いてから病害虫の問題が起こった場合の対策を講じることができるでしょうか。市場長にお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 内村議員は、恐らく私が前に南部町役場時代に農林課の方におりましたので、その関係で私に質問されたのだらうと思います。

今の質問の内容は、病害虫の発生ということだと思います。先ほど町長が説明したとおり、14年から台湾の輸出があったわけですが、病害虫の発生につきましては、私3年ほど担当しておりましたけれども、その間に1回ハダニの発生が、向こうの方で上陸するときに防疫の検査があるわけですが、そこで発見されたという報告がありました。そういった場合にはどういう対応

になるかといいますと、ハダニがついたままそちらの卸売業者さんの方に流れていくということではなくて、その場で1コンテナすべて薫蒸処理といたしまして、ハダニを死滅させる方法をとります。そういったことで対応して、そのときの経費はといいますと、ファーストインターナショナルさんとか相手の買った方の業者、そういったところに対応したものだたと記憶しております。

説明になったかどうかわかりませんが、私が知っている限りは、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 内村議員の輸出について、検査でひっかかった場合はどうなるのかというふうなご質問でございますけれども、今年の1月でしたか、台湾に輸出する果実からモモシンクイガの害虫が出たということで、一時台湾の輸出がストップになった経緯がございます。国の方も非常にその対策が厳しくなりまして、例えば2005年度産の台湾輸出につきましては、国へのこん包する施設の登録をしてくだささいということと、また同じ施設、登録した施設には選果技術員の専門員を配置してくださいと、それからこん包の箱には生産県やこん包した施設の名前が表示されるようにしてくださいというふうな厳しい内容が盛り込まれました。もし輸出した場合に、八戸の方でも輸出の際に検査するわけですけれども、それがまず通っていても、本当は台湾に着いてからまた検査があるわけですけれども、台湾の方でもし検査でひっかかった場合は、その県の、例えばここは青森県ですけれども、青森県から輸出される全品目の輸出を全面的にストップしますよと、そういうふうな厳しい規定がございます。それから、2回目またひっかかった場合は、日本から台湾への全輸出品目をストップしますよというふうな台湾の方の厳しい措置がございます。そういうふうなことで非常に今後ますます検査は厳しくなるということで、農家の方々も、先ほど町長が申しましたように、コンプレッサーで一つ一つのリンゴを吹きつけて、ハダニをなくするというふうな作業が非常に大変になっているというふうなことは、農家の方からも聞いておりますし、またそれに伴って粉末が出るわけですので、のどをやられるというふうなことも聞いております。そういうふうな関係で、ハバロフスクの方の輸出につきましては、この前新聞に出ましたけれども、ファーストインターナショナルの方からお聞きしましたところ、ハバロフスクの方はまだ試験段階だということで、今後またこれからの方向性が決まると、いろんな市場調査もしなければならぬということでございましたので、そっちの方はまだはっきりした方向性は見えていないというふうなことも聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。内村貞子君。

○14番（内村貞子君） リンゴの輸出については、ファーストインターナショナル貿易商社では、10コンテナを目標にしているのだそうですけれども、去年は5コンテナであったということですが、海外輸出となれば、価格、病害虫、包装、こん包等の問題がいろいろあるということですが、いろんな条件を克服して、平成14年から毎年続いているのではないかと思います。また、リンゴ輸出をしていない南部町のリンゴ生産農家の方々が、希望があれば輸出拡大を考えてもいい、見てもいいのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

7番、中村善一君の質問を許します。中村善一君。

（7番 中村善一君 登壇）

○7番（中村善一君） いつも見なれた雰囲気とは違います。こっちの方から初めて見ますけれども、気おくれしないように高い声で言っていきたいと思います。よろしくお願いします。

まず初めに、現在は農業は少しずつ、少しずつ悪い方向へ進んでいると思っております。その悪い方向がいつ下どまりするのかというのがあるので、とまると、もう二、三年すると上向きになって、いい方向へいくと思います。それを踏まえてお聞きいたします。現在の南部町の農業の現状を見てどう感じているのか、また農業の発展のために何が必要なのか、そのためにどうしようとしているのかをお尋ねいたしたいと思います。

2番目に、教育の振興ですけれども、教育は人間の形成づくりと、人の持っている能力を十二分に発揮する体制づくりだと思っております。深く考えると、私もよくわかりませんが、3点だけお聞きいたします。

まず、教育を受けるに当たって貧富の差、また地域間、田舎と都会がどう教育に影響するのかをお尋ねします。うちにもホームステイをする中学、高校とかの生徒が来ていますけれども、関西、関東方面から来ているのですけれども、学校終わると部活がある人は部活をするのですけれども、部活終わって6時か7時ごろから塾に行くそうです。9時ごろ塾終わって、家に帰って、御飯を食べて、宿題をやってという生活だそうです。また、運動を好きな人は、それなりの施設

で運動の専門のコーチに教わりまして、いろんなことをやっております。何か違うみたいに思いますけれども、そういうことはどうでしょうか、お聞きいたしたいと思います。

いじめのことですけれども、マスコミで今もう盛んにやっております。議論中だと思います。いじめの行動は、一つにはいろいろ、家庭教育もあるのでありますけれども、学校教育の中でどう関係して、どう影響しているのかということをお聞きしたいと思います。

また、三つ目には、現在三戸郡に2,000人の修学旅行生が来ています。南部町にも1,000名ぐらいの修学旅行生が関東、関西から来ております。修学旅行、教育旅行ですけれども、農業体験をしながら、農家民泊をしながらやっておりますけれども、そういうことについて教育委員会ではどう解釈をしているのかをお聞きしたいと思います。

3点目は、合併前からの課題ということですが、農業特区についてです。農業特区、どぶろく特区です。チェリウスとかバーデハウスはもちろん、一般の旅館や民宿等をつくって、独自の味を出して販売までやる方がいいわけですが、南部町の宣伝効果はもうはかり知れないということはメリットでわかっているはずなのですが、どうしているのでしょうかをお聞きします。今まで修学旅行生だけのホームステイでしたけれども、11月からは一般の人も泊められるようになりました。とすると、一般の人にもどぶろくを飲ませることができるわけですが、そういうこともあります。どうしたのでしょうか。お願いします。

2番目は、室内体育館です。この地域では、11月から3月まで土の上でのスポーツはほとんどできません。そのほかに、雨の日もできません。およそ半年間はできないのではないかと考えております。こういう中での現代のスポーツの振興、今の時代のスポーツの振興では、なかなか難しいと思います。このことについて、どうなっているのかをお尋ねをしたいと思います。先ほどの公民館みたいなことでしょうか、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。大きく分けて3点、また4点でございます。

農業の振興についてということでございます。非常に農業の現状というのが厳しいという中で、南部町の農業をどのようにしていかなければならないかということを常に考えながら取り組んで

いるわけでございますけれども、議員ご存じのように、この地域の形態、果樹、野菜等の畑作と水稻を組み合わせた複合経営が主をなしているわけでございます。果樹では、リンゴを柱としてサクランボ、梅、ナシ、桃、ブドウ等々、あらゆる品種があるのもこの地区の特徴でございます。また、畑作ではナガイモ、ネギ等の野菜を初め、地域によっては葉たばこの栽培、あるいは野菜の施設栽培、畜産等も盛んに行われております。特産農産物としましては、地区ごとにゼネラル・レクラーク、またサクランボ、そしてまたふくちホワイト六片種等があるわけでございます。

これらの農業発展のために、合併前からそれぞれの行政において、それぞれのさまざまな支援を行ってまいりました。例えば例を挙げますと、施設野菜ハウスの助成、そしてリンゴ団地造成、貯蔵施設の建設、または雨よけハウスや防霜ファンの助成、果樹の改植、苗木の助成、選果機等の農業機器の購入助成等、その他多種にわたり助成事業を行ってきたわけでございます。さらには、農産物の販売面におきましては町営市場、そしてまた農協を通じての系統出荷支援、それにあわせて、もう15年にもなるわけでございますけれども、いわゆる産地直売施設、ちょうど15年前に名川チェリーセンターの設立を初め、その後福地ジャックドセンター、なんぶふるさと物産館、そばの里けやぐ等々、農産物の直売施設の建設が始まったわけでございます。それと、サクランボ狩りを皮切りとして通年農業観光にも力を入れてまいりました。そして、平成16年には達人村開村ということで、平成5年からの農業活性化につなげていこうという取り組みで、農家民泊修学旅行の受け入れも実施してきたわけでございます。

現在グリーンツーリズム関係事業は、全町において拡大をしております。今年は農業観光振興会会員及びホームステイ受け入れ農家には新たに福地地区の農家の方々も加入をしております。これは、以前は田子、三戸、南部、名川と、4地区の協議会がありまして、そちらで進めておりましたが、現在は福地地区の方々も加入をして取り組みを拡大しているということでございます。農家民泊においては、教育の一環としての修学旅行生のための受け入れ可能だったわけでございますが、先ほど中村議員もおっしゃってございました取り組み時代、何とかして一般客も体験できる、宿泊できるようにならないものかと、これ数年県に要望をしてきたわけでございます。先般修学旅行生以外も農業体験宿泊ができるように許可がされることになったという報告が届きました。まさに長年の悲願でありました課題、これをクリアすることもできましたので、今後はさらに達人村を訪れてくれる人たちが一人でも二人でもまたふえてくれるように取り組みをしていきたいと、こう思っております。訪れてくれれば、毎回言いますけれども、人が来てくれれば、まず幾らかでもお金を使ってくれれば、こう思っておりますので、交流人口も増加することを期待していきたいと思っております。

それから、今後非常にいわゆる農業就業人口が減っていくものと予想されるわけでございまして、何とか従来の下限面積、これも検討していかなければならない。我々も一番怖いのが農地が荒廃していく、耕作放棄地がふえていくというのが、病虫害含めて見ても課題になってくるなど、こう思っております。現在農業委員会委員の方々にいわゆる下限面積、従来は50ヘクタールでないと従事できないということなわけですが、そのことを何とか、現在は20でどうなのかなという検討をしていただいておりますけれども、そういうふうにして農業に入りやすい、そういう環境をつくらなければならないなと思っております。この面積については、また農業委員の方々と検討を重ねて、最終面積にしていきたいなと。課題は、中核農家、認定農家育成という中で、そこにおいては相反する部分があるのではないかとのご指摘も聞いております。まさに中核農家を、規模拡大を図ろうとしているわけでございます。ただ、現実に本当に中核農家の方々が面積をふやしたいと思っていて土地がないということであれば、これは下限する必要は私はないと思っております。ただ、実際のところ、もうふやしたいときはふやせる状況である。そういう中で、逆に借り手側が少ない、荒れていくと。ここをなくしていくために、下限面積を下げた農業をしたいと思う方が参入しやすくする必要があるのではないのかなという考えで、面積を下げてみたらどうかなという、また団塊の方々が農業をやりたいと言ったときに、50アールなければ無理だとなると、恐らくないだろうと。50アール必要な人は、仮に20アール以上にすれば、50アールも今までどおりにできるわけですし、50というふうに決めてしまうと、20アールでもいいのだという人は参入できないという部分がありますので、そういうことも今後改善していきたいなと、こう思っております。

それから、来年度予算において担当課の方にちょっと指示をしておりますが、新規就農者、ここについても、これはふやしていかなければならない、そういう中で何とか支援策を、できれば19年度に支援策を出していきたいなと。まだ19年度の査定始まっておりませんので、今後議会終了後になってきますけれども、いわゆる新規就農者、畑作の場合は、種まいて、その年で収穫になるわけですが、果樹なんかは3年、4年植えても収穫がない。その期間大変だと、こういう問題があるわけですし、果樹に限らず農業新規就農というのは、初年度当初は大変だと思います。そういう部分で、何とか軌道に乗るまでの支援策、町独自の支援策、これを何とか考えていきたいなということで、今後まとめていきたいと思っております。

さまざまな補助事業においても、今まで国、県2分の1、あるいは3分の1というのが4分の1しか出せない、こういう状況で、あとはもう町村でいかようにでもしてくださいと。では、その負担を町で今までと同じにするためには、町の事業費を上げなければならないということで、

本当に我々も支援の仕方、こういう部分については常に勉強して取り組まなければならないなど、こう思っています。

それから、教育振興につきましては、教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。

次に、農業特区、合併前の課題ということでございます。旧名川時代、特区事業について研究、調査を進めてまいりました。農業の活性化とグリーンツーリズムの振興を図っていくため、（仮称）名川グリーンツーリズム特区構想というものを考えていたわけでございます。その中で、農家民泊における簡易な消防用施設等の容認事項、もう一点が特定農業者によるどぶろくの製造事業、そして3点目が地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業、これは先ほど下限の部分お話ししましたが、それとも重なるわけですけれども、それと4点目、農地の権利取得後の下限面積、ここで重なるわけですね、要件の特定設置基準の弾力化による農地の利用増進事業、この四つを柱に特区考えてまいりました。構想を考えていたときに、ちょうど町村合併が重なったわけでございまして、旧名川単位での特区申請は見送りをし、新町において改めて構想を練り直したという経緯でございます。

なお、名川時代考えておりました特区構想の四つのうち、先ほど申し上げました四つ、この中の農業民泊における簡易な消防用施設整備の容認事項、そして地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業、これについてはもう既に取り組みがなされておりますので、あえて特区にしなくてもよくなったと。それから、3点目、農地の権利取得後の下限面積要件の特定設定基準の弾力化による農地の利用促進事業と、これも取り組みがなされてございまして、市町村で決めて、これを県の方に申請して、県が認めれば下限ができるということで、この三つにつきましてはもう既に展開が、緩和されております。

そこで、最後の1点のどぶろく特区が残っているわけでございますけれども、今また担当課の方に指示をいたしまして、さまざまな特区、どういうのがあるのか、どういうものを特区としてやっていけばいいのか、これを調査してほしいということで、庁内において協議を進めておりますし、またいきたいと、こう思っております。どぶろく特区も担当課の方からもちょっとお聞きしましたけれども、個人での特区申請が非常に厳しいのかなというのは、申請に100万円ほどかかるそうです。そして、設備費に毎年50万円ぐらいかかると。それを今度収入で見たときに、どぶろくつくったからといって、どんどん販売してもいいという条件ではないものですから、来た方々に自分がつくったのを飲むことができるということですので、個人での特区は厳しいのかなと。町全体で考えたときにどういうふうにしていけばいいのか、これは検討していきたいと思っておりますし、清酒とどぶろくはまた違う楽しみ方があるとは私も思っております。どぶろくについ

てはまた研究させていただきながら、今新町になりまして、福地地区にはごっつりという非常においしいお酒がありまして、米消費拡大のためにも、このごっつりが非常においしいのだということ今町の会合では必ず使うようにということで、値段が若干高目にはなるのですが、そういう部分、地産地消、ゼネラル・レクラークワインもあります。Ume・ポーワインもあります。そういう部分の地産地消も働きかけながらどぶろく特区も研究してまいりたいと、こう思っております。

それから、最後の室内練習場といいますか、体育館の活用ということでございますが、現在の学校が統合されて残っている体育館、これは福地地区、名川地区もそうですが、地域の室内体育館として活用しております。以前、室内練習場ということが名川時代に出たことがございました。今中村議員もおっしゃっておりますが、先ほどの公民館の件と同じ答弁になるのかなと言われてましたが、非常に我々もつくりたいという気持ちは本当に思っています。今大きい町では、五戸地区があり、南郷地区もあるのですかね。そういう部分を見ると、まさに三戸郡で一番の規模ということ考えると、本当に整備というのも考えていかなければならないと、こう思っておりますが、まず今名川中学校に隣接しているふるさと運動公園、この競技場も今進められておりまして、郡陸協、また町陸協の方々からも早急の完成を目指してほしいという要望書もいただいております。そういう進めている部分を、まずできるだけ早く完成をさせながら、その後また必要なものというものを整備はしていかなければならないと、こう思っておりますが、今現在においては非常に厳しいと。新町振興計画等、これは5年、そして10年の計画を盛り込んでいくわけでございますので、そういう中では計画性を持ちながら取り入れていかなければならないのかなと、このようには認識をしております。

あとは、教育委員会の方からまた答弁をさせたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

3点ございますが、第1点は教育を受けるに当たって貧富の差、また地域間、田舎と都会の差が子供たちの将来に影響を及ぼしているかについてであります。義務教育は一人一人が幸せな人生の実現のための根幹を培うものであるとともに、国や社会が発展するための人間性の基礎づくりをすることであると考えております。小学校教育は、心身の発達に応じて初等教育を施すと

しております。また、中学校教育は小学校教育の基礎の上に立って、心身の発達に応じて中等普通教育を施すとしておるところであります。このことを実現するために、国はその責務として、第1点は教育機会均等、第2点は教育の水準の確保、第3点は教育の無償制を保障し、さまざまな施策を推進してきているところであります。議員が憂慮していることはよく理解できますが、普通教育においては貧富や地域格差による影響がないように配慮されていると思っております。無限大の能力を内に秘めた子供たちであります。しっかりとすべての子供たちが教育を受け、将来に不安なく生活できるように心から願っている一人であります。

いま一つは、塾通いについてであります。これについては教育委員会としては奨励はしておりません。ただ、子供たちができるだけ一つでも勉強したいという心から塾通いをしているものだ、こう考えております。子供たちが一つでも知りたいということは、大変意欲があると、こういうふうに思ってはございます。

次に、第2点、いじめと学校の教育についての認識はについてであります。まず確認をおきたいことがございます。それは、文部科学省ではどういうことをいじめとしているかということでもあります。いじめとは、自分より弱い者に対して一方的、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じるものとする、こういっておりますが、次のことが大変重要であるし、大変我々としても難しい面があるなというところを感じているところでございます。それは、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものと通知してきております。ということは、いかなる場合であってもいじめられた、罵声を飛ばされた、そのことをいじめとその子がとらえればいじめであると、こういうふうに私たちは認識しておるところでございます。このことを受けて、学校は定期的な教育相談、投書箱の設置、アンケート調査、日記、あるいは定期調査とともに、日常生活の中での気配り、目配りをしているところでもあります。

このように、いじめは絶対に許されないものとして、学校と教育委員会は早期発見、早期解決に努力しているところでございますが、背景には皆さんもご存じのように学校はもちろん社会的な背景、あるいは家庭的な背景、あるいは地域的なものがさまざま絡み合っ、これがいじめだという断定はいまだされていない状況でございます。特に昨今自殺問題が発生していることに對し、気を許すことなく指導体制を見直し、全教師が一致協力して防止することを求めると同様に、学校、家庭と教育委員会の連携強化を図る所存でございます。また、最近青森県教育委員会が設置したいじめ相談専用電話を児童生徒が利用できるように、各学校に周知徹底を図っているところでございます。さらに、南部町自殺対策連絡協議会の中で高齢者の自殺防止に心の健康づくり

が役立つことが取り上げられております。心の健康は、大人も子供も共通すると思いますので、相談、指導を受けながら子供の自殺も絶対ないようにしてまいりたいと、こういうようにして考えているところでございます。繰り返しますが、最も重要なことは、早く見つけて、早く解決するというところでございます。慎重かつ真剣に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

第3点目でございますが、修学旅行の農家民泊をどう思っているのかについてであります。昨今南部町小中学校は総合的な学習内容の中に体験学習を取り入れる学校が多くなっておりますが、教育課程を編成する責任は学校の校長であります。校長は、学校や地域の実態により農業体験、社会見学等、さまざま取り入れております。目的は、みずから考え、判断し、行動し、問題解決能力を養うことということを目指しているところでございます。農家に民泊し、農家の実態を勉強したり、さらには労働体験することは、大変有意義なことであり、採用する学校がふえることに大いに私自身期待をしているところであります。しかしながら、今の実態は地域性を考えて、宿泊するということまでいっていないのが現状であります。修学旅行は、ちなみに申し上げますと、やはり中学校は3泊4日で東京方面、また小学校は2泊3日で函館方面へ行っているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 中村君。

○7番（中村善一君） まず、農業の振興についての考え方ですけれども、私が学校を終わるころは、まだ農産物は足りなくて、今では考えられないくらい高値で販売されておりました。私もちゅうちょなく農業の道に進んできました。私たち団塊の世代の初めから終わりまでの人たちは、農業に進んだ最後の世代だと思っております。それが、50年代、60年代になって、生産が消費より多くなって、一番先にすそものが買ったたかれる時代になり、直接お客様に売る産直や観光が生まれて現在に至っております。これは、もう先ほども言っていましたし、皆さん当然わかっていることだと思います。

そこで、当然産直で食べたり、観光で食べている人が多数おります。これを維持発展していくには、最善の力を出すのが当然だと思っておりますが、それだけではなく、次の手も考えるべきではないのかと思います。今までは、宣伝をして南部町にはこういうのがあります、こういうものがあります、いいのばかりありますということで来てもらって、よければ買ってもらったり、

観光してもらったりする宣伝をして、物売る政策が主な政策でした。これを反対に、町外に売って出る政策も考えたらどうかと私は思います。今は都会の方も景気がよいそうです。南部町の魅力ある物産を、農業の物産ばかりではなくて、商業の物産でも何でもいいですけども、前面に出して売る課、販売促進課でもつくって、担当者が全国を回って南部町の物産を売る課を創設したらどうかと思います。1億円も売れるようになったら、NPO法人でもやるところまでいければ、農家も物売る幅が広がると思いますし、万が一その中で一つでも全国に通用する農産物というか、物があれば、それはもう何十億、何百億になるでしょうから、農家が救われること、当然です。思い切って3町合併記念に販売促進課をつくってみるのもいいのではないかなと、私はそう考えます。

次に、教育です。いろいろ今難しい話でしたけれども、聞きました。そのとおりだと思います。私はなぜこの質問をしたかという、今世間でちらちらと教育委員会不要論が取りざたされております。いじめから出たのか、何から出たのか、自殺から出たのかわかりませんが、こういうことは何を意味するかという、やっぱり教育委員会と学校、一般社会、家庭、この三つの関係プレーができていないからではないのかと。話し合いが一つにまとまっていれば、いい方向へ進むと思うし、ふだんから何の問題でもこの3者が共有していれば、委員会がリーダーシップをとるわけですので、任せている部分がちょっと多過ぎるのではないのかと私は思います。きのう本屋を見ていたら、子供を悪くするのは教師か親かという本までできていました。もう少し話し合いをし、問題を地域全体で共有してもらいたいと思います。いかがなものでしょうか。

あとは、特区はやるところまでお願いをしたいと思います。

室内体育館は、先ほど工藤さんの方の南部公民館云々ですけども、補助事業も視野に入れて総合振興計画と一緒に、あそこに、あそこというのは南部公民館のあたりに一緒につくったらいいのかなという気が今しました。

以上です。よろしく答弁をお願いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 農業振興でございます。非常に昔は生産と消費、需要と供給のバランスができていたのかなと、こう思いますが、それ以降日本はどちらかというと輸入国ということで、そのバランスが国内において少し崩れかけてきているのかなと。これは、国策の中で輸出、輸入が議論されておりますので、我々だけではもう解決できない部分があるとは思いますが、

いずれにしても基幹産業である農業振興、南部町においてできるものは何かというものを探っていきたいなと思っております。

その1点として、販売促進課を新設してはいかがかということでございました。いろいろ検討させていただきながら、今までも受け皿の各団体だけではなくて、町外へ向けての販売ということも取り組みをしてきたわけですが、そういう中で一つのイベントの販売だけを見ると、収入と支出が全く合いません。支出の方が多いわけですが、そこに行くには、いわゆる町の予算に行く団体等に支援しなければ、リンゴ売ってきても収益にはならないというのが現実の課題でもあります。ただ、全体的なPR方法という中において、予算のことばかりも言っていられない部分もあるでしょうから、そういう部分で来てもらっても、内での販売、外での販売というのも考えていかなければならないかなと、そういう中で新設については検討させていただきたいなと、こう思います。

あとは、また担当課の方から補足があれば説明させたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） お答えいたします。

学校、家庭、社会が一体とならなければならないということは、大変重要な、貴重なご意見であると、こう思っております。今私が進めていることは、教育委員会には学校の実態をよく知ってもらうためにさまざまアンケートをとったものを報告したり、あるいは県から流されてくるもの、国から流されてくるものを報告して、理解していただくように努めているところでございます。学校には、校長との連携を強めるためにアンケート調査はもちろんでありますが、学校を私もできるだけ訪問したり、あるいはちょっとしたことであれば、校長に教育委員会においてになっていただいて、お話し合いを進めているところであります。特に校長会とか、あるいは校長とお話し合いするときには、何を一番大事にするかと、それは第1は子供の命を守ることだと、これを第一義として教育活動の実践をしてほしいということは常々申し上げておるところであります。

学校、地域との連携については、学校の実態等、あるいは問題行動等々あっても、可能な限りきちっと報告して、ご相談申し上げるようということを経理に指示しているところでございます。ただ、これはプライバシーの問題とか、そういうことも絡んでくる場合は、相当吟味する必要がありますが、そのことについては注意してほしいということをお願いしているところであります。

ます。

いずれにしても、議員さんの先ほどおっしゃられました、一体となることが一番大事なことであるし、さまざまなことを解決する方策であるし、あるいはまた子供たちの学力向上にもつながっていくものだと、こう考えておりますので、今後ともよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 中村善一君。

○7番（中村善一君） 大体わかりましたけれども、私の同級生に東京である会社をやっている人がいますけれども、売れるかどうかわかりませんので、詳しくは言いませんけれども、南部町でとれるものを加工して、その会社で宣伝をして、今必死に売っている人がいます。今年は1トンの加工をその人たち、農家の人たちに注文してやっているそうです。よければ全町に広げたいと、全国にその名をと、大きな夢を持って頑張っている人もいます。

また、近年八戸のせんべい汁のセットが売れに売れて、生産が間に合わない状態が今続いています。せんべい汁の歌までヒットして、全国に今広がっているそうです。だれもが昔のせんべい汁がこんなになるとは夢にも思っていなかったそうです。このちょっとしたことがちょっとするわけです。思い切って次の手を考えて、日本じゅう、世界じゅうへと南部町の名を広めていってもらいたいと思います。くどくど言いましたけれども、今後とも南部町の農業のことをお願いをしたいと思います。

教育です。何だかんだと言っても、教育委員会の皆さん方に、あなた方の肩に教育がかかっているわけですので、一般の人にも入って行って、今校長も必要とか、先生も必要と言いましたけれども、一般の人の言葉が出てきませんでした。一般の人ともやっぱり地域全体で共有して、問題に当たってもらいたいなど、目線を一般の目線でやるし、行動も一般の目線でやるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。何か言いたいことがあれば、言ってください。

○議長（工藤久夫君） 答弁はありませんか。

なければ、以上で中村善一君の質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

(午後2時11分)

○議長(工藤久夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時25分)

○議長(工藤久夫君) 36番、伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

(36番 伊達一夫君 登壇)

○36番(伊達一夫君) 皆さんお疲れのことと思います。3時ごろまで、ひとつおつき合い願います。

さきに通告しておりました統合学校給食センター建設について、町長の考えをお伺いします。町長は、もう十二分にご承知のことと思いますが、各地区の学校給食センターの開始は、南部は昭和43年の4月で38年経過、名川は昭和45年5月開始で36年、福地は昭和47年2月で34年経過しております。いずれも30年以上の長い年月使用され、老朽化が進行しております。私は、南部の給食センターの状況はわかっています。何回も調査に行きました。保健所から何回も衛生面で指摘を受けておりました。その都度、新築の予定があるということでしのいできておった状態でございます。合併前の平成15年の9月の定例会で学校給食センター建設について質問したときの町長答弁は、平成14年7月から南郷、名川、福地の4町村で統合給食センター建設について協議をしていると。そして、平成17年着工し、平成19年に給食を開始する予定だということでございました。八戸市との合併協議会でもこれが最優先事業になっているとのことでありました。しかし、八戸市との合併を断り、3町村の合併協議が始まり、その協議の中にも給食センター建設があったと思います。

今年の3月14日の予算特別委員会で長根議員が次のような趣旨の質問をいたしました。3町村の合併協議会においても急を要するというので、早急に整備が必要という認識に至ったことであり、新年度予算にその準備のための予算が計上されるものと期待をしていたが、計上されなかったと。総合振興計画は1年半ぐらいかかると、さらにおくれるのではと心配をしていました。町長は、合併協の段階で設置場所の選定も決まっていると、18年度は建設委員会を設置し、19年度から本格的に取り組みたいと、合併特例債を活用してと答弁をなされました。

去る10月30日に総務企画、教育民生常任委員会合同で視察研修に行ってきました。岩手県金ケ崎町立学校給食センターを訪問いたしました。金ケ崎町では、昭和40年に給食を開始し、三十数

年経過をして老朽化が進み、平成15年4月に新築、改修をしています。オール電化方式にしたのは、近年食中毒菌の毒性が強力になったなどに伴い、学校給食施設でもHACCPによる衛生管理が求められるようになってきたと。HACCP方式と呼ばれる衛生管理の概念を建設の柱としてつくられたオール電化給食施設でした。HACCPとは、安全な食品を提供するために食材の受け入れから料理として提供されるまでの各工程でバクテリアの細菌や洗剤などの化学物質、あるいは異物の混入などによる食品の汚染の可能性がゼロになるように運営をするシステムだそうです。また、オール電化方式のメリットは、室内への熱放射が少なく、大量料理を行っても室内温度、湿度の上昇が少なく快適であると、衛生管理の徹底が図られると、湿度が80%以下、温度が25度以下だそうです。それから、施設管理が比較的簡単であると。電気設備、保温管理などが委託業務で対応が可能だと。そして、空調等に安い深夜電力が利用できると。それから、デメリットの方は、やはり熱性能の立ち上がりが遅いと。200リットルの水を沸騰させるには、大体45分かかるそうです。それから、電気使用料が高額となるということで、最大需要電力を上げないように献立や作業工程を工夫しているととてもすばらしい施設でございました。

また、去る11月の6日に教育民生常任委員会の所管事務調査で福地学校給食センターを訪問し、所長及び栄養士さんから説明をいただきました。職員は現在8名で、そのうち調理人5名は業者委託で、小学校3、中学校2校、センター8名の783食を今提供しているそうです。調理場を見せていただきました。改修をしながら、よく運営をしてきたのがよくわかりました。平成元年にボイラー設備などの改修工事を行ったそうです。また、行事食や郷土食を取り入れるように努めていると。地産地消に取り組み、安心、安全な食材の選定に努めていると。地産地消の取り組みには、フレッシュ会、約40名の会員だそうです、そこらご協力をいただき、非常に助かっているということでした。また、毎日きょうの給食のメニューづくりをし、食ぜんの配置や食べ物の大切さ、青森県や福地でとれる食べ物を知ろう、そして感謝の気持ちを込めたあいさつをしようというチラシをつくって、みんなに配布して食育にも努めているということでした。最後に、私たちに早く新しい給食センターを建設してほしいとの要望がありました。ここで、町長にお伝えしておきます。

前置きが少し長くなりましたが、一つ、統合学校給食センター建設委員会の設置をしたのかどうか。

二つ目は、合併協の段階で建設場所の選定も決まっているとのことですが、その場所はどこなのか。

三つ目は、建設の時期はいつか。

それから、四つ目として、建物の構造、オール電化方式か、現在のボイラー方式なのか。

それから、運営方法は直営でやるか、業務委託にするのかと、以上の点についてひとつ町長のご見解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、伊達議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

学校給食センターの建設についてでございますけれども、私が把握している中でお話を申し上げ、答弁申し上げ、そしてその後教育委員会の方から、担当課の方から、所管から答弁をさせたいと思います。

その前に、先ほど農地法の件で、申しわけございません、その後に答弁いたします。50アールを50ヘクタールと私が言ったようでございまして、50アールの間違いでございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、給食センターの件でございますけれども、合併前に一番最初の検討は、福地、南郷の2村で給食センターの話が進められたというふうに伺ってございます。その後、名川にもその情報が入りまして、名川の給食センターも非常に古いと、いずれも建て直さなければならないということで、その会議の途中から名川地区が入り、3町村で広域的な給食センターとして検討していきましよう。これは、それぞれの自治体の助役、または収入役、教育委員会、教育長含めて検討をされておりました。その後、町村合併が話題になりまして、当時八戸市の傘下ということもありましたが、南郷区、南郷村が最終的に八戸市に合併ということで、その協議から南郷村が抜けたと。そこに新たに、合併の協議の前だったと思いますけれども、いわゆる南部の給食センターも非常に古いということの話が出てきまして、そのときはまだ合併の3町村の機運がなかったときでございます。でも、広域的にやっていけるのではないかと話がされてきておりました。そこに、今度は現在の3町村の合併の話が出てきて、給食センターの建設に拍車がかかったわけございまして、現在進めている地区、場所、この地区においても合併の協議会の前に3地区から候補地をそれぞれ出し合ったと聞いております。3地区、3自治体から。その中で、やはり一番運行しやすい、給食ですから、そういう部分を考慮したときに、現在の名川地区の名川中学校と名久井小学校のそばにある町有地がございました。ここがやっぱり一番いいのではない

かということがその段階で進められておりまして、現在その計画になっております。今後19年度に用地買収等も、やっぱり面積が足りなかったという部分で、19年度の恐らく当初予算に計上していくこととなりますけれども、そういう協議をされてきて、現在進められております。

長根議員のご質問に答えたように、今予定どおりの形で進めております。当初合併前にもう着手しようという話までなっていたわけですが、その後合併というのが具体化してきまして、この施設については合併特例債を活用した方が絶対有利であると。いわゆる7割地方交付税算入という部分、それ以前ですと補助事業を使っても半分以下の補助金しかない、持ち出しが大きいということで、これは少し待って合併したら進めていった方がいいというのがもう関係者の全員の一致でございました。そういうことで、19年度に用地買収、また実施設計等を計上したいと。そして、20年度に着工に入りたいと、こう思っておりますので、我々もできるものについてはしっかり取り組んでいくつもりでおりますし、先ほど工藤幸子議員、中村善一議員さんからもありました部分、少し将来的な展望で計画をしていかなければならないものと、やはり厳しい中においても取り組まなければならない、こういう部分はしっかり取り組んでいきたいと、こう思っております。

あと、細部につきましては教育委員会の方から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 給食センター建設についてご説明いたします。

町長もお話しされましたけれども、平成14年度から南部町も加入し、4町村で進めておりましたが、南郷村が八戸市と合併することで平成16年11月に退会したため、4町村協議会解散に伴い、名川町、福地村、南部町3町村で協議検討することといたしました。建設候補地の選定協議の結果、南部町、福地村には適する場所がないということで、国道沿いで3町村の中央の名川町にお願いしたいとの多数の意見により、候補地視察確認後、名川町の承諾により予定地が内定され、合併後は合併特例債で対応可能なため、平成19年4月に事業申請の予定であります。

このような経過により、統合給食センター建設場所は、名川中学校と名久井小学校グラウンドの間に位置する町所有の土地周辺約5,000平方メートルを予定しております。建設時期につきましては、平成18年度中に建設検討委員会を設置いたしまして、平成19年度に用地買収と実施設計を行うという予定で、平成20年度に建設を予定しております。

建設計画がおくれました理由につきましては、当初の計画は合併にかかわらず5町村で進めて

きまして、文教施設等の補助金等を予定しておりましたが、合併により合併特例債が可能なため、合併後検討しながら進めることとなったため、計画がおくれたものであります。

議員研修で視察されましたオール電化方式の給食センターにつきましてちょっと説明いたしますけれども、学校給食共同調理場施設における衛生管理は、食中毒を防止するためにHACCP、これはハサップ、またはハセップと呼んでおりますけれども、危害分析重要管理点の概念に基づき、徹底した管理が重要とされております。また、学校給食のドライシステム化の推進など、衛生管理に配慮した施設が求められております。このような背景から、選択の一つとしてオール電化方式が多く採用されることになりました。オール電化ドライ方式の特徴につきましては、伊達議員もおっしゃりましたけれども、電気調理器の大きな特徴は消耗燃焼を伴わない余分な廃熱や水蒸気、輻射熱の影響を受けることがほとんどありません。そのため、厨房内の温度上昇も少なく、空気の汚れも少ない快適な環境で調理に専念できます。直火や裸火など、炎が出ないため、防災上最も安全で作業向上につながるとされます。床が乾いた状態で細菌の増殖を防ぐことを目的としており、厨房内の温度、湿度の上昇も少なく、空気の汚れが少ないことなどが特徴であります。デメリットとしては、熱性能、高熱の立ち上がり、電気使用料が高額であるということがありますが、これらは節電管理、調理作業の工夫により解決できるものと思います。以上がオール電化方式の内容であります。今後この方式を建設検討委員会の中でよく説明し、協議して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 今学務課長から今後はオール電化方式が多くなっていくだろうということの説明がありましたが、やはりこれからはそのような建物の施設がぜひ必要ではないのかなと、こうも思っておるところでございます。ですので、これから具体的に検討委員会を立ち上げて検討をしていくということでございますので、その点を十二分に考慮しながら、ひとつ具体的に進めていってほしいなど、こう思っております。

それから、今何聞いても検討委員会で検討するというようなことになるとは思いますが、やはり運営方法についても、私の考えは直営の方がいいと、こう思っておりますので、その点もひとつ留意していただきたいなど、こう思っております。

あとはいいです。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 運営方式のことなのですが、これも建設検討委員会の中でよく協議して進めていきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 以上で伊達一夫君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月12日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時48分）

## 第6回南部町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成18年12月12日(火)午前10時開議

#### 第1 一般質問

2番 高橋隆博

1. 子供のセキュリティについて
2. 特産品PR用常設看板の設置について

20番 立花寛子

1. 安倍政権の町政に与える影響について
2. 水害対策について
3. 保育料の見直しについて
4. 産業廃棄物中間処理施設について
5. 町営市場の活性化について

32番 山口博个

1. 三位一体改革について
2. 諸策について

25番 川守田 稔

1. 生活習慣病への取り組みについて
2. 食育への取り組みについて

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(37名)

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君

10番	夏坂清蔵君	11番	長根和夫君
12番	工藤幸子君	13番	四戸清君
14番	内村貞子君	15番	工藤和夫君
17番	佐々木幹夫君	18番	馬場又彦君
19番	日向端猛君	20番	立花寛子君
22番	大久保俊和君	24番	滝田米作君
25番	川守田稔君	26番	佐々木金嘉君
27番	工藤久夫君	28番	坂本正紀君
30番	河端幸蔵君	31番	相田耕作君
32番	山口博个君	33番	沼畑繁君
34番	小笠原義弘君	35番	佐々木元作君
36番	伊達一夫君	37番	金沢和夫君
39番	東寿一君	40番	宮野正君
41番	西塚芳弥君	42番	野田清八君
43番	佐々木由治君		

欠席議員（1名）

9番 庭田豊茂君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	助役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	西塚友雄君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	川井和男君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	出納室長	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君

市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

---

## 開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は34人でございます。議員定足数に達しておりますので、これより第6回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

## 一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

2番、高橋隆博君の質問を許します。高橋隆博君。

（2番 高橋隆博君 登壇）

○2番（高橋隆博君） 通告順に従って質問いたします。

きのう議長から簡潔明瞭にという指示がございましたので、簡単にやりたいと思います。

まず、第1点目であります。子供のセキュリティーについてであります。子供たちの安全をどう守るかであります。最近マスコミ等の報道で周知のとおり、子供に関する事件、事故が頻発しております。幼児にあっては親による虐待、小学児童においては変質者等による誘拐、殺傷事件、さらに中高生にあってはいじめを要因とする自殺、目を覆いたくなるような事件が全国的に多発しております。子供は次世代を担う国の宝です。子供を守るのは大人の義務であります。今こそ大人の責任として真剣に考え、早急にその対応、対策を講じなければならないと思います。対岸の火事ではございません。いつどこで発生してもおかしくはありません。そこで、町長及び関係部局に次のことを質問します。

一つ、南部町において子供の事故や事件を誘発する要因となる事態が発生していないか。

2、事件を未然に防ぐ対策はいかにすべきか。

3、万が一事件が発生した場合、その対応はどうするか。できれば虐待、小学校の誘拐、中学校のいじめという段階で答弁をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、特産品PR用の常設看板の設置についてであります。我が南部町は、農業を基幹とする町であります。県内でも比較的温暖な気候と風土に恵まれ、良質な農産物が生産されております。その評価は県内外においても非常に高いものがあります。名川地区ではサクランボ、南部地区では阿房宮、福地地区ではふくちホワイト六片種の特産品があります。また、南部町は、青い森鉄道、新幹線東日本、国道4号線、国道104号線等が町の中を通り、交通体系にも恵まれております。そこで、その利点を生かして、車や電車の車窓から見えるポイントにそれぞれの特産品と達者村の文字を入れて、農業振興の一端として特産品のPR用の看板を設置してはいかがなものかと。これは、この分野は町長さんが大得意な分野でございますので、町長から答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、高橋議員のご質問にまず私の方からお答えを申し上げ、そして詳細につきましてはまた教育長の方からも答弁をいたしたいと思います。

まず、最初の子供のセキュリティーについてでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、子供は次代を担う、まさしく国の宝であり、また南部町の宝であるわけございまして、全く同感でございます。最近子供たちを取り巻く環境というのは非常に憂慮するものがございます。恐らく背景には、一つは家庭的な要因、また学校における要因、そしてまた地域、社会における要因、社会全体における要因が様々かみ合っているものだと考えますが、いかなる状況下においてもいじめ、またはいじめによるみずから命を絶つ、そしてまたいろいろな部分で誘惑をする等々、絶対あってはならないことはもう言うまでもないわけでございます。このような諸問題を解決できる即効薬がすぐ発見できればよいのですが、事件内容によってなかなか解決策が、即効薬があるというのも難しいのも現実的にはあるわけです。しかし、我々に与えられた課題ということは、まず一つ一つ解決をしていかなければなりませんし、防止策というものをしっかりと練っていかなければならないと思っております。安心、安全の町づくりを目指して、まず未然に防ぐには家庭、地域社会、そして学校、教育委員会、行政がまず連携して、南部町内にはなか

なか町民の監視が厳しくて入っていけないぞと、こういう体制をつくっていくことが私は一番大事なのではないのかなと。やはり地域で監視の目を厳しくする、そのためには地域住民の方々も一緒になって取り組んでいただく、こういう体制をとっていくことが大事だと、このように思っております。質問の細部につきましては、教育委員会の方で答弁させていただきたいと思っております。

次に、特産品PR用看板の設置についてでございます。新南部町におきましては、ご存じのように名川地区はサクランボ、また南部地区には阿房宮やゼネラル・レクラーク、また特産品に限らず、南部藩発祥の地と。福地地区にはふくちホワイト六片種やナマズ等の特産品がございます。達者村は、昨日も申し上げましたけれども、平成16年10月9日に開村をいたしました。新町誕生後のグリーンツーリズム関係事業は、全町拡大ということで取り組んでいるところでございます。そこで、広報等のPR方でございますけれども、広報紙を通じながら全町にPRをしているところでございますけれども、まだ住民の方々に十分理解してまでという部分は不足している部分があるかと感じております。特に取り組みが名川地区でスタートしておりましたから、南部地区、福地地区の町民の方々へのPRという部分は今後また努めていかなければならないと、こう思っております。今年に入りまして、名川地区においてはチェリーセンターにおいてはようこそ達者村へという看板を書きかえを行いました。また、南部地区のふるさと物産館、ここには達者村産地直売所と、達者村を入れた看板を新設をしております。また、青い森鉄道、諏訪ノ平駅と剣吉駅、苫米地駅には達者村のキャッチフレーズであります「友～ったり、遊～ったり、農～んびり達者村」というユニークな看板を新たに設置をしております。

なお、役場、3庁舎におきましては、玄関に達者村の大きな垂れ幕を掲げ、宣伝に努めているところでございます。

今後の予定でございますけれども、既に今取り組んでいるのが、苫米地から八木田にかけての国道の直線のガードレール側に設置しておりますガードパイプ、ここに1文字3メートルのカッピングシート張り付けによる達者村ボタン、サクランボ、ふくちホワイト六片種と、この絵入り用文字看板が来春までに完成する予定で今進めております。達者村も特産品も、できる限り看板等を掲げて、町内外の人たちに、いわゆる南部町というPR、これは大変大事なことだと、こう思っておりますので、財政状況もありますけれども、一気にというわけにはいかななくても、毎年少しずつでも南部町イコール達者村、そういうPRをしていきたいなど。町内が拡大されましたので、それなりの特産品もふえております。本来でいくと、一番わかりやすいのは南部町イコール何々というワンポイントの方がPR効果はあるような気が私はしているのですけれども、ただ一つは南部町イコール達者村という部分をPRしながら、その達者村には先ほどそれぞれの地

区にある特産品、また名所、そういう部分もPRをしながら盛り上げて取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

私の方からは、事態が発生していないか、第1点、第2点は未然に防ぐ方策はいかにあるべきか、第3点は事件が発生した場合どういう対応をするかということについてお答え申し上げます。

まず、第1点であります。南部町内において子供の事故、事件の発生要因となり得る事態は発生していないかということですが、管内の小中学校において今年度には不審者情報報告が2件、これは小学校でございます。声をかける声かけ事案が2件、これは小学校1件、中学校1件がありました。いずれも被害に至っておりませんが、このような事案が発生した場合には、直ちに全学校に情報を知らせ、周知徹底を図っておるところでございます。また、防災無線による周知を指示、強化に努めております。さらに、警察とも連携強化を図っておるところでございます。高等学校の場合は、町外7件、町内2件の事案がございました。南部工業の場合はないということ聞いております。

第2点目ですが、事故を未然に防ぐ対策はいかにすべきかということにつきましては、登下校における児童生徒の安全確保について、学校、家庭、地域、警察等が連携し、安全確保に取り組んでいるところであります。また、PTA、地域住民等による学校安全ボランティア団体より登下校時のパトロール活動を日常的に行っているところであります。さらには、本年度より地域学校安全指導員、スクールガードリーダーという名前ですが、これを配置していただき、パトロールの強化を図っているところでございます。各学校内には不審者侵入対応マニュアルを作成していただき、不審者対応訓練をしているところであります。それに伴い、さすまたを全小中学校に準備しております。また、来校者をノートに記入してもらったり、施錠を忘れないように十分注意することを求めています。児童には各学校が個人用ブザー、あるいは笛を全員に持つように指導しております。中学生の場合は、女子のみが持つように指導しております。男子の場合も希望によっては持つというようなことになってございます。高等学校の場合であります。保護者へ文書での注意、協力依頼をしている。生徒への注意を促している、各高校での連絡体制をとり注意を促していると、こういうことでございました。

万一事故が発生した場合の対応はどうかということにつきましては、不審者侵入、登下校時に事件が発生した場合は、学校、家庭、警察等と連携し、子供のけがや命を守ることに最重点を置き解決に努力いたしますが、日常学校教育の活動において子供の命を守ることを第一義とするよう、機会あるごとに、校長はもちろんであります、各種団体等にもお願いしているところでございます。

虐待についての現在までの情報は教育委員会には入ってございません。

最後に、最近起きた事案についてご報告申し上げます。それは、12月5日月曜日であります、9時32分、これは教育委員会が受けた時間ではありますが、南部幼稚園に男性の声でおれが今から何をするのかわかるかとの電話が入りました。即対応いたしまして、全小中学校、幼稚園、保育所、関係機関に通知を流して、入っていないかどうかということを確認したところ、次の四つの部署に電話がかかっておりました。一つは、福地給食センター、二つ目にはチェリー保育園、三つ目には名川幼稚園、四つ目には南部幼稚園、以上四つの箇所に電話が入っておりました。対応には学務課補佐をすぐ南部幼稚園に派遣いたしまして、警察に連絡いたし、南部駐在所、門前にある駐在所であります、それと三戸警察署、生活安全課の方々が即幼稚園にはせ参じてくれまして、15時までに待機して状況を見守って指導いただきました。その後何もなかったわけですが、子供たちの退家の時間にもなりまして、15時には通常どおり送迎バスに乗せて子供たちを帰したというような状況でございます。こういう事案でございましたが、いずれにしても先ほど来申し上げておりますように、子供の命、子供の安全、安心ということを第一に考えて、これから気を許すことなく、お互いに連携、連帯を持って事に当たってまいりたいと、こう考えております。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。高橋隆博君。

○2番（高橋隆博君） 要因となるようなことはあったにしても、事件にはならなかったと、大変よかったと思っています。それで、私も1カ月半ぐらい新聞の記事をずっとスクラップをつくらせて、これを見ているのですけれども、一月半のうちに、24日ぐらいですか、いじめ、その他の記事が載っています、マスコミでは。それで、たまたま今時節柄こういう各町村で議会をやっているのですけれども、きょうの新聞にも野辺地町、五戸町でやっぱりきのうあたりいじめの問題が取り上げられたと、こういうふうに報じられております。それを見ますと、調査、各学校でしているのです、各町村で。いじめの定義に基づいて調査をしたと、五戸町なんか。そういうふう

に書かれてあるのですけれども、そのいじめの定義というのはどういうものですか。どなたでもいいですからお願いします。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） きのう中村議員のご質問にもお答え申し上げましたが、文部省は平成5年にいじめの定義というものを発表しております。読み上げます。いじめとは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じるものとする。あわせて個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものと通知してきてございます。ということではありますが、いずれにしても大事なことは、いじめた方の感覚ではなくて、いじめられた方の感覚というか、側に立って、端的に申し上げますという、自分が嫌だと思えば、それはいじめとして考えて指導しなければならぬと、こういうふうなことになっているというか、考えてございます。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。高橋隆博君。

○2番（高橋隆博君） いじめの定義はわかりましたのですけれども、どうしたら防げるかということ、きのうも中村議員とこれ重複するのですけれども、私なりに考えてみたのですけれども、やっぱり正直言って学校もあれなのですけれども、家庭にもそういう要因があると。しつけはやっぱり家庭が大事です。そういう点で、学校、それから家庭、そういう連携を密にして、教育委員会もそうですけれども、絶対そういう事件があってはならないと、そういう気構えで、緊張感を持って対処していただきたい、このように思っております。それで、私は事件後インタビューなんかで各学校の校長先生なんか委員会だのをやっていますけれども、何とあれは釈然としない、そういう感じがします。いじめた方の側を、プライバシーの問題もあるでしょうけれども、あれしているのか、どっちをどうなっているのかわかりませんが、釈然としない感がございます。やっぱりこういうときは正直に物を申してもらいたい、そういう気がしております。たまたまいじめの問題でございますので、関連で、これはもう通告しておりませんで答弁は求めませんが、話を聞くところによると、高齢者にもいじめがあると。そういう話も多々聞いております。ですから、そちらの方の担当部局の方で調査をして、そして対処をしてもらいたいと、この

ように思います。

それから、2点目のPR看板ですけれども、町長さんからそういう前向きな話があったのですけれども、でき得れば南部地区に1カ所、それから名川地区に1カ所、それから福地地区にも1カ所と。川沿いから、国道と馬淵川の間にちょうど手ごろなポイントがあるのです。名川では南部手踊り発祥の地ですか、ああいったぐあいの看板を掲げてやってもらいたい。というのは、さきの町長の答弁にもありましたとおり、まず名川では平成16年から達者村やっているから大分浸透しておりますけれども、福地、南部地区ではいまいち浸透が薄いと、そういうふう感じられます。外にPRするのももちろんでございますけれども、やっている農家が地元で、自分の目の前に看板があれば、おのずと自覚を持ってくると、再認識をします。そういった意味でも、まずその看板を立ててもらいたい。立てるからにはもう鉄骨の支柱か何か使って常設看板としたいと、このように思っております。そういったことで、前向きな方法で対処していただきたいと、これをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で高橋隆博君の質問を終わります。

20番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり一般質問を行います。

安倍政権の町政に与える影響について質問いたします。安倍内閣が発足いたしました。時の内閣、首相の考え一つで日本の政治の動向が決まります。その考えをどう受けとめるかによって自治体の政治が変化するのではないのでしょうか。政府は、戦後最長の景気回復と発表しましたが、日本経済は大企業の利益は最高なのに、庶民の家計は最低という極端なアンバランスを示しています。強過ぎる大企業をさらに手厚く支援し、弱り切った庶民をますます痛めつけるなら、供給と需要の不均衡は一層広がり、日本経済の安定的な発展は到底望めません。総額人件費を減らす大企業の一方で、庶民の負担増を強いるような経済政策をとる限り、家計は低迷から脱することはできません。需要の過半数を占める家計が元気を取り戻さなければ、日本経済の安定した回復は絵にかいたもちではないのでしょうか。

今いじめにより子供たちがみずから命を絶っております。どうすればいじめや自殺をなくせるのか、未履修問題で問われる本当の学力を保障する高校教育の役割は何なのか、親も先生方も、

みんなが胸を痛み、真剣に考えております。この問題に政府は真剣に取り組んでいるのでしょうか。国民が求めてもいない教育基本法を改悪するために、やらせやサクラを動員したことが明白になりました。法案提出の当事者によるやらせやサクラは、法案提出の資格そのものにかかわります。改悪案提出に向けた世論づくりのために、提出者である政府の手で組織的、計画的に行った行為は、文字どおり民意の偽装であり、世論のねつ造です。政府がやらせやサクラまでして民意を偽装したのは、何のための改正かを国民に説明できず、国民からも改正を求める声が上がらなかったからです。国民が求めてもいない教育基本法改悪案の強行を政府は現在図ろうとしております。以上述べてまいりました政府の経済政策、教育行政に対する態度は、町政や町民生活にどのような影響を与えとお考えでしょうか。町長の見解を求めるものであります。

水害対策について質問いたします。南部地区の床上、床下浸水に対する改善計画はどうなっているのかについてであります。地理的にどうなっているため家屋被害が発生しているのでしょうか。住宅が密集している地域であり、今後の町づくり計画においても力を入れて改善されなければならないと思いますが、どのようにするおつもりでしょうか。

水害を受けた町民に町独自の見舞金を送る考えはないかについてであります。見舞金を送る範囲、条件であります。家屋被害を受けた世帯を初め、田畑被害をこうむった方すべてに見舞金を出し、水害被害から住民を守るという気持ちを伝えるべきではないでしょうか。

水道代、トイレくみ取り代を補助する考えはないかであります。被災後の後片づけに大量の水を使うといっています。水害がなければ出費することのなかった金額です。水害のたび家財を失い、出費がかさむといっています。水害対策のおくれが招いている出費であり、水害のたびに日常が脅かされるのでは、いつまでたっても豊かで安心できる生活は望めません。せめて水道代、トイレくみ取り代は補助してもいいのではないのでしょうか。検討していただきたい。

田畑の浸水被害を被害と認めさせるためにどのような運動が必要と考えるかを質問いたします。田畑被害には浸水、冠水等の区別があるわけですが、田畑の作物がすべて水に浸かった状態でなければ被害と認められないことになっています。農家の人は、水に浸るもつかるも作物には被害に違いはないといっています。どんなによくできた作物でも、水をかぶったり浸った状態では、味は低下するし、高い価格は望めないといっています。実態を無視して浸水被害は被害ではないと言えるのでしょうか。この状況を覆さない限り、田畑被害の多い名川地区初め各地区の田畑被害を正確には把握させることはできないのではないのでしょうか。実態が正確に伝わっていないため、水害対策がおくれているということはないのでしょうか。水害常襲地帯で水害対策が進まなければ、被災者の生活の向上は望めませんし、自治体としての出費は続くこととなります。田畑被害

の正確な状況を伝え、水害対策を一日も早く進められるように力を尽くしていただきたい。特に今求められていることは、田畑の作物の被害の出し方が実態を反映していないということです。作物被害を正確に把握させるためには、どのような運動が必要と考えておられますか。自治体としての働きかけを求めているわけであります。町長はいかがお考えでしょうか、答弁を求めます。

保育料の見直しについて、町民税非課税世帯と町民税課税世帯の保育料を引き下げる考えはないかについて質問いたします。長引く不況により収入の減収で家計が困難となり、保護者が保育料を払えない事態が生じております。1990年代からの労働法制の規制緩和で、派遣労働が製造業を含むほとんどの職種で可能となり、景気後退を口実にした大企業などの正社員採用抑制で非正規雇用が急増しております。派遣、請負、偽装請負、青森県の全国最下位の最低賃金、サービス残業などが貧困と格差拡大の要因となっております。青森県では、年収300万円未満が全体の38%になっており、100万円未満の世帯の急増が目立っております。そのような状況で子供を産み育て生活している若い世帯の重みになっているのが保育料です。保育料設定自体が低所得者には重い割合になっているのではないのでしょうか。国の示している保育所徴収金基準額、市町村民税非課税世帯の3歳未満児で9,000円、3歳以上児で6,000円、市町村民税課税世帯で3歳未満児の場合1万9,500円、3歳以上児で1万6,500円となっており、当町ではこの基準を適用しているわけですが、全国最下位の最低賃金で生活している地域で、国の示している金額では負担が重過ぎます。保育料引き下げは子育て支援となります。ぜひ実現していただきたい。保育予算を増額しなければ、その他の階層にしわ寄せが行くわけですので、保育所運営費の増額もあわせて要求するものであります。答弁を求めます。

産業廃棄物中間処理施設について質問いたします。農業委員会、南部町長及び南部町議会として、産業廃棄物中間処理施設建設に対して産廃処分場の建設に対して慎重にも慎重を期し対処いただき、産廃処分場の建設に対し反対するものでありますと明確に態度を示されたことは、産廃処分場建設に反対している住民に大きな希望を与えることであり、反対運動に弾みをつけるすばらしい前進です。現在上、下斗賀町内会や財産区管理委員会に関係する地権者の運動にとどまっております。地権者個人とアセス青森だけの交渉に任せていては危険ではないでしょうか。アセス青森との交渉は必ず自治体を通すと約束させることが大事だと考えます。そこで、名川地区だけの問題にとどめず、南部町全体の問題として住民に周知徹底させるためにも、ごみ問題を考えるなどの町民大会を開くべきです。

その中で、産業廃棄物中間処理施設建設に対し、南部町として建設反対とした理由を広く知らせるべきではないでしょうか。南部町として、ごみ問題や産廃処分場の建設反対運動は長期的な

闘いが予想され、住民一人一人の理解が得られなければ成功できないと考えるからです。南部町民全体を巻き込んだ運動で産廃処分場建設を断念させようではありませんか。

以上の理由から、広報なんぶへの産廃処分場建設に関する自治体としての態度表明について記事を書くことを提案いたします。町長自身が町民の前に出て、産廃処分場建設に反対している住民を励ましていただきたい。

町営市場の活性化について。仲卸組合の希望を取り入れ、冷蔵庫の購入を考えてはどうかについての質問です。農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。農村地帯は容赦ない農業切り捨て政策で、急速に崩壊が進んでおります。その一方で、産直活動やグループ化に成功した消費者と生産者の交流活動など、日本の農業と食糧を守る方法が拡大されている状況も生まれております。南部市場活性化に何が必要か、現在問題に直面しております。民間活力にゆだねるのか、町営で行うのか、選択を求められております。しかしながら、住民にはそこまでの情報は行き届いてはいないと思います。現在の市場を生産者、仲卸人ともに使いやすいように改善させることが必要ではないでしょうか。仲卸組合では、よい製品を安く購入したいといっています。生産者は高く購入してほしいわけですので、そのためには品質管理の向上を図る必要があります。福地地区にはふくちホワイト六片が特産です。ニンニクは高く売れるといっておりますが、数量が少ないといっています。ニンニクの生産を促し、市場で冷蔵庫を購入し品質管理できるなら、市場の活性化につながるのではないのでしょうか。仲卸組合では、数年前から提案していた事項だといっております。ぜひ予算化すべきではないのでしょうか。

あとは自席でお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時51分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

○議長（工藤久夫君） 立花寛子君の質問に対する答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の安倍政権の町政に与える影響についてというご質問でございますが、私の立場からと、また必要があれば教育委員会の方からも答弁をさせたいと思います。まず、発足しました安倍内閣の予算的な部分ですけれども、来年度予算案への影響につきましては、国の予算の編成中でもあり、地方財政計画が確定されていないことから、各種情報からの推測によるお答えになります。きのうも申し上げましたとおり、町の予算において影響の大きい交付税につきましては、2.5%の減とされており、影響額につきましては1億2,000万円の減額、来年度から新たに導入となる新型交付税による影響額は1,700万円の減額と想定され、地方財政は次年度以降も歳出削減を求められていくものと想定しております。9月26日に発足をしたわけでございますが、さまざまな施策については前政権が進めてきたものを継続して推進していくというふうに認識しております。そのため前政権が推進してきた行財政改革も政権交代後もそのまま継続していくことになるだろうと思っております。地方分権もより一層進められ、町の行財政環境はさらに厳しさを増していくのではないかと、こう考えております。首都圏の経済においてはいざなぎ景気というふうに言われておりますけれども、青森県、また南部町地域を考えますと、景気の状態は全くよくないというふうに私自身は認識しておりますし、また昨日のニュースでは、青森県は今年度は前年に比べて1.2%のマイナスということも報道されておりました。厳しい経済状況下であるわけでございますけれども、合併時に策定しました新町建設計画、ここに基つきながら、今後総合振興計画等々が策定されていくわけでございますので、この先の財政状況を見据えながら、しっかりと計画をつくっていかねばならない、このように考えております。

次に、水害対策でございますけれども、きのうももう水害状況は答弁をいたしましたので、ある部分は割愛をさせていただきながら、今回協議会を立ち上げました治水対策協議会、こちらの方でしっかりと今後この地域、どういう形にしていけばいいのかというものをしっかりと検討してまいりたいと。水害につきましては、それぞれの地区が今まで国、県にずっと要望してきているわけでございます。これが要望どおりになかなかかなわないというのは、町だけでこれできる範囲ではないわけなのです。国直轄の地域があれば県管轄と、こういう部分においても要望しても、国が予算がないと県もできない、ましてや町村はもっとできないと。こういう中で、それぞれの地域が一生懸命に取り組み、要望活動してきているわけでございます。今後もそのスタイルは、今回の治水対策協議会設置に伴って、さらに強く訴えてまいりたいと思っておりますし、昨日も申し上げました、今月27日、御用納めの前日でございますけれども、関係機関、国土交通省の方に要望に行く予定になっておりますし、その要望においても抜本的な改善というものを探していきたいと、こう思っております。その中で町独自の見舞金ということでございますが、我々

も被害に遭った方々のせつない思いというのは全く同じなわけです。理事者も同じ町民でございます。そういう中で、議員も質問しやすい部分なのかもしれませんが、我々も定められた中での支援というのは行ってきているわけです。その中で、見舞金については南部町災害による被災者に対し見舞金贈呈に関する規定と、こういうのを設けて取り組んでおります。ただ、規定設けて、金額も提示されておりますけれども、非常に少額の金額であると、そういう思いから、議員からご指摘をいただくまでもなく、我々もそのほかに何とか町としての気持ちを出せないのかと、こういうことを私からも担当課と相談をし、また少額でありますけれども、床上浸水1世帯1万円、プラスして今回既に見舞金をそれぞれの方々に支給をしておりますので、金額の部分についてはまだ足りないという部分があるのでしょうかけれども、我々もそういう被災者の気持ちを思い取り組んでいると、こういうことはしっかりとご理解をいただきたいなと、こう思っております。

それから、水道料金、トイレ等の補助の考えはということでございますけれども、水道料金につきましては八戸圏域水道企業団が被災者からの減免申請を受け、基本料金を超過したものに対して調査して減免するという方式をとっております。よって、現段階においては、町独自での補助ということは考えておりません。現在行われている中で何とかお願いを申し上げたいなと。ただ、そういう何でも減免支援とかではなくて、我々も今回の水害で、休日でございます、三戸環境事務組合も休みの日でございます。私も三戸環境組合の管理者になっておりますので、すぐそちらと連絡をとり、緊急出勤を要請をし、そして対応しました。その成果が、町民の方々から休みなのに処理していただいたと、こういう言葉もいただいております。ですから、支援、減免、そういうだけではない支援の仕方と、こういうのも大事なわけございまして、支援、助成、減免、その負担がではどこに行くかという、必ずしわ寄せが町の財政にも来るわけでございますので、そういう部分もご理解を賜りたいと、こう思っております。

次に、田畑の浸水被害を受けた場合に被害と認めさせるためにどういう運動が必要かということでございますけれども、この運動が必要かでございますが、これは、農産物災害被害額算出については青森県農林水産部から通達されている農林水産災害等関係業務の手引及び農林水産災害等業務必携に詳細に示されておりますので、それらの算定方法に基づいて被害程度並びに被害面積、被害数量、被害金額等を積算して、青森県三八地域県民局、地域農林水産部へ報告しているわけでございますので、議員がおっしゃるように運動をしてその被害額を認めさせるとか、こういうことはできないわけでございます。そのことはご理解を賜りたいと思います。

次に、保育料の見直しでございますけれども、いつも議員からは減免、引き下げ等のお話があ

るわけでございますけれども、一つは我々の立場というのは、経営者の立場という立場でも行わなければならないのだと、そういうことをまずご理解をいただき、非課税世帯の保育料の引き下げということでございますけれども、段階層によって分けているわけでございます。そこで、この段階については、あくまでも保護者世帯、その方々の申告に基づいての分け方になっているのです。こちらから幾ら幾らとよりも、あくまで世帯の方々が申告をする、その金額に基づいて徴収しているということでございますので、まずそこをご理解を賜りたいと、こう思っております。いろいろな部分で引き下げとなると、ほかの部分の不公平感と、こういうのも私どもは考えていかなければならない、一つだけということではないわけでございまして、そういう部分が責任者であり、また経営者的な立場からも、両面から我々は考えて取り組まなければならないということでございます。

それから、保育所運営費増額の考えはということでございますが、保育園の運営に係る費用につきましては、平成15年度までは厚生労働省の基準に基づき算定された総額から、保育料による収入を差し引いた金額について、2分の1を国、残りの2分の1、4分の1ずつを県と町が負担するという制度により運営しておりました。しかし、三位一体の改革によりまして、私立保育園につきましては継続されましたが、公立保育園についてはこの負担制度が廃止され、平成16年度から保育料収入を除く分は全額町の負担となっているのです。全額町の負担となっています。ということで、非常に町財政が今厳しくなっているわけでございますけれども、恐らくそれが交付税に算入されていると思います。そのままの額が算入されてきていけば今までまず変わらない。最低で今までと変わらない状況です。これが今後新制度のもとになっていくと、減らされてきている、交付税全体が減らされるわけですから、それぞれの部分にマイナスになる、それをまた町が負担していかなければならないのだと。それをでは保護者の方々に負担、本来はしていただきたい。でも、それはやっぱりできないだろうということで、あらゆるマイナスの部分は行財政で負担していく。これが積み重なっていくと、きのうも申し上げました、まさに、たびたび夕張の話、夕張に大変申しわけないわけですがけれども、本当に全国今後第2の、第3のというのがあり得る。そうならないために、どこの市町村も負担してもらうべきところはやはり負担をしていただきながら、そして行政で、町で見るところはしっかり見ていきたいと思います、こういう形にとらなければ、まさに今後の南部町というのは本当に危機感を、今までも持っている中で、さらに持っていかなければならない、こう考えております。

次に、産業廃棄物中間処理施設に町民大会で反対というお考えでございますけれども、議員もおわかりのように、地域の住民の反対意見書、そしてまさに議員の皆様も全会一致での反対要望

書、そして町長として町としての反対書、この三つの要望書を県に強く要望してきたわけでございます。これはもう新聞報道で大きく取り上げていただきましたから、十分認識していただいていると思いますが。十分と言えれば言い過ぎかもしれませんが、町民の声、そしてまさに町民の代表である議員の皆さんの全会一致の意見というのは、私は町民の意見を完全に踏まえた要望書だと、こう思っております。地元としてもいわゆる農業、達者村、グリーンツーリズム等を農業観光、そういうの進めていく中でふさわしくないのだという声を大にして要望してきたつもりでございます。そういうことから、現在改めてそのために町民大会を開いてという考えは持ってございません。だからといって考えが薄くなったということでは全くない、十分我々南部町としての気持ちというのは、許可する県の方に間違いなく伝わったと、このように思っております。今後につきましては、環境部含めながら、現在も広報、恐らく全部見ていただいていると思いますが、ここ数カ月シリーズでごみ問題取り上げております。ページ数もかなりとって、毎月出しております。そういうことをしっかりと今後も取り組んでまいりたいと、こう思っております。

最後に、町営市場の冷蔵庫の件でございますけれども、議員も常任委員として会議に行かれての話だと思っておりますけれども、私もこの関係者の方々とは何度もお話をしております。農業者団体、仲卸組合、マーケットの方々、そういうの方々、組織がいっぱいございます。そういう方々とも全部話ししておりますが、私は今回の冷蔵庫の件は、一度も要望を受けたことがございませんでした。ですから、一人一人の考えはあろうかと思っております。一人一人欲しい。ただ、聞いてみますと、中には必要ないのだと、同じ組織の組合の方でも、そういう方々もいるのです。1人だけのことをあたかもみんながそう要望しているというふうに言われても、我々はしっかりとさまざまな角度から意見を聞いて判断していかなければならない、そういうわけでございますので、今後そういう方々としっかり本当に必要なかどうか、みんながそう思っているのか、そういう部分をしっかりと確認をしながら検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（工藤久夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 町長の答弁の全体の受け取り方ということで話させていただければ、町長は住民の皆さんの要求を、まるで予算がないのだから差し控えてほしいという態度に終始しているのではないのでしょうか。これでは全くやりとりをする重みといたしますか、住民の意見が通っていない、こういう感想を持ちます。これでは、町長としての生活を守るという点での気持ちは

少し弱いのではないのでしょうか。改善されているという点でも、改善されている点は多々認めますが、しかし低所得者の皆さん方のこもごもの気持ちは理解されていないものと考えます。

まず最初に、水害対策であります。南部町となりましてから田畑の被害はもう甚大になっているわけです。田畑の水害を受ける被害が甚大になっているところに、県が基準として設けている被害の算定基準が一体どうなのかということを行っているのであって、これだからもうこれ以上被害は認めませんというのであれば、全く田畑の被害を受けた皆さん方は救われないのではないのでしょうか。まして田畑の被害がきちんと認められない、その田畑被害をでは災害補償として運動するならば、大変な金額になるわけです。それを皆さん方はじっと我慢をしながら今まで田畑被害のことをのんできているわけですので、浸水、冠水問わず、もう少し実態を県に把握させるような自治体としての運動が必要ではないのでしょうか。全く実態と合わない考えを県は持っているものと私は考えております。この点をはっきりとわかっていただけるならば、もっと田畑に対する水害対策も進んでいくのではないのでしょうか。家屋被害に対しましてはきのうの答弁もありましたので、その点をよく吟味しまして、それで本当に家屋への被害が静まるのかどうか、成功できるのかどうか、これはまたこれからの計画を見なければなりません。家屋被害の方に対しては町長自身が直接お話を聞くなり訪問するなりしたのでしょうか。その点を聞きながら、もしそうでなければ、やはり初めての地域での被害ですので、住民の皆さんに顔を見せるなりしていただければと思います。

先ほどの水害被害の水道の補助の問題だったと思いますが、水道代の補助があるということは、これは情報として広く伝えられているのでしょうか。どのような方法で伝えられたのか、個人個人が申告できるような状況に手だてを尽くされているのか、この点の状況をもう一度お話しりたいと思います。

また、トイレのくみ取りのことについては、何らの答弁はなかったようですが、今までやってきた地域もあるわけですので、この点はもう少し予算化できるものか、検討していただきたい。

保育料についてであります。私が今回問題にしておりますのは、国の示しています保育所徴収金基準額の市町村民税非課税世帯の3歳未満児で9,000円、3歳以上児で6,000円、市町村民税課税世帯で3歳未満児で1万9,500円、3歳以上児で1万6,500円、この基準が第2階層、第3階層、二つの数字だけしか決められていない。この中で保育料が決められているわけですので、大変な負担を強いられているという実態を私はこの場所で訴えたいわけです。国はとにかくどこを基準にしてこの金額を決めているのか、この地域には合わない金額ではないのでしょうか。まして先ほどもお話ししたように、最下位の最低賃金で暮らしているわけです。最低賃金も日本全国最下

位で、この金額で本当に子育ての皆さんの実態に合っているのか、もう少し町長自身がこの点を自分自身感じていただきたいと考えております。この金額は私自身も子育てをしていた時期から全く変わっていない金額ではないでしょうか。この点、こんなに労働条件が厳しくなっている時期での保育料設定は実態に合わない、このことを何度も訴えたいと思います。

産廃処分場の建設については、大変町長は反対ということをおっしゃっていただいて、本当にこれは反対運動に弾みをつけるもので、成功している例だと思いますが、しかしまだまだ名川地区というだけの運動にとどまっているのではないのでしょうか。財産区管理委員会に所属している皆さん方は、ぜひ大きな問題にして、地域を取り払って南部町としての運動として目に見えた形で運動していただきたいと要望しているわけですので、ぜひ町長自身が訪問するなどして要望を聞くことが今大切ではないでしょうか。そういう意味では、町民大会というのは大切ですし、住民みんながこの問題に関心を寄せる一つの立ち上がりになるのですので、町民大会を開くべきだと再度訴えておきたいと思います。

町営市場の問題は、町長が先ほどお話しした、1人の意見というようなことの受け取り方だと思いますが、きちんと委員会としての発言としてお話しされたわけですので、これは重みがあるのではないのでしょうか。まして何年も前から町のためといいますか、生産者の所得向上のためにはこれが必要なのだということを再度訴えているということですので、実態をぜひつかんでいただきたい。まして全国の市場を持っている自治体では、さまざまな取り組みをされております。利用する袋の補助をしているとか、価格保証している自治体もあるわけですので、町営市場を扱っている自治体の中では、まだまだ町営市場に対する予算化は少ないものと考えておりますので、これはもう一度答弁をいただき、ニンニク生産にも確かに有利だという意見ですので、ぜひ品質管理のためにも冷蔵庫等備品を購入することは必要ではないでしょうか。この点についての再度の答弁を求めます。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろ議員からもありましたが、余りにも考え方が違い過ぎる部分がございます。我々は決して何もしないというのではなくて、いろいろな部分に取り組みをしている。また、新町になって1年目という中においても、改善をしながら、一体感を保ちながら取り組んできていると。いろいろな声を聞いてほしいという要望もありましたが、ぜひ一度私の年間スケジュールを見ていただきたい。さまざまな団体の会合、いろんな会合の声を聞いておりま

す。そういう中で、さっき冷蔵庫の件もありましたが、一人一人の考えはそれぞれやっぱりあるわけです。ただ、その中で団体として、全体としてどうなのか、まずそういう団体で考え方をまとめていただいて、そして検討していかない限りは、私は立花議員さんのご要望を聞いていますと、お金が幾らあってもこれはもう要望にこたえ切れないわけですし、我々もしっかりとできる範囲の対応というのを一生懸命やっているわけなのです。そういうことをまずはおわかりをいただいて、水害にしても朝から夜中まで現場を私も見ました。そういう中で対応できるものはすぐ対応していく、そしてまた長期的な課題もある、そういう部分をしっかりと研究して取り組んでいく、そういうことが大事だと、こう思っております。さまざま、どなたも支援がいっぱいあって、負担が少なければいい、これはもう当然なわけです。私もそう思います。ただ、すべての範囲、そういうものを踏まえた中で判断をしながらやっていかなければならない。いわゆる大変切実な思いをしても取り組まなければならない、改善しなければならない、そういうこともあるということをぜひおわかりをいただきたいと、こう思います。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 水道料金の補助ではなくて減免なのですけれども、そのことについてお答えします。

減免申請は水道企業団の方で、規約に基づいて前から行っているということで、被災を受けた家屋を役場の方からとらえて、それから独自にまた水道企業団の方であわせて毎戸を回るというような形で、漏れはないと聞いております。それから、もう一つは、周知についてですけれども、どういう形で前から行っていた方はちょっと確認しておりませんが、町の広報紙みたいな形で、「おらほの水」という企業団の広報紙がございます。周知等はその中でやろうとすればできるわけで、行っていたかどうか確認しながら、また議会においてこういう意見が出ましたよということを企業団の方にお伝えしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 農産物の浸水被害のカウントの仕方について、議員がちょっと誤解している点もあるようですので、つけ加えさせていただきます。

農作物の浸水被害の出し方は、町長が申しましたとおり、県の方から通達されている手引や必携によりまして詳細に示されておりますけれども、被害調査、算出額、そういうふうな積算につきましては、青森県の三八地域県民局や県農業改良普及指導室または農協、共済組合等、関係機関の協力、ご指導のもとに実施されていくわけでございますけれども、基準につきましては浸水被害は作物ごとによって浸水時間、それから浸水の深さ、そういうふうな被害程度によって変わってきますので、議員がおっしゃるように浸水した場合は全品目が被害にカウントされないということではございません。例えば食用菊やトマトなどのように、浸水しても味の面、それから議員がおっしゃるように販売額の面につきまして影響が出ますので、そういう場合は浸水程度とか浸水時間、また程度によりまして被害額が算出されるように基準が定められております。水稻の場合は、浸水によって例えば倒れたり、それから刈り取った稲が流されたりした場合も被害額には算出されるようになっておりますけれども、ただ果樹の場合につきましては、枝の下の部分に浸水しただけでは収穫の方には影響ないということで、これはカウントされておられません。しかしながら、それなどにより販売額等が落ちたとなりますと、やっぱり税の申告の方にいきますと、税の申告はご存じのとおり収支計算方式となっておりますので、自家消費額や販売額の収入減となった場合は、住民税や国保税の方に減税面の方へ反映していくものと思われまますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 保育料の見直しということで、引き下げの件なのですが、先ほど町長の方からも答弁がありましたとおり、この決定については申告に基づいてやっております、それに伴って負担していただいているということで、決して町の方から幾ら幾らということ指定しているということはないということをご存じでしょうが、その辺ご理解よろしくお願をしたいと思います。

それから、ちなみに町の保育運営にかかっている費用なのですが、17年度の実績で約2億9,400万負担してございます。18年度、これ当初予算からの数字なのですが、3億3,100万と、こういう金額を持ち出ししております、17年度に比べて18年度約3,700万ふえているという状況にありますこともお知らせをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 市場の冷蔵施設の関係でちょっと補充しておきます。

市場では、出荷された農産物の鮮度の保持など、品質管理には十分配慮していかなければならないということを思っております。それで、現在市場では2台の簡易のコンテナ冷蔵という施設がございます。それを利用して、夏場の特に品質が低下しやすい野菜、大根、ニンジン、ホウレンソウ、レタスといったそういったものですが、そういうものを一晩予冷しまして販売しております。それで、今後冷蔵施設、予冷施設、そういったものを増設するという事に関しましては、設置後の利用の頻度、そういったものがすごく重要になってくると思います。そういった面で皆さんと協議しなければ、話し合いをして慎重に検討しなければならないという考えを持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問。立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 最後になりますが、今政府自身が地方交付税を減額している点は大変なことではありますが、そういう事態でも他自治体が保育料軽減など、子育て支援を図っている自治体は多々見られます。私自身、予算を生み出すために不要不急の事業はないのか、経費削減を取り組める事項がないのか、常日ごろから考えております。町長自身は生活を守る予算をもう少し自分自身酌み取っていただきながら、生きた子育て支援と生活を守る項目を十分に向上させることを要求して、質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（工藤久夫君） 32番、山口博个君の質問を許します。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） それでは、質問します。

三位一体改革について。1番、当町の取り組みを具体的に示していただきたい。

次、公僕精神の涵養について具体的に示してほしい。

3番、公金の取り扱いについて。経常経費削減の実態を示せ。次、投資的事業の管理と効果について検証の実情を具体的に示せ。

2番、諸策について。1、パソナ研修生の当町にとっての研修の効果について。

次、生涯スポーツ振興のため、パークゴルフ場設置、これは私は4面と書いたのですが、12面ではなく4面に訂正してください。を再度要望する。

次、生涯教育の町宣言、これ一つ。次、環境管理国際規格ISO14001認証、この申請をする考えはないか。

以上。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、私から述べる部分と、また助役、担当課の方からも答弁をいたしたいと思います。三位一体改革についての当町の取り組みを示せということでございますけれども、三位一体改革につきましては税源移譲、国庫補助負担金改革及び交付税改革の3本の柱から成っております。1番目の税源移譲につきましては、国税の一つである所得税の収入額のうち、法律で定められた額について国勢調査人口に基づいて譲与される所得譲与税が平成16年度から創設されており、平成16年度は3,780万円、平成17年度は7,940万円の実績となり、平成18年度は1億4,400万円の見込みとなっております。次の国庫補助負担金改革についてでございますけれども、主な項目としまして、平成16年度からの公立保育所運営費負担金の一般財源化として、普通交付税への算入及び平成18年度からの公営住宅家賃対策補助金の一般財源化による普通交付税への算入があります。公立保育所運営費負担金はおおむね1億4,900万円、公営住宅家賃対策補助金においては3,600万円が普通交付税に反映をされております。次に、交付税改革でございますが、平成15年度臨時財政対策債

としての合算額で約52億8,300万円でありましたが、平成18年度は48億200万円と、4億8,100万円の減額となっており、国庫補助負担金改革において廃止となりました項目はすべて普通交付税へ移行されているものと想定して算定いたしますと、実質普通交付税は6億6,600万円の減額となり、不足財源は基金の取り崩し、退職者不補充及び旅費等経常経費の削減により対応しているところであります。

きのうの部分と重複する部分もありますが、先ほど保育所の例もありましたが、また重複する分があると思いますけれども、参考に答弁を申し上げたいと思います。この三位一体改革においては、地方交付税の減額が先行し、地方はさらに厳しい財政運営を強いられてきております。国庫補助負担金においても廃止、削減が進められてきており、先ほど立花議員からもありましたが、保育所運営を例にとりますと、国庫負担金が廃止となり、地方交付税に算入されることになりましたが、額は国庫負担金交付時より減額となっております。このため町では、保育所業務がサービス低下とならないように一般財源を投入し、以前と同様の水準を維持してきているところであります。今後地方が担うべき役割に見合った税源移譲による税配分実現のため、地方公共団体の全国的組織を通じながら国に働きかけてまいりたいと、こう思っております。けさの新聞でも、三村知事も税源移譲、その国との約束、この内容が違っているのではないかという記事が載っております。まさに我々も、本来国がやらなければならないもの、税源移譲ということで、地方に権限という言葉はいいのですけれども、まさに税、予算負担まで地方に強いられている、こういう部分をしっかりと訴えて、予算確保に向けていきたいと、こう思っております。

次に、公僕精神の涵養について具体的に示せということでございます。職員はまさに全体の奉仕者として、公共の利益のために誠心誠意職務しなければならない、そういう立場であると思っております。常に私も職員には、我々の給料はどこから出のかと、そういう言葉を使いながら、しっかりと町民のために働かなければならないと、こういうことを言い続けてまいりました。今後も全体の奉仕者としてしっかりと職員が認識を持って取り組まなければならない、そのように思っております。常に初心忘れないで、職員にも申し上げているのですけれども、いわゆる安定した公務員の職業、この職員に採用されたときの喜び、決意、これを忘れないでほしいと、こういうことを言い続けております。今後も助役、また担当課長等々からも職員にしっかりと認識をして、職務に従事していくように指導してまいりたいと、こう思っております。

次に、公金の取り扱いについてでございます。これについてはまた助役、担当課の方から具体的に答弁をさせていただきたいと思いますが、町として経費節減に努力をし、そしてまた健全財政の維持というのも私どもに課せられた部分でもございますので、しっかりと、今回の議会でも

そうですが、議員の皆様、また町民の方々が要望されている新規事業、そういうものも計画的に実施していくために、健全な財政をしっかりと整えておかなければそれもできないということでございますので、そういう部分を、新しいのをやらないというのではなくて、やるために今財政の基盤をしっかりとつくっておかないことには、将来そういう事業もやれないと、こういうことだと私は思っておりますので、そういう中で健全財政を維持しながら、しっかりと計画を立てて、そして新規の事業にも取り組んでまいりたい。そのためには、1年ですぐ要望がかなうことも無理でございますので、2年、3年かかるのもありますし、やはり5年後というものもあるわけでございます。そういう部分も行っていくために、まず今特に厳しい財政状況、3町が合併したから、100億円になったから予算が余分にあると、決してそうではない。それぞれの3町村がまさに合併前に厳しい状況下の財政の中で合併しておりますので、今スタートした1年、きちっとした財政を立て直して、そしてやらなければならないときはしっかりとこれを実現していく、そういうことをしっかりと念頭に置いて進めてまいりたいと、このように思っております。

それから次に、パソナの研修生等でございます。またこれ具体的に担当課の方からも答弁をいたします。農業研修生受け入れして2年でございます。昨年は9名、今年は5名、今年の5名のうち1名はあと1カ月少しというところで、どうしても帰るということになりまして、4名先般修了式を行いました、非常に我々も刺激をいただきましたし、また研修生を受け入れている農家、この方々も技術的な部分を教えながら、また農業というものも語りながら、そしてまた作業の一環も当然技術をマスターするためにその農家において従事をしてきておりますので、いろいろな部分での効果もあると思っております。また、特にいわゆる人材交流的な部分の効果もありますし、町としてのPR効果も含まれていると思っております。現在研修生の中で、1名の方は既に来年当町において農業に従事してみたいということで、農地の今確保に動いているということも聞いております。また、もう一名の方、私知っている限りでは、去年来た方ですが、今後南部町内において農業に関係する、そういう仕事を今真剣に考えているということも聞いて、実は先般そのお母さんから私のところに手紙が届きました。そういう話を娘から今回初めて聞いたと。町長にもそういうお話をしたということで、もし今後どうなっていくか、娘がどう考えているかまだ未決定の部分があるけれども、いろいろな部分で今後ともよろしくお願いを申し上げたいという内容の手紙でございました。そういう方が最終的に来ていただけるかどうかというのはまだ未確定、未決定の部分がありますけれども、そういう方々が1人、2人、真剣に考えていただいているということで、できればそういう気持ちのある方々はぜひ当町に住んで、そしてまた従事していただけるような連携を常にとっていきたいと、こう思っております。

次に、パークゴルフでございますが、また詳しく担当課から申し上げます。先般南部町パークゴルフ競技会ありまして、私もお案内いただいて、途中まで参加させていただきました。山口議員さんもご夫婦で参加されておりました、非常に人気が出てきた競技だと、スポーツだと思っております。私も途中まででしたけれども、非常にやってみるとやっぱり楽しいものだなというのは実感してまいりましたし、そういう中で山口博介議員さんから前にもご質問もいただいておりました。今また予算予算と言うとおしかりを受けますけれども、やらないということではなくて、まず会員の方々からも聞きましたら、まず今できなくても将来的に、またチェリリン村のあそこでもやれるようにとりあえずはしてもらいたいというお話を以前から承っておりましたので、担当課の方に指示をしまして、今まずその場所を来年の春先からグラウンドゴルフ、パークゴルフ、どちらもやれるように進めております。ですから、当面はあそこを活用いただいて、そして大きな大会、大きな人数となったときには大野の先般行きましたパークゴルフ場、そういう部分でも楽しんでいただきながら、身近でできるような体制は今進めてございますので、そしてまた総合的な整備となる部分については、今後検討させていただきたいと、こう思っております。

それから次に、生涯学習宣言、またISO14001認証でございますけれども、私も勉強不足の部分がございますので、担当課の方から説明をさせたいと、こう思いますけれども、いろいろな部分で取り組むことによってどういう効果があるのか、そういう部分を検証し、しっかりと調査をしながら、よりよい方策があるのであれば当然取り入れるなり、そういう部分は今後担当課の方からしっかりと調査を踏まえて検討、議論してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） それでは、私の方から、パソナの人材派遣事業につきまして少し述べさせていただきます。

この農業インタープロジェクトという事業でございますけれども、高齢化する農村の労働力が少なくなってきた、高齢化が進んで後継者も少ない、そういうふうな農業就業人口の減少を少しでも補うということで、農村の労働力確保や、また新たなアグリビジネスの起業につながる可能性がある、というようなことを目的に、都市と農村の交流、そして中期、長期滞在化による地域活性化などを通じて、達者村の理念にかなうようにというふうなことで、昨年度から旧名川町で始めたのが今年で合併して2年目になりますけれども、今年は5名の研修生が参りました。

これは関東方面、大阪、埼玉、新潟、神奈川県、こういうふうなところから5名の参加者が来ましたが、途中で1名が帰りましたので、4名の方々に修了をさせてもらいました。

まず、このプロジェクトというのは、農業に関心がある都会からの若者たちを募集しまして、パソナという会社が募集しまして、県と町と、そしてパソナと、3者で合同で取り組んでいる事業でございますけれども、農業に全く関係がなかった都会の若者たちが来て、農業体験をしながら生活していくわけでございますけれども、今年は5月の11から11月30日までの6カ月半この町にいてもらいました。受け入れた農家は南部地区が2件、それから福地地区が1件、名川地区が2件という内訳になっております。また、研修内容としましては、農家に出向いて実際農作業体験をして行う研修と、それから自分たちで畑を借りまして、自分たちで野菜を作付しまして生産をして、そして実際に販売までをする実習、それから農業の基礎的知識を学ぶ座学、名久井農業高校さんとか県の方の機関の協力を得まして、そういうふうな研修もして、この3本立てで行っておりました。

議員のおっしゃるように、その効果ということでございますけれども、先ほど町長がおっしゃいましたように、その研修生の中から昨年研修した人が1人、それから今年研修した人が1人、当南部町に住んで、そして実際農作業、農業等をやっていきたいというふうな希望を持っている方が今出てきております。そのほかに農家と都市との若者たちの交流の進展になっているということと、長期の滞在するわけでございますので、生活していくわけでございますので、その消費活動、それから地域活性化、その方々は町内に実際住民登録をしてもらいまして、6カ月半いてもらうわけですので、今年は多目的研修センターに寝泊まりしましたけれども、本来法光寺の方の町内に加入してもらいまして、地域活動、集落の活動なんかに参加しましたし、町民運動会なんかに法光寺町内の方で出場したというふうなこともございます。そういうふうな地域との連携、そして先進的な事業に取り組む南部町が全国にそういうふうなユニークなというのですか、先進的な事例をしているということの情報発信力強化と、これは町のイメージアップにこうつながっているのではなからうかなと思っています。まず、こういうふうなソフト事業というのは、やってすぐ効果があらわれるというものでもないと思いますけれども、継続してやっていくことによって、いろんな面に波及効果が出てくるのではなからうかなと、こう思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） パークゴルフ場の要望について町長の説明がございましたが、補足させていただきます。

議員は4面から12面というお話でしたけれども、今現在当課で考えておるチェリリン村のパークゴルフのコースは9ホールという形で整備を考えております。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 助役。

○助役（赤石武城君） 話の順序ちょっと違いますけれども、公金の取り扱いについて、経常経費削減の実態を示せというふうなことに答え申し上げます。

経常経費の削減につきましては、平成18年度当初予算編成方針によって各項目におきまして削減しております。削減額につきましては、平成17年度決算額に対する平成18年度決算見込額としております。旅費につきましては、私を初め特別職及び一般職員、県内、岩手県二戸管内への出張時の日当支給の廃止、議会議員以外の費用弁償の廃止及び公用車使用の徹底を図り、削減額としております。見込みは1,070万の見込みとなっております。次の公共施設管理費についてでございますが、各種業務委託を入札により執行した結果、削減額としまして1,500万の見込みとなっております。職種につきましては、一般職員分は原則廃止、懇親会は自己負担を原則として660万の削減額を見込んでおります。町単独補助事業の見直しの一環としまして、職員互助会の補助金の見直しをしまして、95万円の削減額を見込んでおります。人件費につきましては、退職者不補充によりまして、6,680万円の削減額を見込んでおります。臨時職員につきましては、一般事務補助のための臨時職員を原則廃止といたしまして、2,910万の削減額を見込んでおります。その他にもございますが、主なものとしては以上でございます。経常経費の削減は弾力的な財政基盤を確立、維持する上でも重要課題であることから、職員一丸となって取り組む課題であり、今後とも健全財政維持のため削減に努めてまいりたいと考えております。また、単に経費を削減し、住民負担への転嫁による抑制ではなく、極力自助努力による削減を大前提として推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） ISOの認証について補足いたします。

ISOは、1992年の地球環境会議において、地球環境を伝承する行動計画が採択されました。この計画をフォローする目的で、国際標準化機構が定めたのがISOの14001でございます。環境マネジメントシステムをどのように構築するかを定めた仕様書でございます。具体的には、今の場合は南部町になるわけですが、みずから環境方針及び目的を定めて、その実現のために計画を立て、運用し、点検、是正し、さらに次のステップを目指した見直しを行うことにより、環境に与える有害な負荷を減少させることをねらいとしています。具体的に認証に必要な環境目標としては緑の保護とか公園や下水道、歩道、水路の整備、再資源化や燃料、電気等、エネルギー削減などが考えられます。普段に心がけているコスト削減やむだの廃止などの取り組みをシステム化し、認証を受け、町民や事業所などに公開、発信することで、町全体の取り組みを広げる意図もございます。しかし、まずは職員の意識の向上、町民への啓蒙普及が必要と考えてございます。認証には経費もかかり、費用対効果も考えなければなりません。庁舎での分別収集を進めることや広報にも環境問題をシリーズで掲載してPRするなど、努力しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 生涯教育の町宣言ということでございますが、生涯学習の町宣言ともとらえてお話をしたいと思います。

宣言となりますと、私教育委員会社教課だけではできないものと思っています。議会、また町長部局、教育委員会等がよく協議していかなければならない。先ほども町長が調査をしなければならぬということでございました。社教課として、南部町生涯学習推進構想、これは私勝手に推進構想というのを言いましたけれども、振興基本構想でもいいと思います。旧町村ごとにこういう構想があったわけですが、18年度は学習事業、それぞれの地区の分野でもって進められてまいりました。これを19年度にはどうしても一つにして構想をつくりたいと、こういうことから、構想をつくりましたら町長部局皆さんとも協議しながら進めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。山口博个君。

○32番（山口博个君） 再質問であります。許認可、権限及び税源の移譲、そして三位一体の改革、ただいまご説明をいただいたとおりであります。わかりやすく言うと、国からいただくお金が減ることだと思えます。したがって、お金を大事に使いなさいと。そこで、先ほど町長がお話しした公僕（公僕）の精神、この涵養（涵養）でありますけれども、町長の持論（持論）で、南部町の町長になる以前、名川町の町長になるときも町長がこの話をしました。私は、よくわかります。わかるけれども、問題はどこまで浸透（浸透）しているのかなと。本物（本物）なのかと。ここのところを伺（伺）いたかったのです。これがしっかりしていなければ、三位一体（三位一体）だろうが、あるいは改革（改革）だろうが、実現（実現）にほど遠い、こんな考えで質問（質問）をしているわけ（わけ）であります。そこで、先ほど助役（助役）さんが答弁（答弁）をした口の投資事業（投資事業）の管理（管理）と効果（効果）について（について）ありますけれども、この検証（検証）の仕方（仕方）、成果（成果）の仕方（仕方）をどのようにしているのか。今までは事業（事業）、例えば午前中（午前中）の質問（質問）もそうですけれども、あれ（あれ）をやってほしい、これをやってほしい、そういうお話（お話）があると、結論（結論）からいってなかなか提言（提言）が通らない。町長（町長）にしても大変（大変）苦しげな財源不足（財源不足）の答弁（答弁）をします。私（私）つらいのではないかなと。その姿（姿）を見ていると、今度は私たち（私たち）もなかなかしゃべりにくくなってくると、こういう結果（結果）に終わっているような感じがしてならない。そうすると、やっぱり100億（100億）のお金（お金）を一般会計（一般会計）で使うわけ（わけ）ですから、本気（本気）でこのお金の使い方（使い方）を職員（職員）のみんなが真剣（真剣）に考えた場合（場合）に、同じ事業（事業）をやるにしても、最少（最少）にして最大の効果（効果）を上げるような金（金）の使い方（使い方）、事業（事業）のやり方（やり方）があるのではないかと、ここのところ（ところ）を追求（追求）したかったのです。だから、具体的に示（示）しなさいというのはそのことを言ったつもり（つもり）でした。心情（心情）としてはそういうわけ（わけ）であります。

その最も（最も）な例（例）が、例えば公共工事（公共工事）にしる、あるいは公売（公売）にしる、正しい入札（入札）とか公売（公売）が行われているのかな、あるいは競争入札（競争入札）にしてもそうなのかなと、今のやり方（やり方）でいいのかなと。一般競争（一般競争）させてはどうだろうと、そんなこと（こと）もやってみたらどうだろう、そういうさまざまな選択肢（選択肢）があるはず（はず）だけれども、さまざま（さまざま）にやっぱり町長（町長）が言う（言う）とおり、長所（長所）もあれば短所（短所）もある、それもわかっています。ただ、やってみなければわかりません。今一番（一番）テレビ（テレビ）とか新聞（新聞）で騒（騒）がれているのが、この問題（問題）だと私は思（思）っています。さらに言（言）えば、事業（事業）に対（対）しても、きょうの新聞（新聞）でもたしか見（見）えてあつたと思（思）いますけれども、安倍（安倍）さんも言（言）っているとおり、今年（今年）は赤字国債（赤字国債）は25兆円（25兆円）ですと、こんなこと（こと）を言（言）っている。つまり数値目標（数値目標）を町長（町長）が表面（表面）に出（出）している。それ（それ）に向（向）かってや（や）ってみなさいと、こういうところ（ところ）までや（や）られないもの（もの）だろうかと、こう思（思）います。私は、今騒（騒）がれている官製（官製）の談合（談合）、入札（入札）の妨害（妨害）、あるいはその他の談合（談合）、毎日（毎日）、新聞（新聞）やテレビ（テレビ）で飽（飽）きるほど

見させていただいています。これが果たしてそれぞれの県の県知事だけがやっていることだろうか、決してそうではないのではないかと、こんな感じがしてなりません。私は、我が町においては、決して疑われるような事実はない、そう確信をしています。でも、巷間の情報としてはあります。だから、皆さんがやっていることを私は信頼していますが、くれぐれも注意してやっていただきたい。

次、パソナですけれども、これ大変いいことだなと。さまざま私もインターネットで拾ってみました。我が町はこのパソナという会社に選ばれたと言えればいいのかな、それだけ評価をさせていただいている自治体ではないか、こう思っているのです。ただ、一つ気になる。5人のうち1人帰ったと。もう少しというところで帰ったと。その帰った理由を課長から聞きたい。こういうところをやっぱりもう少し検討してみる必要があるのではないかと、こう思うのです。効果はいい。効果はわかるけれども、5人に1人だと20%です。なぜ続かなかったのかな、それを聞きたい。

その次、生涯スポーツ振興のためのパークゴルフですけれども、これは町長が集客政策をしょっちゅう言っている。そして、うわさを聞くと、チェリウス周辺、法光寺周辺においでになるお客さん方がちょっと物足りない。1日いるには、アウトドアスポーツにしても足りないといううわさを再々聞くわけです。ですから、今はやりのパークゴルフがいいのではないかなと。これは私が好きでやっているからではございません。これは町長もわかってください。お願いします。でも、4面から12面とは課長言いません。12面というのはここらじゅうにありません。北海道にもないでしょう。4面あればたくさんです。公認コース4面だそうだけれども、それで結構だと思います。どうぞひとつ大変前向きなご答弁をいただいたとっておりますので、期待しています。

次、生涯教育の町宣言、生涯学習でもいいと思いますが、宣言でありますけれども、これと環境をちょっと別に話しさせてください。青森県第2の町である南部町、私は今この南部町にふさわしい宣言、これが生涯教育、生涯学習の町ではないかと私は思っています。町に冠をつけたい、そういう土壌が整った、私はそう考えています。だから言っているのです。そのための周辺環境整備の一つがISOです。そういう意味です。これは、14001ばかりではない、9001もあります。これらを含めて取り組みできないものか、こういうことを言っているのです。もう一度ご答弁願います。

○議長（工藤久夫君） 赤石助役。

○助役（赤石武城君） 先ほどの投資的事業の管理とその効果ということで、入札に関する話が出ましたので、そのことについてお答え申し上げます。今さら入札制度についてはここでは申し上げません。ですが、全国各地で話題になっております地方公共団体の入札に関しては、私も十分承知しております。その入札方法のうちで一般競争入札については、いろいろな問題の発生の可能性が低いと言われておりますが、それに入る前までのさまざまな課題があり、審査体制の強化等が精査された上でないと、その範囲の拡大を進めていく必要があると、そう思っています。いずれにしても、それぞれの方式に特徴がありますが、入札執行に求められております公明性、それから透明性、そして公費の経済性であることは認識しております。いわゆる町の経費負担の削減、軽減と地域産業の発展を両立するような制度設計を行うことを認識しておりますので、今後入札制度についてはさらなる研究、検討をして、方向を定めたいと、そう思っています。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 山口議員の質問にお答えいたします。

農業研修生5人のうち1人が帰ったというふうな理由でございますけれども、このインタープロジェクトは農業分野へ意欲あふれる若者、つまり先ほど申しましたように、農業に関する知識、技能の全くない首都圏の若者が対象になっております。フリーター層の若年層というふうなとらえ方がいいのではなからうかと思っておりますけれども、こういう方々が農村に興味を示して、農業分野にチャレンジしたいと、こういうふうな若者たちを募集して連れてきているわけでございますけれども、ここに来ればいろんな農業の体験がございます。今年は農業観光振興会の方の会員の方々に協力いただきましたけれども、果樹農家、それから野菜農家、それからハウス農家と、こういうふうなところに分かれておりますけれども、この帰った研修生はハウス栽培のイチゴ農家に研修に入りました。そして、研修をせずといたわけですがけれども、本人の言うには、私は都市の緑化、花、そういうふうなのに興味があって募集したというふうなことでございましたけれども、毎日ハウスの中において仕事をしているというふうなことで、ある程度期間がたちましたら、もうすべての研修の内容がわかりましたと。私は、都市の緑化に興味があって来ましたので、すべての研修期間を終わらなくても、私の目標としたのはクリアできたと。私は、自分の将来のためにここで帰って、将来の就職活動なんかをして、将来をもっと見つけたいというふうな理由でリタイアになりました。決して受け入れ農家への不満は全くないというふうなことでござ

いましたので、私たちも何とかとまって最後までいるようにというふうなことでカウンセリングを実施いたしました。これは県の関係の機関も入りまし、農林課、それから受け入れ農家、そういうふうなものも入りましてカウンセリングをしましたが、どうしてもまず私はもう決めたというふうなことで、帰るといふふうなことで、やむなく帰った次第でございます。そういうことでございました。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 先ほどご答弁申し上げました中で、私の聞き違いがあったように思っておりました。4面ということになりますと、四九、三十六の36ホールということでご理解してよろしいでしょうか。36ホールを整備するには、およそ面積が4万3,198、4町歩ほど必要ということになります。今急々にその用地を確保することも難しいと思われ、財源的な問題もありますので、1面9ホールをチェリリン村の中に整備して、それに対応したいというところでご理解いただきたいと思っております。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 山口博个君。

○32番（山口博个君） いやいや、私は特に1面だからだめだ、4面でなければだめだと言っているわけではありません。九戸へ行ってみてください。4面2町歩です。大体1ホールというのかな、1面というのかな、500メートルぐらいだそうですけれども、何とか公認規格をとらなくてもいいのではないかなと、こう思います。余りそれにこだわらないで、もしグラウンドゴルフと流用できてやれるのなら、大変いいのではないかなと、こう思っています。こだわらないでやっていただければいいのです。

それから、町長にお願いをしたい。さっき申し上げた生涯教育宣言の町、それからISO、何とか我が南部町に冠つけましょう。それが工藤町長ならできる、私はそう信じています。今その時期だ、こう信じています。そのためにも、先ほど来お話ししている工事、これは金銭にかかわることは大変感情的になるのです。これは足を引っ張るようなことをさせてはならぬ、助役、しっかり頼みます。町長答弁で終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほどひとつお答えすればよかったのですが、公僕（こうぼく）の精神、ここにつきまして私（わたし）も旧名川町長時代、常に申し上げてきたところでございますが、私（わたし）就任（しゅうにん）早々（そうそう）その考え（かぎ）というのを職員（しやくいん）の訓辞（くんじ）でも申し上げまして、私は常に言（い）っているのですが、どこまで浸透（しんとう）しているかというふうになると、私が評価（ひやうか）し、思う（おもう）というのもおかしい。逆に助役（すけやく）なり総務課長（そうむくさうちやう）なりが、町長（ちやうちやう）の思い（おもひ）がどういふふう（ふう）に浸透（しんとう）しているかというのは、第三者（だいさんしや）の人がはっきりわかるのかなと、こう思（おも）っておりますので、私の後（のち）に助役（すけやく）からでも、それがどれだけ職員（しやくいん）にも、恐（おそ）らく、課長（かさう）会議（かいぎ）等（ら）でもいつも話（わ）ししているのですけれども、私が言（い）うよりは別（べ）な人（ひと）からの方がいいのかなとも思（おも）ったりしました。まず、でもそういう気持（きもち）ちは常に職員（しやくいん）にしっかりと浸透（しんとう）していきように努（つと）めていきたいと、こう思（おも）っております。

それから、生涯（しやうがい）学習（がくしゆ）ですが、ここにつきましては大きな予算（よさん）を伴（た）ってと、なく取り組（と）める部分（ぶぶん）ではないかなと思（おも）っておりますので、逆にこういふ部分（ぶぶん）というのは、それこそ少ない経費（けいひ）で最大限（さいだいげん）の効果（こうか）を、これを生（な）かしていく部分（ぶぶん）においては、非常に大事（だいじ）だと思（おも）っておりますので、ここは教育（きやういく）委員会（いんぎ）を筆頭（ひつとう）にしながら、十分（じふぶん）検討（けんこう）、調査（ちやうさ）して、そしてよりよい方向（かうきやう）づけを出（い）せるようにという指示（しじ）を、今（いま）私（わたし）も言（い）いましたから、そういう中（なか）で担当（たうたう）部署（ぶくろ）で協議（ぎぎ）を進（しん）めさせていただきたいと、こう思（おも）っております。工事（こうじ）等（ら）につきましては、おっしゃるとおり、本当に我々（われわれ）しっかりと監査（かんさ）をしながら、そして公平（くわいひん）に透明性（たうめいせい）の高い、そして先（ま）ほど助役（すけやく）も言（い）いました、あらゆる制度（せいど）、どの制度（せいど）も一長一短（いちちやういちたん）は当然（たうぜん）あると思（おも）うのですが、その中（なか）でどういふやり方（やりかた）がいいのか、これ常に研究（けんきゆう）、勉強（べんきやう）をして、そして時期（じき）というのもありますし、そういうのも踏（ふ）まえながら、常に私（わたし）は勉強（べんきやう）ある、改革（かいかく）であると、こう思（おも）っておりますので、そういう部分（ぶぶん）で取り組（と）ませさせていただきたいと、こう思（おも）っております。

○議長（工藤久夫君） 馬場（ばば）助役（すけやく）。

○収入役兼掌助役（馬場宏君） 職員（しやくいん）の公僕（こうぼく）の精神（しんしん）でございますが、職員（しやくいん）は町民（ちやうみん）の立場（たてま）に立（た）って、役場（やくば）は町民（ちやうみん）の役（やく）に立（た）つ仕事（しごと）をしなければならぬところだと。主人公（しやうじんく）は町民（ちやうみん）だと、判断基準（はんぱんきんじゆん）を町民（ちやうみん）に置（お）いて、その意識（いしき）改革（かいかく）を持た（も）たせることを機会（きかい）あるごとに職員（しやくいん）に申し、徹底（てつてい）していききたいと、こう思（おも）っております。よろしくお願（ねが）いします。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 公僕についてでございますが、先ほどから説明と申しますか、質問がっております。公僕は公衆に奉仕するという考え方でございましたので、私たちは町民に対して一生懸命働いていくという考えを持っておりますので、これは課長会議を通じてもお話を申し上げております。というのは、行財政改革の中で今後職員がこれまでのような人数で維持できないと思っております。どんどん減らしていきますので、今度はスピードを求められてくると思います。ですから、その辺をきっちりとらえていただいて、それがどこの課に行くのかというのは今盛んに検討中でございますけれども、全課にわたるという意識を持っていただきたいというのは告げております。

あともう一つは、ただ速さを求められてはいきますけれども、お客様に対しては正しく仕事をしていかなければならない、正確さもこれまた置くわけにはいきませんので、正確さと速さということですから、結果的には職員の質を高めていかなければならないと思っておりますので、職員の皆さん方にも頑張ってくださいということは常に申し上げております。

それと、もう一つは、職員になったから安心ということではなくて、職員の質も今度は求めていくということですので、職員の評価もしてまいります。その評価によって今度は職員間に多少の差は出てくるかもしれませんが、その辺も今年初めて取り入れていきたいと思いますということとしておりますので、今後どんどん改善されていくのかなと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに答弁はございませんか。これをもちまして山口博个君の質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩いたします。

（午後1時48分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（25番 川守田稔君 登壇）

○25番（川守田稔君） 皆さん大変お疲れのことと思いますが、もう少し我慢しておつき合いください。

私は、本議会において、当町における生活習慣病のありようと、また食育の2点についてお伺いしたいと思います。

さまざまな統計の仕方はあるのでしょうけれども、私がちょっと耳にした統計によると、国の生活習慣病にかかる医療費というものが約3割ほどの比重を占めているという情報を聞きました。重病な、非常に高額な治療が必要なものもあるでしょうけれども、全体の3割という医療費を占める生活習慣病ということ克服するということは、非常に財政全体のことを考えると意味のあることのように思います。その上でお伺いしたいのですが、1980年前後、初頭のころだったと思いますが、シルバープランというのがありました。国の施策で、いわゆる30代の世代を健やかに年をとらせてという概念の事業だったように記憶しております。その後もゴールドプランですとか、それを追従するような政策が打ち出されたわけですが、そういった国の事業を受けて、それぞれの町でもそういう施策を施したはずであります。その取り組みの経緯と、それに係る費用的なこと、またその効果について、数値としてデータをお持ちなのであれば示していただきたいと思います。さらに、メタボリック症候群というボキャブラリーが最近にぎわっているわけですが、これはとりもなおさず生活習慣病との表裏であります。今後の町としての取り組みの姿勢を計画とともに説明いただきたいと思います。

2点目の食育についてですが、食育基本法という法律の施行が始まりました。国が食育基本法という法律をつくってまで食育ということに取り組まなくてはならないその意味というのがあると思うのです。どのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。さらに、これからの取り組みの姿勢についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の生活習慣病への取り組みについてということでございます。先ほど医療費の占める割合3割と。全国平均でそのくらいかな、当南部町については生活習慣病において国保医療

費に占める割合が担当課の方から4割というふうに報告受けております。非常に大きな課題でございます。いわゆる医療費についてもそうですし、町負担になっていくというのは、もうこれは間違いのないわけでございます。いかにそういう部分を減らす取り組みをしていくかということが大事になってくると、こう思っております。まずは、議員も承知のこととは思いますが、生活習慣病の場合は毎日の偏った生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気でございます。日本人の3分の2近くが生活習慣病の死因で亡くなっているとも言われております。主な生活習慣病として、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などが挙げられるわけでございます。当町における主要死因別死亡者数においても、生活習慣病にかかわるいわゆる脳卒中、脳梗塞、胃がん、大腸がん、肝臓がんなど、心筋梗塞が1位から3位を占めており、脳卒中においては人口1,000人当たりの全国及び青森県の死亡率と比較すると、平成17年は2倍以上の数値ということになっておりますので、さまざまな取り組みをしていかなければならないなど。そういう取り組みにおいては、それぞれの部局においても連携をとりながら、効果が出るやり方をしていかなければならないと、こう思っております。当町には当町独自の取り組みもありまして、他町村には見られない若年生活習慣病予防事業といたしまして、小中学校の協力を得て実施している事業がございます。これはまた担当課の方からどういう取り組みかという部分を答弁をいたしたいと、こう思います。

生活習慣病に対して支出された金額等ということもございしますが、これは分類するに非常に大変な分類になりまして、それぞれが取り組んでいるのがほとんど関係をしてきていると、こう思っておりますので、できる限りの、現在把握している範囲で担当課の方から答弁をさせたいと思っておりますが、非常に分類の仕方が難しいという部分もあると思っております。

今後の取り組みといたしましては、生活習慣病については保健事業の中で成人保健対策事業として健康診査、各種がん検診を実施し、健康教室及び健康相談の事業を展開して、町民の健康維持増進に努めているところでございます。生活習慣病の予防対策としては、まずはやっぱり健康診断、これによって病気を早期にまず発見して、検診結果に基づいて早期に改善、治療していくことがまず一番大事なのかなと、こう思っておりますので、まず町民の方々にも健康診断、これをしっかりとさせていただくことを働きかけて、そしてもしそういう病気にかかっていたら早いうちに改善していく、このことが大事であると、こう思っております。また、小中学生を対象に児童生徒の成長期から健康な生活習慣となるよう、予防と体質改善や健康維持のための健康教室も始めておりまして、成果が期待できるものと考えております。先ほども申し上げましたが、将来的には健診のいわゆる受診率、この向上、これがあらゆる部分において成果を出せると、こう思

っておりますので、生活習慣病にならないような予防対策、そしてもし仮にそういう習慣病になっていったときには、早く検査をして、早いうちに改善をし、手だてをすると、このことが大事だと、こう思っております。

次に、食育への取り組みでございますけれども、食育についてはまさに国を挙げての取り組みに変わってまいりました。いわゆる食育、このことが生活習慣病にも当然影響しているわけでございます。今、昔の時代の方々は、忙しい中においてもうちで仕事をし、そして手づくりの家庭料理、そういうのを食べて育ってきたわけでございますが、近年の社会変化に伴い、いわゆる共稼ぎの時代にもなってきた。そういう中で外食も多くなってきたと。そういう問題が子供の肥満、そういう部分もあるわけございまして、非常に子供の成長の上で乳幼児から、そしてまた老人に至るすべてにおいて、この食育というものが大事になってくると思っております。具体的には母子保健事業として離乳食指導、乳幼児においては年齢別に栄養のバランスも考えた指導もしていかなければなりません。そういう部分で、今取り組んでいる小中学生に対する若年生活の予防事業においても健診を行って健診結果、その結果に基づいて早い段階で、子供の段階でチェックをし、親子3者面談において個別に食の栄養、そしてまたバランス、食生活の改善と、これを3者においてきちっと取り組んでおりますので、今後ともこういう部分についてはしっかり学校と子供だけでもいけない、やはり家庭が入ってきて、どういう、学校給食だけではなくて、普段のやっぱり食生活、食育、そっちの方が大きな部分を占めると思っておりますので、3者においてしっかりとした栄養バランス、そういうことを浸透していくように努めてまいりたいと、こう思っております。地産地消、そういう部分も含めながら、給食センターの構想のお話も昨日ありました。そういう部分においても、しっかり食育ということを頭に置き、バランスのとれた、またその中で地産地消、そして衛生面と、そういう部分をしっかりと管理しながら取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますので、今後とも我々も、特に生活習慣病につきましては、1課ということではなく、保健的な見方から、または社会体育、そういう部分からも見ながら、健康の増進を図りながら取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。詳しい内容はまた担当課の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 食育と生活習慣病に対する学校の取り組みについてお答えいたします。

このことにつきましては、学校と給食センターが連携して取り組んでおりますので、あわせてお答えいたします。南部町でも毎年実施している小中学校の予防健診の結果から、生活習慣病が多い結果が出ております。このような現状から、給食センターでの取り組みは児童生徒に栄養バランスシートを作成させ、栄養士が給食時にランチルームを訪問し、使われている食材の栄養や役割を出前授業の中で伝え、残食をなくする指導や、給食だよりを活用し、朝食の必要性、家庭での食育指導、地元食材の料理の紹介などを実施しております。学校では、健診後健康カードで保護者の方へ通知し、異常者の生徒は3者面談で説明、精密検査を進めております。このような生活習慣病予防対策の取り組みとして、学校保健部会で健康増進課の保健師を講師に、保護者対象の研修会や親子料理教室を開催しております。また、中学1年生の健診の結果からも、中学生以前からの幼児期、あるいは児童期の食生活に問題があり、健康増進課の協力も得て、幼小中連帯事業として小学校では肥満度40%以上の保護者に対し個人面談、朝食欠食改善事業、偏食、おやつ指導などしながら、できるだけ保護者の方と健康面談を多く実施するようにしております。

以上が学校の取り組みであります。終わります。

○議長（工藤久夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 生活習慣病に関する町の取り組みの現状ということでございますので、保健事業におきます現状をご説明いたします。

平成18年度における生活習慣病対策事業といたしましては、成人保健事業におきまして、40歳以上の方に対しまして早期発見、早期治療を目的としまして、総合健診を実施しております。基本健診としては、医師による内診、問診、心電図、血液、尿検査等ございまして、各種がん検診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、骨密度、乳がん等、生活習慣病以外にも結核、子宮がん等含まれておりますが、実施しております。集団健診としましてそれを5カ所、19日間、18年度の場合は申し込みが3,638人、受診者は2,652人でした。個別健診としまして、名川地区の場合には名川病院への健診も可能ございまして、本年度は3,004人の申し込みに対しまして2,584人、現在計画的に、まだ完了していませんが、受診しております。実績となっております。前年より125人ほど増加してきております。そして、健診事後指導といたしまして、健診結果の説明会を、70歳未満の方ですけれども、集団健診の受診者のうち、要指導、要医療という結果通知をもらった方には、3カ所で5日間実施してございまして、参加率は25%程度と。1日百五、六十人、200人ぐらいは説明に来ていただいているという状況でございます。その際には、保健師、

栄養士が従事しまして、相談、指導を行っております。そして、健やか出前相談、ゆとりあとぼたんの里につきましては月1回、10月より実施しております。地区健康教室相談ということで、町内集会所20カ所、冬期間、これから実施していくところでございますが、栄養指導、運動指導、健康相談等を実施していきます。そして、そのほかに個別健康教育と。これは名川地区の方がやってきた、福地地区と名川地区の方で実施してきましたけれども、高脂血症の方で基本健診で2年連続要指導となった方、6カ月間申し込みいただいた方、4人でございますけれども、支援しております。血液検査とか面接、栄養指導、生活指導、そして支援レター等を出して励ましながら、体質改善に向けて取り組んでおります。そして、禁煙と。基本健診の際に意思のある方で申し込みをされた方、4人でございますが、たばこの検査とか、保健師による面接と支援レターで励ましながら進めておりますが、4人中今のところ2名の方が成功中ということでございます。そのほか訪問指導も行っております。

児童生徒の関係でございますけれども、健康増進課としては若年生活習慣病予防健康診査ということで、先ほど教育委員会の方から話がありました事業を進めておるところでございます。実施状況でございますけれども、対象人員は中学生460名、昨年度でございますけれども、1年生229人、2年生231人と。異常なしの方が237人、51.5%と。あとは何らかのチェックがかかっていると。要観察6.3%、要指導33.3%と、要精検の方が8.5で39人、そして要治療と、2名ございました。もう治療に入っている方でございます。事後指導ということで、先ほど教育委員会の方で申しましたので、省略させていただきます。あと健康教室も開催しております。

次に、過去から現在までといたしますが、生活習慣病に支出された金額ということの経費でございますけれども、先ほど町長の方から4割ほどと言いましたが、国保の方の医療費で試算してみますと、健康増進課では管理しております国保医療費レセプトの電算入力为名川地区の場合ありました。システム処理して、住民の健康管理に役立てておるところでございますが、それによって試算してみますと、9カ月分でございますが、国保保険給付費に対しまして生活習慣病の割合をトータルとってみましたところ、39%というふうな支出が出ていますので、全くそれと同じ、全町それと同じというわけにはいかないと思いますが、一つの目安になろうかと思ひまして試算してみました。

次に、生活習慣病の予防対策費としましては、一般会計におきます事業費でございますけれども、保健衛生費の老人保健対策費というところで、17年度の決算でございますが、成人保健事業費と、7,714万988円と。主な内訳としましては健診委託料と、県の健診センターと、名川病院と、これに6,149万5,922円と。それとあと電算のシステムの関係が191万5,000円というふうな。賃金

としましては、栄養士、歯科衛生士等の賃金が80万2,800円と。そして、お医者さんの方には103万2,100円を支払っているのが主な支出状況でございます。

次に、食育に対する健康増進課における取り組み状況でございますけれども、平成18年度における食育関係事業といたしましては、乳幼児には栄養士による食事指導を行いまして、児童生徒から高齢者には生活習慣病予防対策として食育活動ということで指導等行っておるところでございます。町長の申しました離乳食指導と。食事指導を栄養士を依頼して委託して実施しておるところでございます。あと乳幼児健診というのがございまして、栄養指導中心でございますが、1歳未満、1歳半、3歳、4歳、年6回それぞれ。4歳につきましては年12回ということで、栄養士を頼んできて保健師と一緒に指導しているところがございます。あと乳幼児健康教室と、1歳から4歳まで。これも栄養士を含めて、集団でございますけれども、年4回実施しております。あと児童生徒に対しては、先ほど申したのと、生活習慣病の方とダブりますが、食育活動に入るかと思えます。成人、高齢者に対しましては地区健康教室ということで、町内単位でございますが、高齢者を中心に料理実習、運動、健康相談の開催等を行っております。そのほかに食生活改善推進委員と、自主活でございますけれども、男の料理教室、小学生を対象にということで、それぞれ自主活動していただいているところがございます。

次に、メタボリックシンドロームということでご質問がございましたけれども、高血圧、高脂血症、それから糖尿病、この三つのうちいずれか二つをチェックされますとメタボリックシンドロームという、昨年から出てきた言葉でございますけれども、今これを国の方でも打ち出してきております。

なお、まだ来年はないかと思いますが、近い将来腹囲と、来年から始まるかもしれませんが、まだ詳しくわかりませんが、腹回りと、腹囲と、測定も住民健診で始まります。このメタボリックシンドロームについては、肥満が最大の要因だと。その肥満を防いで体質改善していこうという言葉でございまして、近い将来といいますが、今の医療制度改革大綱というのが発表されておまして、健診体制の変更もあるのですが、健診の内容も腹囲が入ってきて、そういうふうに変更になっていくというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありますか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 当町における生活習慣病にかかる費用、39%というその数字はじき出す

のには大変な苦勞があったものと推測いたします。どうもご苦勞さまでございました。食育に関して県の指針ですとか国の指針、そのほかいろいろなところが出しているおおざっぱな指針というのを読みますと、食育をどういうふうにとらえるかというコンセプトの骨組みというのが、食べ物の生産、収穫という、その次の段階として流通、購買という段階がございます。それで、調理の仕方、食べ方、食べ方というのは食事のマナーを含めて、食材自体がどういうものであるかということを理解することですとか、その地域にあってはそれぞれの食材の歴史的な意味を理解することであるとか、そういったことを含めて食という部分があって、さらにはその後に食物残渣の問題までとらえているわけです。それで、そういう食育というコンセプトの背骨を考えたときに、こういう農業生産地域である当町のような場合は、そのコンセプト自体が食育というキーワードを介して、政策として、例えば進むべき方向を見つける手がかりとして、また現在の私たちが住むこの地域をよりよく知るといふ手段として、非常に意味のあることのような気がするのです。いわゆる例えば生活習慣病の部分から見ましようというのは今までやられてきたことかもしれないけれども、例えば物の見方を変えて、農業生産のことを食育の方から見直してみましようとか、生活習慣病を食育の方から見直してみましようといったときの作業に、非常に今までと違った物の見方というのが生まれてくる。そうすると、画一的だった物の考え、政策の進め方というのがちょっと変わってくるのではないのかなと。そういう意味で食育という、食育基本法というのが、食育基本法ということの副産物として私たちは恩恵にあずかることができるのではないのかなという私は考えを持っているのです。

すそ野が広いと言えれば広いのですが、例えばそれぞれの生産、収穫の段階であるとか、流通、それぞれ食すること、学校で行われているところはまさしくそれは食するところだけしかないわけです、今の段階では。さらには、残渣の問題、食べ残しの問題、食べ残しがどういう末路をたどるのかということになると、今度は廃棄物の行政の方にかかわってきたりとか、枝葉をつけて、非常に豊かなさまざまな価値観を縫合できるような印象を私は持ったのです。ですから、食育というのが単なる食育というボキャブラリーにとどまらず、いわゆる食育基本法を踏まえた町づくりのようなことを新しい方向性として考えてはいかがかないかという思いできょう質問に上げさせてもらいました。そういうふうに理事者の皆さんが考えているのかとらえているのかはわかりませんが、そういう意味でいくと学務課の関係の方とか、健康増進課だけではないような気がするのです、かかわってくるその問題というのが。願わくはそういう広い目で、ここにおられる理事者の方々全体がそういうふうな物の見方してくださるのは一つのよい方法かなと思いました。それは私の感想です。

それで、一つピックアップして聞いてみたいと思うことがあるのです、今言ったことを踏まえて。それは、例えば地産地消ということが指針の中に何回もうたわれてきています。一体全体では地産地消というのはどういうことを言うのだらうと、どういう流通のことを言うのだらうと。例えば学校給食センターにおける地産地消というのはどういうことなのだらうと、その辺をお答え伺いたいと思うのです。よろしくをお願いします。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

地産地消と今申されましたけれども、地産地消とか消費等ありますけれども、地元で生産されたものを地元で消費するということだと理解しております。給食センターでは、地場産の食材、要するに地元でとれたリンゴジュースとか、食用菊、レクラークなど、それから野菜につきましても、購入先の業者にできるだけ地元のものをということで使わせていただいております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 南郷区の給食センターの管理栄養士なさっているあの方とちょっとお話しすることがありまして、そのときのお話なのです。例えば地産地消ということは、食育の面からだけではなくて、例えばフード毎日の面からいっても地産地消というのは合理的なことだと思うのですが、ところがどっこい、地産地消したくても地元でつくったものを地元で消費できない流通システムができ上がってしまっていると、そういうことがあるらしいのです。それは例えばどういうことかということ、例えば何日か前の新聞の記事を思い出してください。東北町、天間林村でしたか、あの辺の大根をトラクターかけてつぶしてしまったと。この辺では余っているのですが、実際は大田市場かどこかの経由を経てそういうほかの地方の大根が実際入ってきていると。その上で生産調整だとかといってトラクターかけるとは何事でしょうと。だれもそう思ったのだと思うのです。同じように、八戸で水揚げした魚、それも板前さんが、ああ、これ料理してみたいなと思うような魚が、なかなか八戸に揚がった魚が八戸の板前さんのところには回ってこないのだそうです。そういう現状があるのだそうです。それは一体どういうことなのだと。例えば南郷区の管理栄養士さんの方もおっしゃっていたのですが、地産地消とは言いながら、献立をつく

るにしても、どういうメニューでどういう作業手順を組むにしても、窓口は入札に加わった納入業者との窓口しかないのです。そうしたら、それは生産者とは直接つながっていませんよね。さらに、なるべく地元でとれたものを納品してくださいと言いつつも、ではどこから仕入れてきますかと。どこかの野菜市場へ行くのだと思うのです。それを、これは地場のものですか、どうですかというふうなことを一々選別して仕入れているとはとても思えない。さらに、学校給食センターでこれからHACCPに準ずる衛生管理をしようというときに、生産履歴はどうなるのですかということ。そういったこと全部含めて、それは例えば学校給食センターの地産地消ということだと私は考えるのですけれども、だったら今ある流通のところを新設の学校給食センターの中にどういうふうに整合化させていくかということが浮き上がってきたりするのです。

何が言いたいかということ、表面だけの現象をとらえて物を考えても、それは結局最後には生産者ということにいくわけですが、食育ということを考えて、踏まえて。その上での施策をどう変えていかなくてはならないのかというのは私にもわかりません。わからないのですけれども、そういう学校給食ということを考えてだけでも、そういった問題点はぼんぼんぼんと幾つもあらわれてくるのです。結局……うだうだと言ってしまうましたが、先ほどの学校給食センターにおける地産地消というのは、何か本当の地産地消の姿ではないような気がいたします。できれば私が申したことを考慮に入れてこれから進んでいただければと願うだけです。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月13日は議案熟考のため休会とし、12月14日は午前10時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時48分）

## 第6回南部町議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成18年12月14日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第25号 南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第 2 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第26号 平成18年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 3 報告第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第27号 平成18年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 報告第32号 専決処分した事項の報告について  
専決第28号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結  
（上名久井地区処理施設土木建築工事）
- 第 5 報告第33号 専決処分した事項の報告について  
専決第29号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結  
（上名久井地区処理施設機械設備工事）
- 第 6 議案第188号 南部町多目的バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第189号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 第 8 議案第190号 八戸圏域水道企業団規約の変更について
- 第 9 議案第191号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第 10 議案第192号 青森県市町村税滞納整理組合の解散について
- 第 11 議案第193号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第 12 議案第194号 青森県自治会館管理組合の解散について
- 第 13 議案第195号 青森県市町村税滞納整理組合の解散に伴う財産処分について
- 第 14 議案第196号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分につ  
いて
- 第 15 議案第197号 青森県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 第 16 議案第198号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について

- 第 17 議案第199号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について  
(上名久井地区処理施設土木建築工事)
- 第 18 議案第200号 工事請負契約の締結について  
(福田地区処理施設土木建築工事)
- 第 19 議案第201号 工事請負契約の締結について  
(福田地区処理施設機械電気設備工事)
- 第 20 議案第202号 土地の取得について
- 第 21 議案第203号 平成18年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 第 22 議案第204号 平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
- 第 23 議案第205号 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 24 議案第206号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 25 議案第207号 平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 26 議案第208号 平成18年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 27 議案第209号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 28 議案第210号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 29 議案第211号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)
- 第 30 陳情第6号 最低保障年金制度の創設を求める陳情書
- 第 31 発議第15号 道路財源の確保に関する意見書(案)
- 第 32 総務企画常任委員会報告
- 第 33 農林商工常任委員会報告
- 第 34 教育民生常任委員会報告
- 第 35 建設常任委員会報告
- 第 36 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(38名)

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君

5番	川井健雄君	6番	西塚英夫君
7番	中村善一君	8番	佐々木勝見君
9番	庭田豊茂君	10番	夏坂清蔵君
11番	長根和夫君	12番	工藤幸子君
13番	四戸清君	14番	内村貞子君
15番	工藤和夫君	17番	佐々木幹夫君
18番	馬場又彦君	19番	日向端猛君
20番	立花寛子君	22番	大久保俊和君
24番	滝田米作君	25番	川守田稔君
26番	佐々木金嘉君	27番	工藤久夫君
28番	坂本正紀君	30番	河端幸蔵君
31番	相田耕作君	32番	山口博个君
33番	沼畑繁君	34番	小笠原義弘君
35番	佐々木元作君	36番	伊達一夫君
37番	金沢和夫君	39番	東寿一君
40番	宮野正君	41番	西塚芳弥君
42番	野田清八君	43番	佐々木由治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	助役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	西塚友雄君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	川井和男君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	出納室長	坂本與志美君

名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君
教育委員長	赤平實君	教育長	角濱清輝君
学務課長	佐々木秀雄君	社会教育課長	工藤光行君
選挙管理委員会委員長	中村喜雄君	農業委員会会長	沼畑俊一君
農業委員会事務局長	後村森夫君	代表監査委員	松本陽一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野雅司	主幹	板垣悦子
主査	岩間孝幸		

---

## 開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は37名でございます。定足数に達しておりますので、これより第6回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

## 報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第1、報告第29号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第25号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） それでは、報告第29号、専決処分した南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

3ページをお開きください。この改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正等が9月12日に告示され、10月1日から施行されることから、条例を改正する必要性が生じ、この手続に急を要したため、平成18年9月21日付で条例の一部改正について条文のとおり専決処分したものです。

主な改正内容は、療養病床に入院する70歳以上の高齢者と65歳以上の老人医療受給対象者に対し、現行の入院時食事療養費、食費から新たに入院時生活療養費、食費と居住費を算定することになりました。このことにより、標準負担額は現行の月額2万3,400円から5万1,000円、うち食費4万1,400円、居住費9,600円に患者の一部負担金が増加されます。ただし、低所得者については所得に応じて負担の軽減を図るほか、難病等の入院医療の必要性の高い方については現行どおりの負担額に据え置くこととなっております。現在名川病院に入院されているほとんどの方は入

院医療の必要性が高い方であり、この改正による負担増の影響は余り受けていない状況にあります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第29号は原案のとおり承認されました。

.....  
報告第30号から報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第2、報告第30号と日程第3、報告第31号を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、報告第30号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第26号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第4号）及び日程第3、報告第31号、専決処分

した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第27号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） それでは、報告第30号と報告第31号を続けてご説明申し上げます。

報告第30号であります。専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。処分理由は平成18年度借り入れ予定の臨時財政対策債に係る限度額を増額する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

6ページをお願いいたします。第1表、地方債の補正であります。起債の目的、臨時財政対策債、補正前、限度額4億2,850万円、補正後、限度額4億3,120万円にするものであります。この臨時財政対策債の限度額を当初予算におきまして4億2,850万と計上しておりましたが、今年度限度額が270万円増の4億3,200万円になったことに伴い、地方債補正を行ったものであります。

なお、今年度から起債に係る申請が9月末となったため、急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年9月26日付で専決処分したものであります。

なお、この地方債は今年度元利償還につきまして交付税に算入される起債であります。

続きまして、報告第31号になります。専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。処分理由は平成18年、今年10月7日発生の大雨災害の応急対策に要する経費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

8ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正であります。既定の予算の総額に1,925万3,000円を追加して予算の総額を98億4,695万1,000円としたものであります。

第2条であります。債務負担行為の補正でありますけれども、第2表、債務負担行為により説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年11月2日付で専決処分しております。それでは、11ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。事業は総合振興計画策定支援業務、期間として平成18年度から平成19年度まで、限度額468万円。これは、総合振興計画策定支援業務につきまして契約を明年度までとするため、地方自治法第215条により設定するものであります。

次に、歳出について説明申し上げます。15ページをお願いいたします。15ページの歳出であります。3款3項1目の災害救助費7万3,000円の補正であります。20節扶助費、これは被災した世帯への災害見舞金を計上しております。

9款1項3目防災費230万2,000円の補正であります。9節旅費111万5,000円あります。

費用弁償、これは消防団への出動手当にかかる補正であります。11節需用費108万円であります  
が、説明欄のところに食糧費とあります、36万4,000円であります、避難住民への賄い、それ  
から消防団員への賄いを補正計上しております。

次に、11款1項1目の農林水産施設災害復旧費1,251万の追加補正でありますけれども、13節  
委託料1,100万円とあります。これは、測量設計業務の補正でありまして、査定設計500万、実施  
設計400万、そしてさらに増高申請書作成のための200万、1,100万円を委託料に補正計上して  
おります。14節の使用料及び賃借料84万でありますけれども、応急処置に係る重機の借上料として  
補正を追加しております。

次のページに入ります。11款2項1目の公共土木施設災害復旧費436万8,000円の増額補正で  
ありますけれども、14節のところでの使用料及び賃借料392万3,000円の追加補正であります。これ  
は、応急処置のための重機借上料としての補正であります。

以上の歳出予算の財源でありますけれども、14ページの方へ戻っていただきたいと思ひます。  
14ページ、歳入であります。9款1項1目の地方交付税1,918万円、説明欄にありますとおり普  
通交付税を増額補正しております。

19款5項3目雑入でありますけれども、7万3,000円。説明欄にありますとおり、全労済自治  
体住宅災害見舞金を7万3,000円補正計上しております。以上を充当して補正予算の編成をいた  
しました。

以上で報告第30号、報告第31号についての説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第30号及び第31号は原案のとおり承認されました。

---

報告第32号から報告第33号の上程、説明、質疑

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第4、報告第32号と日程第5、報告第33号を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、報告第32号、専決処分した事項の報告について、専決第28号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結（上名久井地区処理施設土木建築工事）及び日程第5、報告第33号、専決処分した事項の報告について、専決第29号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結（上名久井地区処理施設機械設備工事）を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 報告第32号、専決第28号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結、上名久井でございます。それから、報告第33号、専決第29号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結、これも上名久井の処理場の機械設備の方でございますが、これについてご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。報告第32号、上名久井地区の処理場の土木建築工事の方でございます。最初に、処分理由をご説明申し上げます。上名久井地区農業集落排水事業の上名久井地区処理施設土木建築工事の変更契約について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第2号に該当するので、専決処分したものでございます。

20ページをお願いいたします。内容でございます。1、工事の表示。（1）、名称、上名久井地区処理施設土木建築工事。（2）、場所、南部町大字上名久井地内。2、変更前請負代金額2億4,706万8,150円。3、追加請負代金額1,153万6,350円。4、契約の相手方、松本工務店・助川

建設特定建設工事共同企業体となっております。

変更理由をご説明申し上げます。工事について、当初ボーリング調査を行いまして土質、水位等を検討しましたが、水位については設計で考慮するほどではなかったため、オープン掘削で設計いたしました。施工時に試掘した結果、予想以上の水がわいてきてオープン掘削ではのり面崩壊など危険なために、鋼矢板による仮締め切りを計上し、工事の安全確保に万全を期したものでございます。専決処分についてですが、南部町におきまして3月議会において南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定についてという議決が行われております。この議決により、議会の議決を経て工事請負契約を締結した後において当該工事請負金額の100分の5の範囲内で変更する契約の締結については、町長が専決処分を行うとされてきたところでございます。町長が軽易な事項の専決処分を行った場合には、地方自治法180条第2項の規定によりまして議会に報告しなければならないこととされております。3月に専決処分した案件について、今議会で報告した経緯についてでございますが、旧3町村におきまして工事請負額の小さな変更を軽易な事項として地方公共団体の長の専決処分にする議決を行っていたのは旧福地村だけでございました。旧名川、南部町におきましては、工事請負金額の変更はいかなる場合においても議決事件とする扱いがなされてきたところでございます。そのため、軽易な事項として町長が専決処分を行うことができる場合の事務処理について、全職員の間で周知が図られなかったため、このような事態に至ったものと考えております。議会の報告がおくれたことについてはおわび申し上げますとともに、二度とこのようなことを繰り返さないよう再発防止に努めてまいります。申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

続きまして、報告第33号、21ページになります。最初に、処分理由でございます。上名久井地区農業集落排水事業の上名久井地区処理施設機械設備工事の変更契約について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第2号に該当するので、専決処分したものでございます。

23ページをお願いいたします。内容でございます。1、工事の表示。(1)、名称、上名久井地区処理施設機械設備工事。(2)、場所、南部町大字上名久井地内。2、当該請負代金額1億1,865万円。3、追加請負代金額40万8,450円。4、契約の相手方、株式会社フジタ東北支店でございます。

これも変更理由についてご説明申し上げます。現場精査による材料の数量及び材質の変更でございますが、施工時機械設備の設置においては設計どおりでございました。機械間を結ぶ配管におきまして維持管理を考慮し、取り付け位置の調整において設計との差が生じ、数量の変更が生じたものでございます。材質の変更については、平成17年に設計指針の改定がございまして、通

気管について薄肉管の使用が可能となったために変更しました。一般管からステンレス管への変更は、近年問題になっております硫化水素による腐食防止対策として維持管理を考慮して変更したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第32号及び報告第33号についての報告を終わります。

---

#### 議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第6、議案第188号、南部町多目的バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第188号、南部町多目的バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

このことにつきましては、平成18年10月1日に道路運送法が改正になり、規制を緩和したことによって条例を改正するものでございます。

25ページをお開き願います。第1条中「第80条第1項ただし書き」を「第78条第2号」に改めるものでございます。

この内容ですが、本来自家用自動車は金を取って運送してはいけないことになっておりますが、市町村の区域内の住民の運送、その他の国土交通省省令で定める旅客の運送を行うときは、この限りではないということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第188号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第7、議案第189号、八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、議案第189号、八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についてご説明をいたします。

提案理由でありますけれども、地方自治法の一部改正に伴い、八戸地域広域市町村圏事務組合の規約を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条、これらの条項は規約の変更には構成団体の議会の議決を要するという条項でございます。この規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それで、地方自治法の一部改正でございますけれども、提案理由で町長がご説明申し上げましたように助役が副市町村長、収入役が会計管理者、吏員が職員に改められ、平成19年4月1日か

ら施行となります。

なお、会計管理者は職員のうちから普通地方公共団体の長が命ずることとなっております。

この改正によりまして、次のページでございますけれども、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の関係条項の助役、収入役、吏員をそれぞれ副市町村長、会計管理者、職員に文言を改正するものでございます。施行期日が平成19年4月1日であるのに今議会に提案したことについてでございますけれども、一部事務組合の規約の変更は関係地方公共団体の議会の議決を経て県知事に申請し、許可を受けなければならないことから、事務手続に期間を要するため、本議会に提案するものでございます。それで、八戸広域事務組合では県知事の許可後、組合議会におきまして条例改正案を提案するという手続になってございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第189号は原案のとおり可決されました。

---

議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第8、議案第190号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてを議

題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第190号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてご説明申し上げます。

提案理由については、先ほどの議案第189号と全く同じでございます。地方自治法の改正によりましての規約変更でございます。

29ページをお願いいたします。八戸圏域水道企業団規約の一部を変更する規約。八戸圏域水道企業団規約について、助役及び吏員の扱いについて先ほどと同じように改めます。それで、先ほどと違うところなのですけれども、上から3行目になります。「選挙された者」の次に「4人」とありますのは、これまで運用で八戸市からの議員数を明記していなかったのですが、これはこの際追加してはっきり明記、4人ということで議員数を明記するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第190号は原案のとおり可決されました。

---

議案第191号から議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

日程第9、議案第191号から日程第15、議案第197号までは関連がありますので、この際、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第191号、青森県消防補償等組規約の全部変更についてから日程第15、議案第197号、青森県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分についてまでの議案7件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、説明を申し上げます。

まず、議案第191号、青森県消防補償等組規約の全部を変更することについてであります。青森県町村会に事務局を置きます一部事務組合を統合することにより、行政運営の効率化、事務処理の円滑化が図られるほか、経費の節減にもつながるということから規約の変更をするものでございます。平成19年3月31日をもって青森県市町村税滞納整理組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県自治会館管理組合を解散し、この3組合の事務を同年4月1日から青森県市町村総合事務組合に承継することについて、地方自治法の規定に基づきまして議決をお願いするものであります。

なお、関係団体の議決後におきましては知事に規約変更の許可申請を行い、許可をいただくこととなります。

次の31ページをお開きください。青森県消防補償等組規約の全部を変更するものですが、主なところを説明します。第1条、名称であります。この組合は青森県市町村総合事務組合とするものです。

2条、組合を組織する地方公共団体は、別表1に掲げる地方公共団体とありますが、7市30町村、33一部事務組合をもって組織するものです。

3条に共同処理する事務を規定しておりますが、これまでの青森県消防補償等組合が行ってまいりました事務に、先ほど申し上げました解散する3組合の事務を入れて処理することになりま

す。

5条ですが、議会の組織及び組合議員について規定しており、組合議員の定数は7人とし、そのうち市の区域から1人、町村の区域から6人を選ぶもので、任期は2年です。

6条では、組合の議会は組合議員のうちから議長及び副議長1人を置くということであり、

次の32ページをお願いします。7条には、組合に管理者及び副管理者を置くことあり、組合市町村等の長のうちから選ぶとしております。

次、33ページであります。経費の支弁の方法につきましては第12条に規定しており、組合の経費は組合市町村の負担金、組合の財産から生ずる収入、その他の収入をもって充てるとしてあります。

附則であります。施行期日は第1項にこの規約は19年4月1日から施行するとあります。2項、3項につきましては経過措置であります。第4項は、組合は平成19年3月31日をもって解散する3組合の事務を引き継ぐというものであります。

次に、38ページをお願いします。議案第192号、青森県市町村税滞納整理組合の解散について、それから39ページ、議案第193号、青森県市町村等非常勤公務災害補償等組合の解散について、40ページ、議案第194号、青森県自治会館管理組合の解散についてであります。この3議案は3組合が平成19年3月31日をもって解散することについて、地方自治法の規定に基づきまして議決をお願いするものであります。

次に、41ページ、議案第195号から45ページ、議案第197号までにつきましては、3組合の解散に伴う財産処分について、これも自治法の規定に基づきまして議決をお願いするものであります。内容についてであります。解散する組合の平成19年3月31日における財政調整基金及びすべての物品、これは書類とか備品、消耗品であります。これを同年4月1日から青森県市町村総合事務組合に帰属させるというものであります。

なお、青森県自治会館管理組合につきましては、所有している建物、これは庁舎であります。非木造1,882平方メートルにつきましても同様に青森県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田君。

○25番（川守田稔君） 長年議員やっているつもりではいたのですが、こういった組織が何者であるのか、私さっぱりわかりません。それで、その実態といいますか、例えば組合議員というのはどういうふうに決まっているものですか。具体的に今どこのどなたがどういうふうにかかわっていらっしゃるのかとか、事務をとられている専任の方がおられるのだと思うのですがけれども、そういった人たちというのはどういう身分であるのかとか、どこからどう派遣されているのかとか、その辺雑多なことを詳しく教えていただけますか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、34ページをお開き願いたいと思いますが、別表に加入している団体を示しております。これには、青森市、弘前市、八戸市を除いた市町村全部が加入してございます。そのほかにいろんな一部事務組合が加入しておりまして、議員についてはこれまではこの中からそれぞれ話し合いで選んでいただいているということでありまして。

それから、職員につきましてはそれぞれ職員を配置しております。消防補償等組合につきましては定数が2名でありますけれども、1名とか、あとそれから滞納整理組合につきましては5名ほどおります。うち1名は、県の方から派遣をしてもらっている。それから、非常勤公務災害の方につきましては、職員は配置になっていませんが、どちらか、どこかが兼務して行っているということがございます。あと自治会館の管理組合につきましては、2名ほどを配置しているということです。

それから、予算規模等につきましては補償等組合が一番大きいです。7億6,300万ほどの予算がございます。あとは、その他につきましては4,500万、これは滞納整理組合です。それから、非常勤公務災害の方につきましては1,500万、自治会館管理組合につきましては6,100万ほど。あと基金の方につきましては、消防補償等組合では基金が1億7,000万ほどあります。一番多いところは自治会館管理組合の6億ほどありますけれども、全国的に今こういう組合が合併の方向で進んでいるということで、青森県を、今この手続に入っておりますけれども、全国では24組合が合併しているという実態でございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 例えば議員というのは、これはどこからだれが出ているものですか。

それと、滞納整理組合解散、非常勤職員公務災害補償等組合解散、それから自治会館管理組合解散という三つのあれが解散して、そういう消防補償等組合に合併したということですよ、統合したということですよ。ですよ。そうすると、今までの解散したあれは、もうその役割を終えたのですか、どういう事情があるものですか、これは。このほかにももっと消防補償等組合の組合がまた合併されるような事態というのはあるものなのですか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、業務の方でございますが、統合しても今までそれぞれ行っていた事務をまた引き続き行う、その新しい組合で行うということであります。

それから、実態につきましては先ほど申し上げましたけれども、全国的なことを申し上げましたけれども、24の団体が行っているということであります。

あと組合の関係については、役員はそれぞれ加入している団体の方々の中から選びますので、町村の首長さん、実態は町村の首長さんが主になっていると伺っております。

以上です。

○25番（川守田稔君） だれですか。だれですか、それは。

○総務課長（坂本勝二君） 申し上げます。消防補償等組合につきましては、組合長が今別町長、副組合長が大間町長であります。それから、滞納整理組合につきましては中泊町長が管理者、副管理者が五戸町長、それから非常勤公務災害につきましては今別町長が管理者、副管理者が大間町長、自治会館管理組合につきましては管理者が中泊町長、副管理者が蓬田村村長でございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第191号から議案第197号までは原案のとおり可決されました。

---

議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第16、議案第198号、青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) それでは、議案第198号、青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてご説明いたします。47ページでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成19年2月1日から青森県内の全市町村の後期高齢者の医療に関する事務を処理するため、次のとおり規約を定め、青森県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。

提案の理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第36条第1項の規定により、平成18年度の末日まで後期高齢者医療広域連合を設けるものとされたことに伴い、関係市町村との協議により規約を定め、青森県後期高齢者医療広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

規約を説明する前に新しい制度についてご説明いたしますが、後期高齢者ということで75歳以上の老人医療給付者及び75歳に達する前期高齢者のことございまして、後期高齢者医療制度、これはこれまでは支払基金、それから国、県、町から補助金及び負担金、そして本人の窓口負担1割で賄われてきておりますが、この制度の医療費がふえ、公費と各医療保険からの拠出金で賄

われており、高齢者の一部負担に影響を与えないため、医療費膨張につながっていました。このことから、高齢化に伴う医療費の増加を抑えることを目的とした医療費制度でございます。新保険では、現在加入している国民健康保険や組合保険などを脱退し、高齢者だけの独立した保険となり、介護保険と同様、年金天引き方式などで保険料を徴収、財源は高齢者本人の保険料が1割、現役世代の医療保険から支払基金等を4割、それから国、県、町から5割という負担となる、そういう保険でございます。今までは、市町村で集めて市町村から寄附をしていたわけですが、この制度になりますと広域連合が集めて県内一律と、全部を賄うわけでございますが、では規約について説明をいたします。48ページからいたします。

青森県後期高齢者医療広域連合規約。第1条でございますが、青森県後期高齢者医療広域連合という名称でございます。

2条につきまして、広域連合を組織する地方公共団体、これは青森県内の全市町村で組織するものでございます。

次に、飛びまして第4条、広域連合の処理する事務でございますが、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保険事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を行います。

次に、第7条でございますが、広域連合の議会の組織でございますが、定数は20名でございます。そして、2の方でございますが、市長が5人、町村長が5人、市議会議員が5人、町村議会議員が5人と、合わせて20人で組織するものでございます。

第8条、広域連合議員の選挙の方法でございますが、(1)にございます、すべての市長をもって組織する団体または関係市町村、これは市に限るわけですけれども、長の総数の10分の1以上の者の推薦。それから、すべての町村長をもって組織する団体の長の10分の1以上の者。それから、第3はすべての市議会議長をもって組織する団体等の議員の定数の10分の1以上の者。それから、すべての町村議会の議長をもって組織する団体、議員の定数の10分の1以上の者の推薦が必要になります。

次、10条でございますが、広域連合の議会の議長及び副議長でございますが、広域連合の議会は広域連合議員のうちから議長及び副議長を1名選挙しなければならないということでございます。

第11条、広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置くとございますが、この連合長及び副連合長は広域連合議員と兼ねることができないと、別に置くということでございます。

第12条、広域連合の執行機関の選任の方法でございますが、関係市町村長の投票によりこれを

選挙することとなっております。

13条は、任期は4年でございます。

そして、15条に選挙管理委員会も置くということでございます。委員の数は4人ということになってございます。任期は4年。

次の第16条でございます。監査委員でございますが、監査委員を2名置くということで、議員のうちからお一人、それから識見を有する者のうちから1名ということで、任期は4年ということになってございます。

第17条でございます。広域連合の経費の支弁の方法でございますが、関係市町村の負担金、事業収入、国及び青森県の支出金、その他でございますが、第2にございます関係市町村の負担金の額は別表第2によりということでございます。この負担割合は、52ページの別表2にございますが、均等割で10%、高齢者人口割が45%、人口割が45%ということになってございます。あと別表の1がございますが、これは市町村が行う事務ということになります。被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受理、被保険者証及び資格証明書の引き渡し、被保険者証及び資格証明書の返還の受付、医療給付に関する申請及び届け出の受付並びに証明書の引き渡し、保険料に関する申請の受付等でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この条例の52ページ、別表第1、第4条関係と書いてありますが、その5、保険料に関する申請の受付とありますが、この保険料をもし事情があつて納め切れない方の手だてとか減免してほしいという希望は受け入れられるようになっているのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 軽減というものもこれから、今は設立をしまして、この保険は平成20年4月から始まることとなっております。これから1年かけて細部のことを決めていくわけですが、今わかっているところでは資格証明書、国保と同じく資格証明書及び短期証明、これは出すということになってございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この制度は、扶養されている年齢に該当する方や配偶者からも保険料が徴収されるということですが、一体どのぐらいの負担がかかってくるものなのか、今現在どのような計算がなされておられるか、はっきりこの負担がわかるような数字は出ていないのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） はっきりした数字はまだ出てございません。ただ、窓口で1割の負担は今までどおりでございますが、医療費が同じだとしますと、まず1割が個人負担だと。そうすると、9割でございますが、9割のうちの支払基金から50だったわけです。これが今40になるとということでございますので、大体計算しますと1.8ぐらいの負担になるのかなと、そう思っておりますが、窓口の分と合わせて。ただ、支払基金からの額が多いものですから、そうそうふえるということではないと思っております。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の説明を繰り返すかと思いますが、まず病院に行って窓口負担を支払い、またその他介護保険料と同じように保険料を納めるという制度なのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） そのとおりでございます。大体介護保険と似た制度ということでご理解願えればよろしいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） そもそもこれ今までの制度から切り離して別枠をつくるという本当の意

味というのはどういうことなのですか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 老人医療の医療費が膨らんでまいりまして、一般の方にも影響、圧迫をしているという状況がございます。それで、やはり老人の方からもある一定の負担をしていただくというのがこの目的でございます。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） その趣旨はわかるような気がします。ですけれども、私の印象なのですが、本当に必要な医療という部分と何か習慣的な医療のような部分があると思うのですが、その習慣的な、本来本当に必要なのかなという、いわゆる本当に必要な医療の部分に対してやっぱり圧迫があってはよろしくないのではないのかなと思うのですが、これはどういうふうな対処をするものでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 確かに今おっしゃるとおりなわけですが、これは制度はするものとしたしまして、医療費をやはり抑えることもこれひとつ必要なことでございます。ですから、保険ばかりではなく、あと保健関係、生活習慣病の予防等、これらを進めていくことによって医療費を抑えていくという方法しか今考えられないわけです。若い世代が今支えているわけですが、やはり高齢者の人数も多くなってきているということで、やはりこういうふうな老人の方からもある程度負担をしていただかなければならないという今現状でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

( 20番 立花寛子君 登壇 )

○20番(立花寛子君) 議案第198号、青森県後期高齢者医療広域連合の設立について討論を行います。

青森県後期高齢者医療広域連合の設立は、医療制度改革関連法の成立によりつくられるものです。高齢者の患者への負担増を初め、住民にさらなる痛みを押しつける医療改悪です。70から74歳の患者負担を現行の1割から2割へ引き上げ、70歳以上の療養病床入院患者の食費、居住費の負担増など医療を最も必要とする高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増が盛り込まれております。入院患者の追い出しにつながる療養病床、現在38万床の23万床削減、高齢者への差別医療の危険性を持つ75歳以上の後期高齢者医療制度の創設、保険がきく診療と保険がきかない診療を組み合わせる混合診療の拡大など日本の医療制度を変質させる内容です。今年6月14日に成立しましたが、日本共産党は反対いたしました。現在は、後期高齢者医療制度の充実を求める運動が大事ではないでしょうか。この制度は、扶養されている後期高齢者や配偶者からも保険料が徴収されるなど、低所得者に対しては保険料や窓口1割負担金の減免など十分な配慮が必要です。広域連合の運営では、後期高齢者の意思を十分反映させる透明性の確保に努めることが求められると思われま。何より重要な点は、地域による医療格差を生じさせない点です。制度によってうば捨て山にならないように75歳以上の住民の命と健康を守っていくことが求められております。後期高齢者医療制度の充実を求めて、議案第198号に対する反対討論といたします。

なお、報告第29号、専決第25号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても議案第198号と同様、認められないという意見を述べ、討論を終わります。

○議長(工藤久夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第198号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

(午前11時02分)

---

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

---

#### 議案第199号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第17、議案第199号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（上名久井地区処理施設土木建築工事）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第199号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてをご説明申し上げます。

これは、上名久井地区農業集落排水事業における上名久井地区処理施設土木建築工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。

54ページをお願いいたします。内容でございます。工事の表示、名称、上名久井地区処理施設土木建築工事。場所、南部町大字上名久井地内。2、変更前請負代金額2億5,860万4,500円。追加請負代金額516万2,850円。契約の相手方、松本工務店・助川建設特定建設工事共同企業体でございます。

変更の理由についてご説明申し上げます。多量の雨水による周辺のうちへの土砂流出を防止するためと将来の維持管理を考慮しまして、ベンチフリューム及びL型側溝工を追加するものでございます。また、当初設計時に名川中学校建設等により給水可能な本管の位置が確定していなかったために設計から除外していましたが、給水計画の確定により給水管の工事を追加するものでございます。給水工事は、処理施設本体に付随した施設でございまして、現場も現契約の作業範囲であるなどから、また作業工程調整上の問題や諸経費、価格の有利性などから現契約に追加するものでございます。今回の変更額は5%以内でございますが、前の専決、報告第32号について報告していなかったために、前回の変更額と合わせて5%を超え6.7%になるために県のご指導

により議会の議決を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。28番、坂本正紀君。

○28番（坂本正紀君） 工事条件が悪いから2回ほど追加補正して金額、工事請負だけがふえているわけですが、この供用開始がいつごろなのか。

それと、もう一つは2回ほど金額が追加されているわけですが、工事条件が悪ければこれからもそういうもっと金がかかる、追加補正とかそういうことはないのかどうか。

それと、現在旧福地、名川さんで実際に集落排水が稼働されているところの加入率はどの程度になっているのかお知らせ願います。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 上名久井地区の農集排の供用開始については、平成19年の4月でございます。事業自体は、21年度まで引き続き管渠工事を施工してまいります。

それから、変更についてでございますけれども、現在処理、一応建設工事でございますけれども、事業着手時より定例会議を毎週開催してございます。それにおきまして、施工時現場における問題点について打ち合わせを行って施工しているところでございます。変更が生じた場合、問題が生じた場合には十分協議を行い、最善の方法で変更を行っているところでございます。また、県の指導監査及び会計監査もございますので、県に随時事務検査等をしていただき、アドバイス等ももらっております。

それから、加入率の件がございましたけれども、加入率は今供用開始しているところが下名久井地区、それから苦米地地区、それから片岸地区、これが処理場が3カ所ございます。加入については、下名久井地区が現在53.4%、これは18年の3月末の時点でございます。下名久井地区が53.4%、それから苦米地地区については74.9%、それから片岸地区には62.5%となっております。四半期ごとに県の方と対策協議会を開催しておりまして、加入率の向上に向けて努力しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第199号は原案のとおり可決されました。

---

議案第200号から議案第201号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第18、議案第200号と日程第19、議案第201号を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第200号、工事請負契約の締結について（福田地区処理施設土木建築工事）及び日程第19、議案第201号、工事請負契約の締結について（福田地区処理施設機械電気設備工事）を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） ページが55ページであります。議案第200号、工事請負契約の締

結についてをご説明申し上げます。

提案理由であります、福田地区農業集落排水事業における福田地区処理施設土木建築工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。56ページに入ります。工事の表示であります、(1)、名称が福田地区処理施設土木建築工事。(2)として、場所、南部町大字福田字松ノ木地内。2として請負代金1億6,138万5,000円。3として契約の相手方、松本工務店・夏堀組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社松本工務店、構成員、株式会社夏堀組となっております。

この入札会は、11月29日、7共同企業体による指名競争入札により執行いたしました。予定価格及び落札価格でありますけれども、税抜きベースで予定価格が1億6,200万円に対し、落札価格が1億5,370万円でありました。94.88%の入札率となっております。落札率となっております。12月4日、仮契約を締結しております、本議会において議決後、本契約に移行することとなります。

次、57ページであります。議案第201号であります。工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。提案理由でありますけれども、福田地区農業集落排水事業における福田地区処理施設機械電気設備工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

58ページに入ります。工事の名称は、(1)としまして福田地区処理施設機械電気設備工事、場所は南部町大字福田字松ノ木地内。2としまして請負代金6,612万9,000円であります。契約の相手方としまして、代表者は仙台市若林区蒲町18-1、東北藤吉工業株式会社。構成員としまして南部町であります。有限会社本田電気工業となっております。この入札会は、先ほどと同じく11月29日、6共同企業体によりまして指名競争入札により執行いたしました。予定価格及び落札価格であります、税抜きで申し上げますと予定価格が1億1,610万円に対しまして落札価格が6,298万円、54.25%の落札率となっております。12月6日に仮契約を締結しております、本議会議決後本契約に移行するというようになってございます。

以上、議案第200号及び議案第201号についてご説明申し上げます。以上であります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番、長根和夫君。

○11番(長根和夫君) 土木建築工事については、落札率がおおよそ95%、依然として高どまりという感じを受けます。ただ、次の電気設備工事、これにつきましては54.2%、これは非常に大き

な差があるわけでありまして。低いにこしたことはないといえばそういうことになるのですが、一般競争入札導入についても町長は質問に対して不良工事も心配されるというふうなことも言っております。一般競争入札だけではなくて、極端な低落札ということは当然そういうことも心配をされるわけでありまして。他の自治体によっては、そういうことを防ぐために最低制限価格等も設定をしているところもありますし、そういう動きも見えてきているようでありまして。この54.2%という低落率についてどのようにお考えになっているのでしょうか。町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私ども拝見しまして、非常に高ければまた高いという部分もありますが、低ければ低いでまた心配もするという状況でして、担当課の方にも私ども説明を求めています。しっかりと担当課の方で確認をして大丈夫だということで仮契約というふうに聞いておりましたので、詳しいのは担当課の方でいろいろ調査しておりましたので、担当課の方から説明をさせたいなど。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この機械電気工事の入札の6共同企業体ございましたが、低落が2番目に低かったところは66.93、3番目に低かったところは70.46、4番目に低かったところが72.27、5番目が74.94、そして6番目、6企業体の最後ですが、84.24%という入札との比較でございました。この件につきまして、不良工事といえますか、そういったことが懸念されるという、私どもも入札前に業者の見積もり、それから設計、私どもの町側の設計についての積算書、内訳書の突合を入札前に行いました。その結果、要調査、未済といえますか、いわゆるちょっと懸念されるようなことでありましたので、当日入札参加業者から、全社から私どもが設計側、いわゆる担当課、私どもとヒアリングを行いました。それで、一番心配されるのが不良工事ということでありますので、良品な工事、成果品を私どもは求めているわけですので、発注者、私どもの発注者が想定する工事、内訳書に合う物品を納入しますという確約書を提出させることで入札を執行して、低落者に対しては先ほどの確約書をとってございます。

それから、低価格、最低制限価格のことを今申されました。当町では、まだ現在のところこの

制度をとっておりませんが、地方自治法施行令第167条の10というのがございますが、これは余りにも低価格だと思われるかと落札者を保留して調査いたしまして、この自治法上では次の方、いわゆる次順位の方が落札することも可能であるという自治法の施行令も参考にしながら対応していかなければならないものかなど、このように考えているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） ある自治体では、実際に設計、積算した分、予算がなくで発注とかという問題を醸しているところもあるようでありますけれども、特に自治体といいますか、公共企業の積算が実勢価格と大分差があるというふうなことはいろいろ前から言われているわけですが、実際にその実勢価格を検討したときに、業者はそれはできるというのでしょうか、町として実勢価格等をきちんと検討した結果、この落札額で大丈夫だという、そういった認識は持っておられるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 現場管理等においては、先ほど申しましたように週に1回現場で打ち合わせを行って現場をチェックしております。疑義が生じた場合には、協議していろいろ調査するというふうなこと、それからまた監督機関である県の方にも問い合わせたり、突合したりいたします。

あと先ほどの件に関しましては、材料等の値段とか、そういうものもございまして、私ども実際に入る前に現場というか、製造の会社に行きまして適正な物品が正しく製造されておるのか、それが規格に合ったものかというものを工場検査いたしまして納品してもらっております。また、納品してからもまたそのときの製造番号と同じであるかどうかを確認して、そういうふうな形で工事の施工管理については万全を図って、これまで以上に、特にこういうふうな状況ですから施工管理等を厳重にしていながら品質の安全管理に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず最初に、入札一覧表はいただきましたが、もう一度この場所に入札業者名、入札額、落札率と予定価格を示していただきたい。その上で、入札業者は、これは一括ですので200号、201号と同様の質問をしておりますが、入札業者はどのような基準で指名され、どのような経過といたしますか、どのようなことがあってこのような組み合わせができ上がっているのか、その状況をお知らせください。

次に、議案第200号の請負代金1億6,138万5,000円の工事内容について、より詳しくこれだけ経費がかかるという根拠を示していただきたい。議案第201号、6,612万9,000円についても同様です。また、議案第201号に示されております予定価格の1億1,610万円の根拠も説明願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） お手元に議員さん、皆様に入札一覧表をご配付しておりますので、その中で番号と、それから入札の率について最初にご説明申し上げます。

1番目の土木建築の方ですが、1番目のところに石上・夏堀共同企業体1億5,900万円、対予定価格ですけれども、98.15%。2番目の村下建設工業・四戸興業共同企業体、同額でありますので、98.15%。3番目、東復・工藤共同企業体1億5,740万円ですので、97.16%。4番目の高橋・助川共同企業体1億5,800万円ですので、97.53%。5番目のところが落札者でありますので、94.88%。6番目が東北・堀内共同企業体1億5,750万ですので、97.22%。それから、最後の小幡・山田工事共同企業体1億5,900万ですので、98.15%となります。

それから、次の案件ですけれども、ご配付の順に申し上げますと予定価格が1億1,610万でありますので、1番目のところが7,770万でありますので、66.93%。次が2番目のフジタ、ここが8,700万でありますので、74.94%。3番目、業者名は申し上げません、3番目のところですが、9,780万円でありますので、84.24%。4番目、8,180万円でありますので、70.46%。5番目、8,390万円でありますので、72.27%。最後のところが落札者でありますけれども、6,298万円、54.25%でございます。

それから、先ほど立花議員、どういうことでこういう企業体が結成されましたかということでありますが、当町では南部町特定建設工事共同企業体取り扱い要領というものを告示してございます。その中において、第9条であります、特定建設工事共同企業体の結成という条項がござ

います。その中において、建設業者指名審査会の審査を経て予備指名を行います。その予備指名された業者さんが自主的に共同企業体を結成させるものとするという条項で行いました。その結成された業者の代表者が、出資割合でこれは代表者が決まるわけですが、その中で申請が出されてまいります。この出された申請書をもって審査会において審査いたしまして、本指名を行いまして入札会に臨んだと、こういう順序でございます。あとは、事業担当課の方から。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 先ほどの立花議員の工事の内容についてでございますけれども、議案第200号、福田地区処理施設土木建築工事でございますけれども、施設規模は敷地面積が2,500平米、本体工として延べ床面積、鉄筋コンクリートづくり415.22平米、それから舗装工として796平米、排水工が一式ということで計上しております。あと植栽工として八重桜の芝の植栽がございます。

それから、201号の機械電気設備工事の方なのでございますけれども、これはほとんど機械と、それから電気の製造したものを持ってきて張りつけ、あとは点検するというふうな工事でございます。主には、プロアーというか、汚水を持ってきて、その送水管をつなぐ、それから排気管をつなぐとか、あとプロアーといって空気で拡散する、それから曝気槽といっているいろいろ攪拌して薄めていくような、そういう施設の製造でございます。電気については、その系統を動かすための配電盤の配置等が主な工事内容となっております。大体直接工事費で歩掛かりといいますが、手間を含めてかかる金額に6割から7割ぐらいの諸経費をかけて工事費が積算となっております。単価等については秘密ということもございますので、ご容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今説明がありました業者間との組み合わせの、私が問題にしているのは名前で、指名されている業者がどのような根拠で名前が指名されているか。会議の中ではいろいろ話し合われているのでしょうかけれども、こういう業者に指名しようという具体的な内容を示していただきたい。

また、201号の予定価格1億1,610万円と落札された6,298万円、先ほどの議員の質問もありま

したが、今までこういう落札率を見たことがありませんので、予定価格と落札率にこのような開きがある。はっきり言って安かろう、悪かろうというようなことを心配しているわけですが、こういう業者にいろいろあって追加の金額がかかるかということとは実際あるのかないのか。安ければいいということでもないのですが、今までは九十何%の落札率で、急にこれだけの金額でできるということであれば、もう少しやはり入札の方法を検討して、もっと透明性を高めることもできるということを言いたいのですが、もう一度この点での説明を願います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 予備指名、本指名に当たっての業者、共同企業体の結成につきまして、先ほど要領により行いましたと説明申し上げました。

そのほかに、特定建設工事共同企業体の種類という第4条の中でありますけれども、1号においては地域限定型特定建設工事共同企業体、これは県内業者のみでの企業体という意味であります。二つ目が混合型特定建設工事共同企業体、これは県内建設業者と県外大手建設業者という考え方であります。三つ目が、これ最後になるのですけれども、一般型特定建設工事共同企業体。これは、県外の大手建設業者のみでの結成という3パターンの中でこういう取り扱いを決めてございますので、この予備指名の中においては町内の建設業者の登録、A級とか、それから県が管理登録しております特AランクさんだとかA級さんだとか、それらのこと。それから、業績などなど総合的な見地から予備指名の中において業者の選定を行いました。これもいわゆる審査規則において、規則の中での準備行為ということで行ってございます。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 最後の質問になりますが、今回は入札業者は指名競争入札で決められておりますが、一般競争入札、地域を限定するなどの工夫をした条件つき一般競争入札を導入するなど、これは今回の場合は議案第200号ということになりますが、落札率を下げる工夫をする考えはないのか、この点をお伺いします。

○議長（工藤久夫君） 助役。

○助役（赤石武城君）　きのうも同じようなご質問がありましたので、今の質問に対して昨日と同じような考え方で、方向性としては一般競争入札等も考えながらこの制度については検討していきたいと、そう思っています。

○議長（工藤久夫君）　ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君）　この建設とか工事に関しては、人件費とか、それからベテラン制とか、それによっても単価が違ってくると思うし、一律に高い単価だから、低い単価だからという、そういうふうなもろもろの積算によって違ってくると思います。それから、器具の購入の出先とかいろいろあると思うので、この単価に関してはいろいろな原因、要因があると思いますけれども、ただ皆さんのご意見もごもっともだし、できるだけ地域から地域の業者を選定するという方向をまず重視していただいて、その次にはやはり財政困難な中ですので、できるだけ安い方がいいわけですけれども、その辺の整合性というか、信憑性というか、そういうふうなものを全部そろえて遺憾のない工事とか、あるいはこういうふうなものを実施したり、落札したりしていただければいいのではないかと私はそのように思っております。単価の安い、低いは、非常に相手の業者の実力程度によっても全然違ってくると思いますので、その辺も勘案しながら今後は進めていただきたいと私はそのように思っています。

○議長（工藤久夫君）　ほかに質疑ございませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君）　担当課長が先ほど来専決の方でも補正予算の方でもちょっと軽易な事項というふうな事務処理がかつてはあったからというふうな言葉でありました。私どもは、この軽易なというものの判断は、やはり今回の工事もそれにふさわしい材質、それにふさわしい規模にのっとった設計がなされたものが根拠で入札価格というものが、予定価格というものが設定されているのだと思うので、このことを十分、企業努力もさることながら、今後先ほど工事の進捗に伴った協議をしながら監督していきたいという答弁もされておりますので、設計業者そのものの根拠があつての積算価格というものが予定されているものだろうと思うので、そのこと管理監督に十分留意されて、よもや後日の議会において補正予算云々がなされないような管理業務に徹底していただきたい、このことのお気持ちをちょっと伺っておきたいのですが。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議員おっしゃるとおり精査して設計書をつくり、また現場等を十分調査の上、設計してつくるということで、設計等、土地改良事業団とも設計及び管理団体で、委託団体でございますけれども、十分に打ち合わせをしながら、また調査をしながらこれから進めてまいりたいと思います。

また、発注済みの工事についても本当にそれがやむを得ない事情で設計変更になるものかどうか、あるいはまた落札減でそういうものを事業の促進に充てるものかどうかを十分吟味しながらこれから努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） 今の場所ですけれども、ここに松ノ木地内とありますけれども、この地主の方の名前はどなたなのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 場所については、つり橋の近くの弓道場のところなのですが、地権者まではちょっと手持ちの資料ございませんので、後ほど調べてお知らせしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） どうもこのつくる方はどんどんと進んで、肝心かなめの土地がどなたになのか、これを厳密に、皆さんはどう思いますか。きちんとやはり順序を追って泥棒を捕まえてから縄になると、こういうふうな形では、ちょっと皆さん納得できますか。私は、やはりきちんと場所、番地、幾らで買ったか、これが先の方ではないかなと私は思うのです。この辺のところ、どなたさんか、理事者の方からお伺いします。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 既に買収済みの土地で、1反5,000ほど買収してございます。済みません、所有者のお名前ということなので、少し休憩いただいて調べてお答えしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（工藤久夫君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

○議長（工藤久夫君） 日程第18、議案第200号及び日程第19、議案第201号、工事請負契約の締結についての議事を続けます。

22番、大久保俊和君の質問に対する答弁を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

処理場の買収地でございますけれども、大字福田字松ノ木5 2の位置でございます。それで、所有者でございますけれども、工藤忠充様でございます。契約月日でございますけれども、合併前の平成17年10月の18日となっております。それから、建設予定地でございますけれども、最初の5 2を分筆して買収したために建設予定地は松ノ木の5 4となっております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） あと質疑ございませんか。22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） ということは、旧福地村のときに買っている場所だと、こういうことですね。ここで、課長からお聞きします。その場所は、課長あるいは理事者の方々、今現在その場所を見ておりますか。わかっておりますか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） はい、私は常々つり橋を歩いてあの道路を歩いておられますので、見ております。

○議長（工藤久夫君） 22番、大久保君。

○22番（大久保俊和君） 今年の9月の水害で、あの場所はどういう場所かということをおは皆様にごでき得れば現地を見て、まだ建設に入っているわけではないから、果たしてこの場所が妥当かどうか。我々議員あるいは理事者、やはり現実を見て判断したのであれば、これは私もまだ課長にもお聞きしたいけれども、課長もつり橋から見ただけだということであれば、今悪いけれども、休憩をかけて現場を確認した方がいいのではないですか。

○議長（工藤久夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後1時03分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時44分）

○議長（工藤久夫君） 日程第18、議案第200号及び日程第19、議案第201号、工事請負契約の締結についての議事を続けます。

質疑ございませんか。22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） 何回も皆様には貴重な時間を申しわけありません。先ほども全員で確認したと、見てよかろうと。ただ、私ここでお願いしたいのは、やはり先ほども旧名川時代、合併していますから旧という言葉は使われなと思うのですが、追加予算、事情があってこれはやむを得ないと思っておりますけれども、今後また同じみたいな形でこのような専決処分あるいは追加補正ということにならないように、今の時点で議員の方々がしっかりと確認した場所でもあると、今後は追加という言葉は、あの件につきましては私はならないようにひとつ理事者の方々にも念を押してお願ひします。

以上、皆様には貴重な時間、申しわけありませんでした。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 201号。先ほど来、この件について皆さんご質問して大体わかりましたけれども、落札業者の予定額に対する落札率が54.25%、私はこの入札物件の下限、最低価格、入札をするときに最低価格の制限がないと、こういうふうに聞いたつもりですけれども、極端に言うとなんか1億1,600万の予定額に対して1円でもいいと、そういう入札をさせたということになるのではないかと私はそう思うのです。かつて昔、間組という会社が明治神宮だか伊勢の大社だか知らなかったけれども、1円で入札、落札したのがあります。これもやっぱり競争入札だからといって下限がなかったのです。ここのところを確認したい。ということになりますと、もしそうだとするならば54%というのは決して不思議ではないと。入札をさせる側、つまり町側は初めから想定していることだと、こう思うのです。だから、何らこれには問題はない。しかも、入札条件の中で、やっぱりセキュリティーに関するとか補償に関するとか十分やっているはずで。だから、この業者が例えば途中で倒産して逃げても工事はできるような仕組みをつくっているはずだと思うのです。だから、私はそういう点についてはこれは心配していない。

ただし、この工事、工事番号第55号ですか、これはまさしく競争入札をしたなと私は見ています。この予定額というのかな、入札率と言えはいいのかな、一番高い人で予定額に対して84%です。54%で落札した次の方は、約67%で入れています。だから、談合はほとんどしていない。これが本当の競争入札だと私はそう思うのです、これは正しいと。ですから、何を言いたいかという200号の、前ですけれども、1億6,200万が、それでは本当に正しい競争入札したのかと。そういう検証をしたのか、そういうことを追跡しているかと。町長は、私一般質問でもお話ししましたけれども、事業といったときに財源不足を大変苦しげな顔をして言うのです。そのときに、201号はこの物件一つで5,000万円浮いたのです、5,000万ですよ。1億1,600万の予定額に対して6,298万ですから5,000万ぐらい浮いているのです。ひどいと思いませんか。疑うとするならば、私はこの設計単価がおかしいと、予定額の積算の仕方がおかしいと、こう思うのです。予定額を町が立てようとするときに、建設部課にしる、あるいは設計屋さんが出したものにしろ、あるいは積算のソフトがあるはずで。ただ、それを倣ってやったのか。もう少し現実に即した予定額を立てたのか。こっちこそ私は疑問を持つべきだと、こう思うのです。ですから、入札のときにそういう検証をしているのか、そういうことを追跡しているのかと。もう一回言いますけれども、これ一つで5,000万浮いたのです。ひどい話ではありませんか。私の死ぬまでの分もうけた、死

ぬまでかかっても5,000万もうけられない、そのぐらいの金額だと思います。町のお金は、町長のものではありません。2万2,000、南部町住民のもので、ですから、常日ごろから町長はお金を大事にしてくださいと、そういうことを言っているはず。どんな検証をしたか、それを聞きたい。この54.25%で落札をしたものに対する総括の仕方、検証の仕方、どんな検証をしたか。

あともう一つ、前の200号のこの手でいきますと、200号は1億6,200万円でいくと6,000万浮きますよ。みんながみんなそうだとはいわない。でも、一方は同じ町の工事で54%で落札しているときに、一方は95%、みんなそうだと。この人たちは談合しているとはいわない。言わないけれども、おかしいかと、こう感じませんか。1億1,000万で5,000万浮いたのですよ。今までの工事を振り返ってみてください。それらを含めてどんな検証をしたか、これを助役から聞きたい。

○議長（工藤久夫君） 赤石助役。

○助役（赤石武城君） 入札率の低い方に関しましては、専門業者ですので東北一円から対応しました。なお、この設計につきましては、青森県で購入されております特別対応する業者の設計でもって積算して内訳表は出しております。それに合わせながら、先ほど課長も話しましたようにするその中身的なことについて、さらに深く検証して入札をいたしました。

それから、もう一つの方の関係につきましては、三八地区のそれぞれの建設業界のそのクラスの、同じクラスの実績をもとにして、なお町内のグループの実績をもとにして対応して今回のジョイントができ上がったのでございます。

以上。

○議長（工藤久夫君） 32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 54%が正しくて95%が間違っているとは言いません。ただ、現実問題として毎日のように、今もシリーズで「クローズアップ現代」で談合を取り上げています。そのぐらい社会の目が厳しい。そういうときに、やっぱり95%と54%というのを地域の住民の皆さんが知ったら、いや、これはひどいなど、どっちもひどいなど、こう言うと思います。でも、私はやっぱりこの下限がなしというのは行政が工事をさせようとするときに最低価格を設けないということはちょっと理解できない。私も例えばダンピングとか公取法とか若干調べてみました。原価を割って、そして商品売る、あるいは工事をするというのはいかがなものか。こういうことに

対する認識をどういうふうに思っただけでああいう下限価格なしとやるのか、それをもう一回聞きたい。

それと、やっぱり業者にしますと仕事をたくさん持っている業者、それから今々仕事がなく、多少安くても専門の従業員とか職員を休ませたくない、そういう業者もあるかと思うのです。そうすると、おのずから競争入札ですから取り組みの仕方が違うと。だから、安いから全部おかしいとか高いから談合したとかそういうことではない。ないけれども、一応やっぱり町のお金を使うからにはこういう結果が出ていると、そういうことを検証してみる必要があると、こう思ったのです。ここに来るまで知らなかったのです、54%というのを。私は、そう思います。

あわせて、これからも工事が続くでしょうから、これをひとつ反省の材料として、もう一つは入札の仕方、業者の選び方。地域業者だけというお話が先ほど来出ておりますけれども、町内の業者だけという言葉はやっぱり今回の場では余り私は適切な言葉ではない、そう思っています。競争の社会です。自由経済の社会なのです。そのときに、市場原理を取り入れた競争というのは最もベターな話なのです。そのときに、一つの枠をはめるといのは私は問題があるのではないかと、こう思います。やっぱりよその町に行ってもどんどん仕事をいただいて世話になっている業者もたくさんいるのです。町内で生産したものを全部町内で消化できれば地産地消もいいでしょう。必ずしもそうではない。ですから、やっぱりこれからのこういうお金を伴うのとか、あるいは公売とか入札とか、そういったのも競争をさせてみるとか、あるいは全く違ったやり方でやってみるとか、そういう選択肢はたくさんあると思うから、そういったことも参考材料として今回はいい試練になったかなと私は見えています。再度助役の答弁をいただきたい。

○議長（工藤久夫君） 赤石助役。

○助役（赤石武城君） 本町におきましては、最低価格の制度は対応しておりません。そういうふうなことから、今回のこのようなことについては今後十分この辺は検討して、内容には吟味してまいりたいと、そう思っています。

なお、先ほど来、それからおとといのご質問にもありましたように一般入札を踏まえながら、今の最低入札も踏まえながらいろいろと検討して方向性を見つけたいと、そう思っています。

以上。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第200号、工事請負契約の締結について（福田地区処理施設土木建築工事）、議案第201号、工事請負契約の締結について（福田地区処理施設機械電気設備工事）についての討論を行います。

入札参加機会をふやし、競争性を高めるために一般競争入札を導入すべきではないでしょうか。5,000万円以下でも一般競争入札を導入してはどうでしょうか。青森県では、一般競争入札の拡大の方向で検討すると言っています。5,000万円以下でも指名競争入札にしているのは問題だと指摘されたのに対して、5,000万円未満の一般競争入札の検討を今後していくと答えています。県では、一般競争入札の拡大の検討を始めているわけですので、当町でも入札方法の検討を始めるべきではないでしょうか。それによって、落札価格が低額に抑えられるなら経費の節約になるではありませんか。

また、議案の審議の中で土地の選定に私は疑問を持ち、これを通すということは大変な経費がかかるということがわかりましたので、この点に対しても、また入札制度の改善を求めることとあわせて要求し、以上の理由を述べ、議案第200号、議案第201号に対する反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） 着席ください。起立多数であります。

よって、議案第200号及び議案第201号は原案のとおり可決されました。

---

議案第202号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第20、議案第202号、土地の取得についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 議案第202号、土地の取得について。

提案理由ですが、ふるさと運動公園整備用地の売買契約を締結するため、地方自治法の規定によって議決をお願いするものでございます。

60ページをお願いします。取得の目的ですが、ふるさと運動公園整備用地、これは中学校とふるさと運動公園を利用する利用者の駐車場を計画しております。取得する土地及び契約の相手方でございます。所在地、地目、地積、契約の相手方と上から順番にお読みいたします。

南部町大字下名久井字赤沼16、田んぼ、893平方メートル、南部町大字下名久井字前田40、工藤勝美様。

二つ目、下名久井字赤沼17 1、田んぼ、3,507平方メートル、下名久井字田端7、工藤スエ様。

三つ目、上名久井字長尾下56、田んぼ、2,221平米、下名久井字下夕町27、工藤昭彦様。

4番目でございますが、上名久井字長尾下57 1、田んぼ、2,764、同じく工藤昭彦様。

5番目ですが、上名久井字長尾下57 2、雑種地、185平方メートル、同じ下名久井字下夕町27、工藤昭彦様。

6番目でございますが、上名久井字長尾下58、雑種地が63平米、同じく工藤昭彦様。

それから、7番目が上名久井字長尾下64、田んぼ、916平米、十和田市西23番町39 33、工藤清寿様。合計で7件、7筆あります。1万549平米。取得金額が3,108万9,000円でございます。

この内容でございますが、平成15年に行いました名川町立統合中学校建設に伴って、排水路の切り回しに伴って作付ができなくなった7筆の1万549平米の土地は、県営圃場整備事業受益地であったため、平成15年度に買収することができませんでした。そのため、補助金返還期間、対象期間であります。平成15年から17年までの期間、土地所有者と立毛補償契約と、それから18年度に買収する内容の確約書を締結いたしました。以上のことから7筆を、1万549平米の用地買収、売買の契約を締結するものです。

現在の名川中学校及びふるさと運動公園の施設利用者の駐車場として計画をしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の説明で、駐車場のための土地取得ということはわかりましたが、何台の駐車ができるのか、何を基準にこの広さを決めたのでしょうか。

あと一点は、土地の購入についてであります。土地の地目によって単価が違うと思いますが、その地目別の単価、そして場所とか道路によっても単価が違うということですので、何円から何円とかということで、各所有者別にお知らせください。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答えいたします。

ちょっと駐車場何台というの、何台までちょっと把握していなかったものですから、後で立花議員にお知らせをしたいと思います。

それから、土地の売買のことでございますけれども、ここ中学校を建てる時に用地買収の価格があったわけですが、ほぼそれと同じ、ほぼいいですか、同じ価格で買ったわけですが、その単価についてお知らせいたします。田んぼにつきましては、平米3,000円と、雑種地につきましては平米700円ということで、みんな同じ価格で買ってございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 次に、現在も工事をしているわけでありましたが、ふるさと運動公園のこれからの計画、大分規模が大きくなるように聞いておりますが、この計画は縮小も凍結もすることなく進められていく計画なのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） この件につきましては、前回も町長からもお話がありましたけ

れども、計画どおり進めることとしておりますが、今の工事はグラウンドは全天候型400メートルトラック、それからサッカー場の工事となっております。これが今のところは第1期工事ということで、2期、3期、4期というふうに進められるという考え方でいきたいと思って考えております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第202号、土地の取得について討論を行います。

駐車場やふるさと運動公園の必要性は認められますが、現在のところ必要最小限にとどめるべきではないでしょうか。計画を縮小した予算で福祉や教育の充実の予算へ、例えば出産一時金の窓口払いなしの制度の創設や保育料の引き下げ、特産であるニンニクの増産のための援助などに充てるべきではないでしょうか。ふるさと運動公園計画の縮小、凍結を要求して反対討論いたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第202号は原案のとおり可決されました。

---

議案第203号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第21、議案第203号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 61ページになります。議案第203号であります。平成18年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は予算の総額に3億6,846万円を追加し、予算の総額を102億1,541万1,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正は、第2表、債務負担行為補正により説明申し上げます。

第3条、地方債の補正は、第3表、地方債補正により説明申し上げます。

それでは、67ページをお願いいたします。67ページ、第2表、債務負担行為であります。事業は、戸籍電算化業務、期間、平成18年度から平成19年度まで、限度額9,300万円。このことは、戸籍の電算化業務につきまして契約を明年度までとするため、地方自治法第215条により設定するものであります。今年度は、予算措置はすることなく債務負担行為により契約を締結いたしまして、19年度に予算措置をいたしまして業務完了後、支払いするという債務負担行為の設定であります。

68ページになりますけれども、第3表、地方債の補正であります。追加となります。起債の目的であります。農地農業施設等災害復旧事業1,850万円、それから公共土木施設災害復旧事業5,340万円、合計7,190万円を追加発行いたしまして災害復旧事業に充当をするものであります。

なお、補助事業、災害復旧事業に係る地方債の元利償還につきましては、今年度95%が交付税算入となるものであります。

歳出から説明いたします。77ページになります。77ページの歳出でありますけれども、歳出におきまして各款にわたって一般職員の人件費の補正が出てまいります。これは、退職者分及び人事院勧告等によりまして決算見込額を試算したところの補正であります。総額3,029万4,000円の減額補正をしております。

それでは、歳出の主な内容について説明申し上げます。77ページの同じところですが、2款1項1目一般管理費564万5,000円の追加でありますけれども、主なものは新年互礼会経費183万3,000円ほどでありますけれども、そういった補正が主な内容となっております。

それから、次のページの78ページでありますけれども、4目の財産管理費562万9,000円の追加補正でありますけれども、主なものは各庁舎の管理経費の補正であります。

続きまして、80ページをお願いいたします。2款4項、真ん中辺でありますけれども、2目南部町農業委員会委員選挙費1,069万円の減額補正でありますけれども、選挙が未執行になったための減額補正であります。

81ページになりますが、3目の青森県議会議員一般選挙費423万3,000円の追加であります。投票日が年度初めのため、事前準備経費の補正であります。

82ページにまいります。3款1項2目の住民生活費のところでの2,695万4,000円の追加でありますけれども、これは節のところにおきまして28節繰出金2,880万3,000円があります。これは、国民健康保険特別会計繰出金、これは保険基盤安定事業に係る繰り出しでありまして、財源内訳の中には国支出金1,280万6,000円、それから県支出金879万5,000円、一般財源535万3,000円というふうな財源内訳で行っております。

一番下のところの4目の老人福祉費のところ1,032万2,000円の追加補正でありますけれども、これは28節繰出金でありまして1,032万2,000円、これ介護保険特別会計への繰出金であります。人件費あるいは事務費のルール分及び地域包括支援センター準備経費分の繰出金であります。

その次は、83ページになりますけれども、5目の老人福祉費280万8,000円の減額補正であります。28節繰出金の減額316万6,000円の減額でありますけれども、これは介護老人保健施設特別会計への繰出金の減額補正であります。

続きまして、6目の障害者福祉費364万4,000円の追加補正でありますけれども、20節の扶助費のところの説明がありますが、身体障害者居宅生活支援事業及び知的障害者居宅生活支援事業の事業の補正であります。

その下の3款2項1目の児童福祉費のところ2,958万円の追加補正でありますけれども、20節扶助費、これの児童手当の分であります。対象者拡充に伴いましての補正でありまして、小学校卒業前までの児童の分まで拡充するということでの補正でありまして、財源といたしまして国庫のところ2,127万6,000円減額ですが、次のページにいきますと県費2,315万円、国庫から県費に振りかわって財源措置しております。あと一般財源2,770万6,000円とありますけれども、この中では特例交付金の中に児童手当の拡充分が特例交付金の中で措置されておりますので、交付税等もあわせて一般財源を充当しておるところでございます。

84ページになりますけれども、2目の保育所費804万8,000円の追加補正であります。13節委託料1,053万7,000円とあります。この中で、説明欄の中で広域入所運営の中の委託分、町外に入

所されている子供のための委託料1,051万8,000円という追加補正であります。

続きまして、85ページになりますが、4款2項の2目環境整備事務組合費1,418万2,000円の追加でありますけれども、説明欄の中での負担金であります、し尿処理場1,402万5,000円、葬祭場5,000円、これは三戸環境整備事務組合の負担金が確定になったことにより増額を補正するものであります。

86ページになりますが、4目の排水施設費308万7,000円の追加補正でありますけれども、19節の268万8,000円、補助金とあります。合併処理浄化槽設置者への補助金であります。

真ん中のところの6款1項1目農業委員会費211万6,000円の追加でありますけれども、これは農業委員の研修分が補正になっております。9節の旅費のところ、右側の方の説明で研修旅費174万3,000円、それからもう一つ、14節の借上料になりますが、33万4,000円、自動車借上料、この二つの節におきまして農業委員の研修を実施する補正であります。

それから、88ページになりますが、14目地籍調査事業費686万2,000円の追加でありますけれども、これは福地地区の地籍調査の成果品がございましたが、それを数値情報化するための補正であります。財源として、県費から500万1,000円の財源を調達して充当しております。

真ん中辺より下になりますが、7款1項3目観光施設費848万8,000円の追加補正、説明欄の中で28節繰出金900万円、農林漁業体験実習館特別会計繰出金であります。

それから、89ページになりますが、8款2項2目の道路橋梁新設改良費、補正額780万円、節におきましては13節と15節、80万円と工事は700万円。これは、福地地区の前平団地線改良事業にかかる補正であります。

次の90ページになりますが、8款4項1目の下水道整備費1,461万8,000円の減額補正であります、これは説明欄の中での特別会計の繰出金を減額補正しております。

次に、91ページになりますが、10款1項2目の事務局費537万6,000円の減額補正でありますけれども、これは各節にわたり不用見込額を減額補正しておるものでございます。

92ページになりますが、10款2項1目の学校管理費406万6,000円、これは各小学校の管理経費を増額補正するものであります。

10款3項1目中学校費の学校管理費であります、319万1,000円の追加補正。これは、説明の中で15節の工事請負費122万2,000円、あとは18節備品購入費60万円、これは説明の中にありますように杉沢中学校になるのですが、特殊学級教室の改修工事にかかる追加補正となります。

94ページになります。4目の真ん中になりますけれども、文化財保護費151万4,000円の追加補正、これは説明、22節の補償補てん及び賠償金、土地公有化に伴う立木等の補償費であります。

95ページですが、10款7項の1目給食センター管理費439万2,000円の減額補正、これは特別会計の繰出金を減額補正するものであります。

次に、11款1項1目の農林水産施設災害復旧費7,543万3,000円を追加補正しております。15節の中で工事請負費になりますが、7,440万円、災害復旧工事に伴う追加補正でありまして、農地災にかかりますのは16カ所で4,560万円、農業用施設につきましては13カ所になりまして2,880万円。この補正の財源といたしまして県費が4,277万4,000円、そして先ほど説明しました地方債になりますが、1,850万円、その他のところへの分担金1,066万6,000円、これは受益者負担となります。あとは349万3,000円が一般財源を充当しております。

最後に、11款2項1目の公共土木施設災害復旧費となります。追加補正額が1億8,620万3,000円、これは96ページになるのですが、15節の工事請負費の中で1億7,281万5,000円とあります。これは、災害復旧工事にかかる追加補正でありまして、河川、道路、橋梁9カ所5,720万円、公園1カ所830万円のほかに、これ大雨災害とは別になりますが、春先の低温によります凍上災5路線を査定済みでありますので、5路線につきまして1億731万5,000円を工事請負費に追加補正しております。

以上が歳出であります。これに伴う歳入について説明申し上げます。72ページにお戻りください。歳出の補正に伴いましての財源の中身であります。まず一番最初は9款1項1目地方交付税1億8,758万7,000円を追加しまして、地方交付税総額を46億7,726万8,000円とするものであります。補正の中身は、地方交付税の中での普通交付税を補正しております。

11款1項1目の災害復旧事業分担金1,066万6,000円の追加であります。先ほど申しました農業用の中での受益者負担でありまして、農地災にかかわるものが750万6,000円、32人の方になります。農業用施設災害の分担につきましては316万円、13人の方ということになってございます。

最後の72ページの13款の国庫支出金の中での1項1目民生費国庫負担金、1番目、3節ですが、児童福祉費負担金411万4,000円、これは保育所運営費負担金にかかる国庫補助金、広域入所に係る分の国庫負担の歳入であります。あと4節、5節、7節、次のページの8節までが減額になっておりますが、これは児童手当の分の国庫負担金であります。国庫の交付率を下げまして、その分県費に振りかえているということで県費の方で増額になっておりますので、ここでは減額という補正であります。

72ページですが、9節のところ、右側の上のところですけれども、保険基盤安定事業費負担金、これは国保特別会計へ繰り出しするために充当する国庫負担金でありまして、1,280万6,000円となっております。

13款 2 項 5 目のところで総務費国庫補助金9,000万円から減額6,300万、補正後2,700万。これは、合併市町村補助金でありますけれども、当初9,000万円を3カ年で国が交付するというところで当初予算編成したところであります。若干制度が改正になって2,700万円を10カ年で交付するという制度改正によりまして減額補正しております。

最後の6目の災害復旧費国庫補助金の右の方の1節のところで公共土木施設災害復旧費補助金1億718万7,000円。これは、先ほど歳出でご説明申し上げましたけれども、河川道路では4,046万6,000円、公園につきましては495万1,000円、凍上災につきましては6,177万円の国庫補助金を見込んでおります。

14款 1 項 1 目の民生費県負担金、2節になりますが、児童福祉費負担金205万8,000円、これは保育所運営費負担金でありまして、広域入所に係る分の県費分であります。あと3節、4節、5節、6節は先ほど国庫から県費に振りかえられた児童手当の県支出金であります。それから、最後の7節のところは879万5,000円、これは先ほど国庫と連動する国保会計の繰出金に伴う特定財源となるものであります。

14款 2 項 1 目の総務費県補助金のところで総務費補助金を2,700万減額しております。これは、先ほど国庫のところで申し上げましたが、市町村合併支援特別交付金でありまして、国庫と県費があるわけですが、県費から国庫へ振りかえたということでここを減額しております。

それから、4目の農林水産業費県補助金の5節の地籍調査事業費補助金500万1,000円、先ほど地籍調査の関係の歳出がございました。そのための県費の補助金をいただいて、この事業を行うというものであります。

8目の農地等災害復旧事業費補助金、1節の農地等災害復旧事業費補助金4,277万4,000円、これは先ほど歳出でも申し上げましたけれども、農地等の災害にかかる県補助金であります。農地災に係るものは補助率が50%、それから農業用施設につきましては65%の交付率となっております。

最後になります。75ページ、20款町債のところ。20款町債、1項7目災害復旧事業、ここでの災害関連の起債を発行するというところで7,190万円、1節、2節と分かれております。それで、2節の臨時財政対策債270万、これは先ほどの専決処分した分にかかる分です。それから、公共土木施設災害復旧事業費5,340万円、道路災害復旧事業債は2,020万円、公園につきましては140万円、凍上災につきましては3,080万円、それから2節の農業用施設災害復旧事業につきましては1,850万円となっております。総計、地方債の補正後の額が11億6,760万円と発行を予定しております。予算に対するパーセンテージですが、構成比であります。11.4%とい

う起債を発行して今年度事業を行いたいと、こういうことでございます。

内容を簡単に申し上げました。以上で補正予算（第6号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） まず、町債と、それから地方債の利率の率の違い。それから、農業委員会がちょっとあれですけども、中山間地域の直接支払いもマイナスということですけども、この内容についてちょっとお伺いしたい。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 地方債の利率でありますけれども、政府関係資金あるいは縁故債、縁故債とは申しません、銀行債だとか、当町では農協さんだとか、あるいはみちのく銀行、青森銀行などなどの縁故債、私どもが選ぶことはできませんので、許可によって県知事がこの起債はここから借りてちょうだい、この起債についてはここから借りなさいという配分がなされます。財政投融资資金というのがございまして、それは政府資金であります。なので、政府資金につきましては今のいわゆる国債の入札といいますか、売れぐあいでもっての率が設定されるわけですけども、2%前後、ちょっと上がりぎみなのかなということなので、利率を見合いながら早く借りれるものは早く借りたい。一方、縁故債につきましては若干高目でありますので、その辺の見合いを見ながら借り入れ時期、もしくは早く借りれば早く利息がかかってまいりますので、その辺のどっちが有利なのかなという試算をしながら発行してまいりたいと、このように考えています。

あと農業委員会の研修と中山間につきましては、担当課の方。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 中山間地域の直接支払交付金の77万円の減額でございますけれども、当初合併前に17年度からの事業に移行する際に、実施面積の増があったために18年度も若干120へ

クター分増を見込んでおいたのですけれども、結果的にはまずなかったということで、事業が確定したということで減額しております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 往々にして地方債と町債、町債は利息が高いでしょうから、できるだけ。だけれども、短時間で返してしまいたいという、そういう状態なもので、どちらを主に使っているかというか、そういう状況はどちらの方を利用しているというか、利息の関係とか期日の関係、期間の関係とかどちらを利用しているのでしょうか、主に。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 縁故債が許可されますと、私どもは、当町においてはメインバンクが青森銀行でございまして、あとは指定金融機関あるいは市の代理店、みちのく銀行、あるいは農協さん、あるいは信用金庫、いろんな調達機関があるわけですが、いわゆる利率の低い方で借りたいわけでありまして、銀行さんのお幾ら、今の利率幾らですかと、こういう調査をして借りることにしております。

あとそれから3億なら3億という縁故債を許可されますと、一本で借りるか、もしくは二つに割って2億とか1億、1億5,000万とか、こういうふうなことの借入れ決定につきましても町長から起案して決済いただいて状況を説明しながら発行していく、このような形になっております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第203号は原案のとおり可決されました。  
ここで、2時50分まで休憩いたします。

（午後2時36分）

.....  
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時53分）  
.....

議案第204号から議案第211号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第22、議案第204号から日程第29、議案第211号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第204号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）から日程第29、議案第211号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）までの議案8件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第204号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ439万2,000円を減額し、予算の総額を2億3,099万8,000円とするものであります。

105ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。1款給食費、1項給食費、1目給食管理費439万2,000円の主な減額は、2節給料、3節職員手当、4節共済費の減額であります。内容につきましては、南部給食センター正職員1人分が減額となったものであります。

次に、102ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。歳出の減額により一般会計から繰入金も439万2,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明をお願いします。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第205号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,662万円とするものであります。

113ページへお進みください。初めに、歳出の主なものからご説明申し上げます。1款1項1節の管理運営費から57万9,000円を減額補正するものであります。内容としましては、7節賃金に171万2,000円を増額補正、11節需用費からは162万8,000円を減額するものです。それと、27節の公課費34万3,000円の減額は消費税の税額の確定による減額となっております。

112ページへお戻りください。歳入のご説明を申し上げます。歳入で2款1項1節財産売払収入から984万6,000円を減額するものです。これは、食品売り払い等の収入の減となっております。

3款1項1目一般会計繰入金から900万の増額補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明をお願いします。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 115ページです。議案第206号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の総額に1億925万7,000円を追加し、27億3,019万4,000円とするものでございます。

歳出の方から説明をしたいと思います。123ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の7節の賃金でございますが、臨時職員、レセプト点検の臨時職員ですが、84万円の補正でございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費、それから2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費、合わせて1億557万円の補正でございますが、半期の実績から不足分を計上するものでございます。

2款4項1目出産一時金でございますが、280万円、これは今後の見込みと一時金が30万円から35万円になったことによる増額でございます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金でございます。それから、次の4款1項1目介護納付金でございますが、これは財源の補正を行ったものでございます。

次に、歳入の方を説明いたします。121ページにお戻りください。1款、1目一般被保険者国民健康保険税、2目の退職被保険者等国民健康保険税、合わせて1,431万1,000円の減額でございますが、これは平成17年度の農業所得が確定いたしまして、農業所得等の低下及び税率の改正に伴う減額でございます。

第3款2項1目財政調整交付金2,798万5,000円でございますが、一般被保険者療養給付費及び老人保健医療費拠出金、介護納付金、合わせて2,798万5,000円の補正でございます。

次に、第4款1項1目療養給付費交付金でございますが、1億1,361万8,000円でございますが、現年度分の退職被保険者等療養給付費等でございます。

次に、第5款1項1目の都道府県財政調整交付金3,213万4,000円でございますが、一般被保険者療養給付費へ充てるものでございます。

次に、第7款財産収入でございます。7款1項1目利子及び配当金535万8,000円でございますが、これは今まで県連合会に出資しておりました出資金を精算、昨年度をもって精算したものでございまして、今年度の入金という、配当ということになります。

第8款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金6,561万6,000円でございますが、財政調整交付金でございます。

次に、第8款繰入金、2項1目の一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金と国保基盤安定繰入金、合わせて2,880万3,000円でございます。

次、第10款1項2目その他繰越金でございますが、前年度繰越金7,994万6,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第207号の説明をいたします。125ページになります。議案第207号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,157万円とするものでございます。

歳出の主なものについてご説明いたします。131ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は652万5,000円の追加、これは18節備品購入費に596万6,000円が主なものでございまして、平成19年4月に設置する地域包括支援センターで使用する業務支援システムを購入するためのものでございます。

第2款保険給付費、第1項保険給付費、1目介護サービス等諸費は824万円の減額。内訳は、施設サービス2,153万9,000円のこれは増額、それから居宅サービス2,530万7,000円の増額、これらはそれぞれ給付費見込み増によるものと、それから地域密着型サービス5,508万6,000円の減額と、これは給付費が見込みより伸びがなかったことによる減額でございまして、差し引き824万円の減額ということでございます。

3目高額介護サービス等費は2,712万9,000円の追加、給付見込み増によるものでございます。

次、132ページになります。4目の特定入所者介護サービス等費は2,184万6,000円の減額、給付見込み減によるものでございます。

次に、第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は地域ふれあい交流会が1目の特定高齢者事業に該当しないため、2目の一般高齢者事業への変更により組み替えしたものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。130ページをお開き願います。第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分は644万7,000円の減、交付金精算によるものでございます。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は379万7,000円の追加、町負担分でございます。

2目その他一般会計繰入金は652万5,000円の追加、職員給与費と事務費繰入金で、事務費繰入金は歳出の包括支援センターで使用する業務支援システムを購入するということでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を終わります。

続きまして、議案第208号でございます。134ページになります。議案第208号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ816万5,000円とするものでございます。

最初に、歳入でございます。139ページになります。第1款サービス収入、第1項介護給付費、1目居宅介護支援サービス計画費は154万2,000円の減額でございます。

第4款繰越金は52万3,000円の増額、前年度繰越金でございます。

次に、歳出になります。140ページ、お聞き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は101万9,000円の減額、内訳として11節需用費は印刷製本費50万円と光熱水費60万円をそれぞれ減額し、消耗品52万3,000円を増額、これはコピー用紙、ファイルあるいはトナー、それからタイヤ等を購入するために充てるものでございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明を求めます。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第209号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ375万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億903万3,000円とするものでございます。

第2条、既定の地方債の変更は2表によります。

148ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。1款1項1目、区分の13節でございます。設計監理業務委託375万8,000円を減額してございます。これは、県の指導によりまして本工事費対応としていた事務費対応分を人件費、補助対応分なのですけれども、これに振りかえたための減額でございます。給料、手当、共済費等に振りかえてございます。それから、22節の方なのですけれども、水道移設補償費を計上しておりましたが、実施設計を組みまして水道管移設について協議検討の結果、工事に支障ないと思われるためにこれを工事費に振りかえして事業促進を図るものでございます。したがって、22節を15節に組み替えしてございます。下水道の管渠工事でございます。

それでは、147ページ、歳入の方を説明申し上げます。これに当たる歳入としまして、繰入金、これは起債分が1,000万、それから税金の還付金が86万、それから先ほど説明しました補助対応分375万8,000円を足した金額1,461万8,000円を一般会計繰入金から減ずるものでございます。その内訳が3款の町債と5款の諸収入、先ほど説明した町債につきましては起債充当率の変更がありまして90%から100%になったことに伴い、1,000万の補正を含むものでございます。ほかにつきましても86万円は17年度の消費税の還付金でございます。

144ページをお願いいたします。第2表でございます。先ほど説明いたしました起債充当率の変更によりまして、限度額を9,000万から1億円に変更補正するものでございます。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第210号、149ページになります。平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。これは、科目間の組み替えでございまして事業費の変更はございません。

152ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項2目11節需用費でございます。光熱水費とあるのは、下名久井、苔米地、片岸の処理場につきまして原油高による電気料金の増額でございます。それから、12節役務費については処理場の法定検査ということで、建物の位置を若干変更したことによる申請手数料を計上しました。それから、13節の委託料でございます。4万2,000円とあります。そして、右側に下名久井とございますけれども、これは上名久井のミスプリントでございますので、ご訂正をお願いいたします。上名久井電気保安業務ということで、1月から3月までも電気業務、電気を契約してからの試験操業に係る保安業務を計上してございます。

それから、2款1項1目13節委託料でございます。管路施設施工監理業務、それから15節の工事請負費の減額でございますけれども、これはともに福田地区の補助対象外の単独分の入札減を減額したものでございます。

3款1項1目、それから2目の元金、利子でございますけれども、償還、それから償還の利子でございますけれども、元金、利子とも平成18年度償還額の確定による補正でございます。科目間の組み替えでございますので、歳入の調整はございません。

以上で説明を終わります。

○議長(工藤久夫君) 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(佐々木利文君) それでは、153ページになります。議案第211号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ357万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,305万6,000円にするものでございます。

歳出からご説明いたします。159ページをごらんいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目管理費の補正額については357万5,000円の減額でございますが、主なものは2

節給料、3節職員手当等につきましては職員の調整額による減額でございます。次に、14節の使用料及び賃借料の201万9,000円の減額につきましては、南部病院と建設当時から共有している部分の施設関係の厨房、機械施設、廃棄物の焼却炉等について耐用年数の減価償却費並びに維持管理費の減額等に伴い、契約変更が生じたため減額したものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。158ページにお戻りいただきまして、この減額に伴いまして主なものについては4款の繰入金、1項他会計繰入金、一般会計の繰入金について316万6,000円を減額するものが主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 132ページです。4款の1目と2目ですが、この1目の特定高齢者というのと、それから2目の一般高齢者の状況ですけれども、これ補正前の金額から244万8,000円のマイナスの補正ですけれども、合計で595万3,000円、2目の方が合計で244万8,000円という数字が出ておりますけれども、この内容の試算内容はどのような基準のもとでこういうふうな金額状況になったのかお知らせください。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） これは、地域触れ合い交流会事業というのがございまして、まことに特定高齢者ということになりますと健診を受けていただいて、その健診の結果に基づいて、この方が予防事業の方に該当するということになれば特定高齢者ということになるのですが、この地域触れ合い交流会は健康な元気なお年寄りの方々が対象でございまして、まずそこを特定高齢者事業から振りかえたというのがまず一つと、それから算定ですが、1地区3万6,000円、これを3町村分68地区ということで244万8,000円と、こういう金額になってございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第204号から議案第211号までは原案のとおり可決されました。

---

#### 陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第30、陳情第6号、最低保障年金制度の創設を求める陳情書を議題  
といたします。本件は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を  
求めます。山口博个君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（山口博个君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果を報告いたし  
ます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第6号、最低保障年金制度の  
創設を求める陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、  
お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査  
をする必要があるため、継続審査といたしました。ご報告をいたします。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

---

発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第31、発議第15号、道路財源の確保に関する意見書（案）を議題といたします。本案提出者の説明を求めます。佐々木幹夫君。

（17番 佐々木幹夫君 登壇）

○17番（佐々木幹夫君） 発議第15号、道路財源の確保に関する意見書（案）について提案理由の説明をいたします。

道路は、町民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある経済に支えられたゆとりある社会と、安全で安心できる地域を実現するには、地方の道路整備を計画的に推進することが必要である。

しかし、大都市圏域の道路網はほぼ完成していることから、もはやこれ以上道路整備は不要だという一面的な論理により、公共事業なかんずく道路事業費が削減されてきている。

そして、先般「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が決定され、特定財源制度の一般財源化を図ることが前提となったところであるが、当町においては平成18年1月1日の町村合併に伴い、より広域的な道路網整備を早期に強化することが必要となっている。

都市、地方のいずれに住むものも公平で活力ある生活が営まれるよう、その根幹的社会基盤施

設である道路整備をより一層積極的に推し進め、未だ遅れている地方部の道路整備がますます立ち遅れることのないよう国及び関係機関に強く望むものである。

よって、次の事項について提案する。

一、地方の道路整備は立ち遅れており、地方の道路整備財源の充実を図ること。

二、道路特定財源を一般財源化したとしても、受益者負担という制度の主旨にそって、道路整備のための財源として確保すること。

以上、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年12月14日。提出者、佐々木幹夫、以下河端幸蔵、野田清八、大久保俊和、日向端猛、庭田豊茂、西塚英夫、川守田倉松、河門前正彦。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 各常任委員会の報告、質疑

○議長（工藤久夫君） 日程第32から日程第35までの各常任委員会報告は、配付しております報

告書のとおりでございますので、説明を省略いたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上で各常任委員会の報告を終わります。

---

#### 委員会の閉会中の継続審査(調査)の件

○議長(工藤久夫君) 日程第36、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、平成18年第6回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月8日から14日までの7日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与

の方々には師走の何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。平成18年度の補正予算を初め、条例案等を慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。

さて、議員各位におかれましては合併以来、臨時議会を含む6回の議会、全員協議会、各委員会の所管事務などご多忙の1年間ではなかったかと思えます。改めて衷心よりお礼申し上げる次第であります。南部町は、来年1月をもっておかげさまをもちまして誕生1年を迎えます。いざなぎ景気を超える景気が続いていると言われる中、地方においてはますます格差が広がる一方ではないかと懸念されております。当町におきましても三位一体改革が進む中、財政的には今後とも厳しい状況が続いていくことが予想されております。しかしながら、私たちは合併して自然あふれる豊かな自然を拡大することができました。そして、何よりも心豊かで才覚ある旧3町村の住民が南部町民として一体化したことは、新町のまちづくりにとって、その力の根源となるものと確信しております。発想の転換を図り、お互いが知恵を出し合いながら活力ある南部町を築いていかなければなりません。新町誕生1年を期し、本職初め、職員一丸となって誠心誠意努めてまいり所存であります。議員各位、参与の皆様におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

平成19年が皆様にとりましてよい年でありますよう心からご祈念申し上げ、本定例会のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君）　ここで一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

本年1月、合併に伴って3町の議会から新南部町の議会と、今まで6回の町議会を開催させていただきました。おかげさまをもちまして皆様の熱心な討議、ご協力のもとに新南部町の議会としての礎ができつつあるものと思っております。来るべき平成19年の新春を迎えても、今までに増しまして皆様の今まで以上のご協力とご活躍を祈念申し上げて第6回南部町議会定例会の閉会のあいさつといたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時32分）



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長      工藤 久夫

署名議員      長根 和夫

署名議員      工藤 幸子